

第51回

公害環境デー

公害・原発をなくし、地球環境の保全と再生をめざす府民集会



気候危機を止める！ 市民はどう考え、行動するか

2023年2月4日(土) 13:30~16:30

<プログラム>

【開会あいさつ】第51回公害環境デー実行委員長 金谷邦夫さん(大阪から公害をなくす会会長)

【一部…気候危機を止める！ シンポジウム】

- ・特別報告…「COP27」の成果と課題 早川光俊弁護士(CASA 地球環境市民会議)
- ・シンポジウム コーディネーター・藤永のぶよさん(大阪市民ネットワーク)
 - ・再生可能エネルギーの展望 中村庄和さん(自然エネルギー市民の会)
 - ・すべての市民が関われる省エネ対策 宮崎学さん(CASA 地球環境市民会議)
 - ・府内自治体の自然エネ・気候危機対策は 中村毅さん(原発ゼロの会・大阪)

【二部…大阪の公害・環境運動の交流】「誰一人取り残さない」「新たな公害は許さない」

- ・公害被害者の訴え ノーモア・ミナマタ近畿第二次訴訟
関西建設アスベスト大阪訴訟 原発賠償関西訴訟
- ・各地の取り組み報告
カジノいらない 夢洲の環境問題 高速道路「淀川左岸線2期」及び「延伸部」事業の問題点
摂津市・フッ素公害の調査を求める住民運動 忠岡町の巨大産廃処理施設誘致を考える会

【府民へのアピール】

【閉会あいさつ】大阪から公害をなくす会副会長 青山政利さん

主催…第51回公害・環境デー実行委員会(事務局:大阪から公害をなくす会)

第51回 公害環境デー 資料集（案）

実行委員長 挨拶 金谷邦夫 第51回公害環境デー実行委員長	P. 2
1) 特別報告 COP27の成果と課題 早川光俊弁護士・CASA専務理事	P. 14
2) シンポジウム「気候危機を止める！」	
①再生可能エネルギーの展望 中村庄和さん（自然エネルギー市民の会）	P. 22
②すべての市民が関われる省エネ対策 宮崎学さん（CASA）	P. 30
③府内自治体の自然エネ・気候危機対策 中村毅さん（原発ゼロの会・大阪）	P. 40
3) 大阪の公害・環境運動の交流	
「公害被害者を誰一人取り残さない」	
① ノーモア・ミナマタ近畿2次訴訟	P. 48
② 関西建設アスベスト大阪訴訟	P. 51
② 原発賠償関西訴訟	P. 54
③ 大気汚染問題・「手渡したいのは青い空」公害患者のたたかいこの1年	P. 58
「新たな公害を許さない」大阪で広がる環境運動	
④ 大阪の未来を破壊するカジノ・巨大開発 選挙でカジノはノー！の選択を カジノに反対する大阪連絡会 中山直和さん	P. 62
⑤ 摂津市・フッ素公害 日本共産党摂津市議会議員 増永和起さん	P. 64
⑥ 高速道路「淀川左岸線2期」及び「延伸部」事業の問題点 道路公害反対運動大阪連絡会議 高本東行さん	P. 68
⑦ 泉州地域へ環境汚染を持ち込む忠岡町の巨大産廃焼却施設誘致計画を断念させよう 忠岡町の巨大産廃施設誘致を考える会を考える会（準備会） 是枝一成さん	P. 72
⑧ プラごみ削減の取り組み報告 全大阪消費者団体連絡会 大森隆さん	P. 76
⑩ 大気汚染物質に関する最近の問題 公害環境測定研究会 久志本俊弘さん	P. 80
⑪ 気候危機は食糧危機 世界の状況と食糧 農民組合大阪府連合会 中西颯台さん	P. 84
⑫ 今こそ学校に環境教育を 環境教育研究会 澤田史郎さん	P. 87
⑬ 廃プラリサイクル施設により発生した寝屋川病 長野晃さん	P. 91
⑭ ウクライナ侵略による平和の破壊と気候・エネルギー危機の進行 吉井英勝さん	P. 95
⑮ 農は平和の基——農業が新しい社会運動に 家庭栄養研究会 山崎万里さん	P. 97
⑯ 電力労働運動近畿センター	P. 100
4) 府民へのアピール	P. 104

第51回環境公害デー

大阪から公害をなくす会

2022年2月4日

実行委員長 開会あいさつ

地球規模で見た公害・環境問題

熱帯林開発

- アマゾンの不法開発 東南アジアのパーム油
- 化石燃料開発 気候危機の時代になお新たな開発
- 環境破壊以外に 農業・漁業など地域の産業の破壊
- 海底開発も領土問題と絡んで複雑になる可能性
- 気候危機は止められなくなりそうな状況が進行
- 戦争・紛争で対策は大幅に停滞や後退
- 石炭火発への依存・復帰や農業の放棄
- 先進国と新興大国・途上国間の軋轢
- 先進国の歴史的責任を果たす 一歩がやっと合意

日本の公害・環境行政における問題点

気候危機への対応の迅速さがない どこまで本気でやる気がある？

企業利益保護での対応 公の役割を果たしていない

被害者救済に積極的な姿勢がない 分断で保障の切り下げ

国民に真に進むべき道筋を示せず一貫性・理念の不足

環境基準の厳格さがまだ足りない 企業を思いやった基準に

NO2・PM2.5 PFAS プラ対策の「停滞」

来るべき南海トラフ地震 膨大なごみ発生予想 今後重要に

大阪での公害環境問題

*カジノ・IR関連開発：必発の地盤沈下・埋設物による環境汚染問題
重大局面に入っている。地道な反対運動の一定の成果。

*大気環境問題 全般的な軽減はあるものの局所的にはまだ未解決
神戸製鋼火力発電での影響：CO2排出とともに今後出てくる可能性

*建設アスベストはじめアスベスト健康被害はこれからも続く可能性

*水俣訴訟関係 関西訴訟 線引きによる分断 実態調査を行わない

*原発避難関西訴訟は他地域より遅れているが引き続き支援が必要

*有機フッ素化合物汚染 摂津のダイキン工場跡地初め大阪の汚染は強い

*今後予測されること

北陸新幹線建設 かなり先に延びたがりニア新幹線建設

小さな町に大きな産廃焼却場建設計画（忠岡町）

第51回公害環境デー

市民はどう考え、行動するか

知恵を出し、

行動して気候危機を止めよう

地球温暖化・気候危機の深化

地球の二酸化炭素濃度・気温上昇は観測史上最高に

20年は410ppmを超え、気温も1.15度上昇

気候変化の極端化・災害の多発・激甚化

* 氷河・氷床の融解

カラコルムの氷河が融けて大洪水：パキスタンの3分の1以上水没

22年スイスアルプスは年6%融解

南極やグリーンランドで急速に変化

* 海水温上昇・海面上昇 海岸の浸食・島しょ国の水没の危機

* 熱帯低気圧の多発・強大化 メキシコ湾・東&東南アジア

* 気温上昇・乾燥化・大規模山火事・干ばつ→食糧危機に

* 温暖化ガス発生の少ない途上国に大きな被害

気候温暖化は社会的災害（宮本憲一）

日本政府の気候問題への取り組みの問題

石炭火発脱却への道筋が描けてないこと

2050年にゼロが求められる時期でも19%残存させる
未完の技術への過度の「期待」＝「目くらまし」・先延ばし
永久に石炭火発使用を展望した政策

原発依存による将来世代への無責任さ

日本の原発は火山・地震大国の危険な場所に建設
永久保管施設適地も見通せない中で先延ばし
10万年先までも管理必要なことで将来に負荷
結果として**再生可能エネルギーへの本格的取り組みを遅らせる**

気候危機で現実化している被害

■災害

- * 熱波 * 乾燥
- * 大規模な山火事
- * 熱帯低気圧の大型化
- * 海面上昇・国土の喪失
- * 豪雨・洪水の増加
- * 水不足

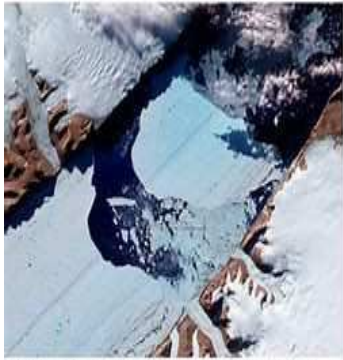
■食料危機

- * 干ばつ
- * 耕作適地の減少

■子供への被害（キッズライツより）や健康被害

- * 感染症の増加 マラリア・デング熱など
COVID19やこれから新たな感染症も
- * 熱波 熱中症・熱中死増加
- * 食料危機に突入：戦争・紛争の増加
飢餓の広がりと深刻化
世界で10億人にリスク
子供に限らない被害に転化も
人間以外に家畜の死滅

■環境のさらなる悪化



グリーンランド北西部、ペテアマン氷河から分離した
130平方キロほどの巨大な氷塊 (NASA)



7月8日(左)と12日(右)のグリーンランド
ピンクは氷床が解けた場所



1978年5月30日



1998年10月27日

熱波 乾燥 山火事 干ばつ 食糧危機



原発依存政策の継続の理由

■これまでの「原発の優位性」の根拠

- * 安定電源・ベースロード電源
- * 最も安い価格

■新たな根拠：炭素を出さない「脱炭素の切り札！」

■ロシアのウクライナ侵略を契機にエネルギー危機

- * 危機を利用したエネルギー「安定化」の切り札
- * 攻撃されることを想定しない 頭の中はどうなっている？

■原子カムラと自民党の持ちつ持たれつ関係を維持

- * 21年の献金は6.3億円

原発は将来的にも不安定である

2022年夏原発に過度に依存のフランスで起きたこと

想定外の応力腐食割れがきっかけで56基中32基停止

電力輸入で凌いだ

日本では3・11の時全面的に火力に依存 CO2排出増

原発は大規模集中型施設 大規模発電でないと採算が合わない

小型化は廃棄物が出るのは変わらず、コスト上採算がとれるか？

原発はバックアップ電源やセット電源が必要 **日本では火力発電依存**

自らの電源を使えず外部電源が必要

定期点検中・故障時は代替の電源が必要

戦時の重要な攻撃対象 大型のため影響は大きい・放射能汚染も発生

建設費の高騰・建設中のトラブル続き・再エネのコスト低下 **競争力低下**

原発は気候危機対策の救世主になるか??

原発には外部電源が必要 日本では大型火力に頼る
 原発の点検時・休止期間にも大型の火力発電が必要
 脱炭素でなく、炭素依存型の大型設備である
 原発の「一生」は再エネより温暖化ガス排出が多い
 建設・稼働までに時間がかかり、当面のエネ危機に間に合わない。建設コストもさらに高騰もありうる
 廃炉にも大量のエネルギーが必要
 大手電力も自力建設はリスク大：税金投入への期待！

原発の「一生」は脱炭素に貢献しない 脱炭素時代に原発建設はすべきではない

	発電技術別CO ₂ e		排出量		単位：g/kWh
	ライフサイクル	発電所建設遅滞	戦争・テロ	総排出量	
風力	2.8~7.4	0	0	2.8~7.4	
太陽熱発電	8.5~11.3	0	0	8.5~11.3	
太陽光発電	1.9~5.9	0	0	1.0~5.9	
地熱	15.1~5.5	1~6	0	16.1~6.1	
潮力	14	20~41	0	34~5.5	
波力	21.7	20~41	0	41.7~62.7	
水力	1.7~2.2	3.1~4.9	0	4.8~7.1	
原子力	9~7.0	5.9~10.6	0~4.1	6.8~18.0.1	
石炭火力（炭素回収）	25.5~44.2	5.1~8.7	1.8~4.2	30.7.8~57.1	
M.Jacobson	Review of Solutions to Global Warming Air Pollution and Energy Security				

原発にこだわる本当の理由は？

■原発利益共同体の利益の維持

鉄鋼・セメント・運輸・金融・政界すべてに利益維持

■エネルギー支配で自らの位置を保持 新電力つぶし

■再エネ普及でエネルギーの民主主義が達成されると、 自らの利益が減少し、支配もできない

■核燃サイクル政策継続で、プルトニウム保持の合理化 → 核兵器開発・保有の可能性を維持する

気候危機問題を市民目線で解決する時期

気候危機の現況

地球温暖化の最大の要素・二酸化炭素濃度は最高値を
更新し続けている

気候危機は感じて、さらに行動へとは結びついてない

まだ他人事かも知れない 知識では知ってる「つもり」
気候危機…でも何をしたらよいのか 足を踏み出せてない方も
そうしたことから市民ができることを取り上げ、実践に移す
一方政府・自治体・産業界に取り組みを促していくことも必要

再生可能エネルギーの有利な点

- *稼働時の「燃料」が不要
- *中小規模・分散で災害時や、戦時のリスクが減らせる
- *自治体立電力創成も可能
- *地域のコミュニティで運営でき、地域外への資産流出が減り、地域内で循環可能になる
- *個人でも取り組める
- *廃棄物がない、または少ない
- *取り組みで人の意識が変わり、省エネルギーの取り組みも進む

政府が転換すべきエネルギー政策

- 原発維持・建設の費用を再エネ設置に回すことで再エネを飛躍的に増やすことが可能になる
- 身近で使える新しい技術の開発の促進と実現が可能
- 実施できる支援
 - *新築建造物に加えて、既設住宅へも太陽光発電・熱利用施設設置支援
 - *地域コミュニティの地熱利用・太陽光発電・小風力発電に支援
 - *地域内林業への支援と木質バイオ開発に支援
 - *地域内中小水力利用への支援
 - *疲弊した地域に仕事を生み出し、活性化も可能
 - *東京一極集中の弊害を減らせる

自治体・首長に求めたい政策・姿勢

まず自主的な態勢を確立し、指示待ちにならない
持続可能な環境・エネルギー宣言をつくる
そしてその理念を地域に浸透させていく
地域の特色を生かしたエネルギー創出政策を立てる
自治体職員の積極性・提案を引き出し働き甲斐を見いださせる
住民のエネルギー創出・省エネルギーの取り組みに寄り添い、支援する

市民にできること

政府・自治体に原発止めて再エネ推進を働きかける
自治体の多くはまだ「自発性」が少ない
原発依存地域経済体制から抜けだせず過疎化進む
自ら、再エネ普及に取り組む
共同発電や自宅に設置 熱利用も含めて 資金提供
省エネに取り組む
断熱対策 壁の断熱 窓の二・三重化 断熱フィルム
家電製品の省エネ

高騰するエネ費用を省エネで乗り切る

月	ガス量	ガス金額	円/m ³	電気量	電気金額	円/Kwh
1月	20	4092	204.6	440	12655	28.8
2月	14	3216	229.7	352	10096	28.7
3月	15	3501	233.4	294	8395	28.5
4月	12	2987	248.9			
5月	13	3210	246.9	211	5864	27.8
6月	6	1895	315.8	168	4568	27.1
7月	5	1731	346	149	3987	26.8
8月	5	1746	348.2	212	5914	27.9
9月	5	1768	353.6	283	8086	28.6
10月	6	2014	335.7	231	6494	28.1
11月	11	3172	288.4	202	5607	27.8
12月	11	3305	300.4	163	5470	33.6

LED化でこれだけ電気料金節約・節電

うえに生協診療所の場合

2016年10月～2017年8月（11か月）

94,219～124,284円 総額1,188,137円

2017年9月に工事・一斉にLED化

2018年10月～2019年8月（契約先変更）

44,130Kwh 平均4,011Kwh/月（一般家庭の1.2～1.3倍）

68,539～92,015円 総額 941,005円

同じ期間中で 年間247,132円減（-20.8%）

契約先変更を見込んでLED化で**15～18%程度は減可能**
家庭では、古い家電の更新でさらに省エネも可能に

省エネは創エネ

省エネを個々人や
企業で考える

しかし社会的省エネも
考える時期ではないか

人口減と省エネにより
再エネで十分賄える



永続可能な地球に向けて一步踏み出す…

本日のこの後の取り組みは、まず**第一部**で
COP27の報告で今置かれている状況を認識する
自らがエネルギーの生産者になる具体的な方法について学ぶ
有限の資産を有効に使う方法について学ぶ
自分の住んでいるところで取り組むべき課題を見つけ**第一部**を踏み出す
第二部では、公害の被害者の訴えを聞き、支援に踏み出す
各地の状況の報告を聞き、資料集に目を通して知ること
最後に被害者支援のカンパをお願いもします
会場でのカンパ、Zoomの方も会あてに2月13日までに送付を
2月14日に愛をこめて被害者の運動組織に送ります

COP27の成果と課題

2023年2月4日

地球環境市民会議（CASA）
専務理事 早川光俊（弁護士）

CASA

COP 27

実施のCOP
アフリカCOP



予定会期：2022年11月6日（日）～18日（金）
開催場所：エジプトのシャルム・エル・シェイク
*シナイ半島南端のリゾート地

閉会：11月20日午前9時、会期を39時間延長し、
「シャルム・エル・シェイク実施計画」を採択して
閉会。

CASA

国際交渉の経緯

- 1992年 気候変動枠組条約に合意。
1997年 COP3：京都議定書を採択。
2015年 COP21：パリ協定を採択。
* 産業革命前からの平均気温の上昇を2℃を十分に下回るレベルに維持することを協定の目的とし、1.5℃への抑制を努力目標。
* 21世紀後半に温室効果ガスの排出実質ゼロ＝脱炭素社会の構築。
2016年 COP22：パリ協定発効。
2021年 COP26：パリ協定の運用ルールに合意。削減目標として1.5℃に合意。
2022年 COP27

CASA

実施のCOP & アフリカCOP

- 実施のCOP
COP26で「パリ協定」の運用ルールが決まり、「1.5℃目標」に合意し、「2030年までの排出削減が決定的の重要」とされたことから、COPの役割が「行動」・「実施」の段階に入ったとの意味。
- アフリカCOP
気候変動に対し脆弱な国が多いアフリカで開催されることから、途上国が30年前から要求していた「損失と損害（ロス&ダメージ）」の資金メカニズムについて決着をつけるCOPだとの意味。

CASA

COP27の結果

- **ロス&ダメージ（損失と損害）** についての基金の創設が合意されたことは歴史的成果。
- **排出削減**については、2030年目標を再検討し、強化が求められていたにもかかわらず、新たな削減目標を提出した国は少数（29カ国）に止まり、2021年のCOP26からど前に進むことができず、**ほとんど成果無し**。

CASA

ロス&ダメージ（損失と損害）とは？

- 適応しても対処しきれない気候変動の影響・被害に対し、どう対応するか。
- 「**損失（ロス : LOSS）**」とは、海面上昇による国土の喪失、生態系の喪失（**人命の喪失**）などの**不可逆的**な気候変動の影響。
- 「**損害（ダメージ : Damage）**」とは、建築物の損傷やインフラの損傷など**修復可能**な気候変動の影響。

CASA

「ロス&ダメージ」のこれまでの交渉

- 気候変動枠組条約が合意される前の交渉段階（30年前）から、小島しょ国が、海面上昇による「国土の喪失」に対する国際的な保険制度を要求。
- しかし、補償（資金の供与）や責任追及（裁判など）を恐れた先進国は、極めて消極的。
- COP21（2021年）パリ協定8条に「ロス&ダメージ」を規定。
- 気候危機と言われるように、気候変動の影響の深刻化。

CASA

影響の深刻化

- パキスタンでは2022年6月初旬以降、平均降水量の5倍以上の降雨で過去最悪の大洪水。被害は、国土の3分の1の面積に及び、被災者は1,600万人の子どもを含む3,300万人以上とされる。
- アフリカの角といわれる地域（エチオピア、ケニア、ジブチ、ソマリアなど）では深刻な干ばつ。ソマリアは過去10年間に3回の深刻な干ばつで数百万人が極度の食料不足。2021年から始まり現在も続いている干ばつはより深刻で、5歳未満人口のほぼ半数に当たる150万人の子どもたちが急性栄養不良。このうち38万5千人は重度の急性栄養不良で治療が必要。

CASA

「ロス&ダメージ」で何が決まったのか

- ロス&ダメージに対する**基金の設立**を決定。
- **移行委員会**を作って、詳細を検討し、今年の**COP28で採択**する。
- 資金の規模、誰が資金を拠出するのか、誰が基金の受け取り手になるのか、資金の支援対象をどうするか、などはこれから。

CASA

進まなかった排出削減交渉

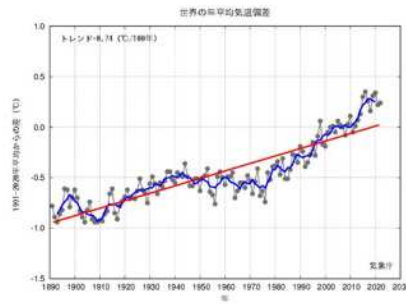
- COP26は、**1.5℃目標を確認**し、そのためには**2030年までの対策が決定的に重要**とした。
- IPCC/AR6/WG3は、遅くとも**2025年までにピークアウト**し、**2030年までに2019年比で43%削減**させる必要があるとする。
- 条約事務局は、COP27までに提出された24カ国の目標を考慮しても、2030年の排出量は**2010年比で10.6%増加**し、**今世紀末には平均気温は2.5℃上昇**してしまうと報告。

CASA

気候変動の現状 (IPCC/AR6)

大気中のCO₂濃度は
410ppm (工業化前は
280ppm)。過去20万年
のどの時期より高い。

平均気温は工業化以前から
1.08℃上昇 (2011-2020
年)。1970年以降の上昇
速度は、少なくとも過去
2000年のどの50年でも経
験したことのない速度。



CASA

日本政府は何をしたか？

- ほとんど何もしなかった。
- 岸田首相は不参加。日本は今年、G7の議長国。G7で首脳が参加しなかったのは、カナダと日本だけ。
- 西村環境大臣は、スピーチで、「日本はパリ協定の1.5℃目標と整合した長期戦略及びNDCを既に策定している」と発言。このことは日本は、現在の削減目標を検討せず、より野心的な目標にする意思がないと表明したに等しい。
- 石炭火力の全廃シナリオも無いどころか、石炭火力はベースロード電源。

CASA

日本は温暖化問題の加害国

- 累積排出量が平均気温の上昇と比例関係。
- 日本の排出量は世界第5位。累積排出量は世界第6位。
- 日本の削減目標は、2030年に2013年比46%、2050年排出実質ゼロ。
- 現在の削減目標は極めて不十分。
- 累積排出量の排出責任からすれば、率先して排出削減する必要がある。
- 日本は温暖化問題の加害国。

CASA

化石賞を受賞

- 受賞理由は、「日本が公的資金を化石燃料事業へ拠出している世界最大の国である」こと。



CASA

COP28に向けて

- COP28議長国は、石油輸出国機構（OPEC）の一員であるアラブ首長国連合（UAE）。
- UAEは、COP28の議長に、アブダビ国営石油会社（ADNOC）の最高経営責任者（CEO）スルタン・ジャベル氏を指名したと報道されている。
- 残された時間はほとんどない。
- 日本の市民である私たちは、何よりも日本政府の削減目標をより野心的なものとし、石炭火力発電所の全廃シナリオを策定させる必要がある。

CASA

再生可能エネルギーの展望

市民が関わる再エネの実例など

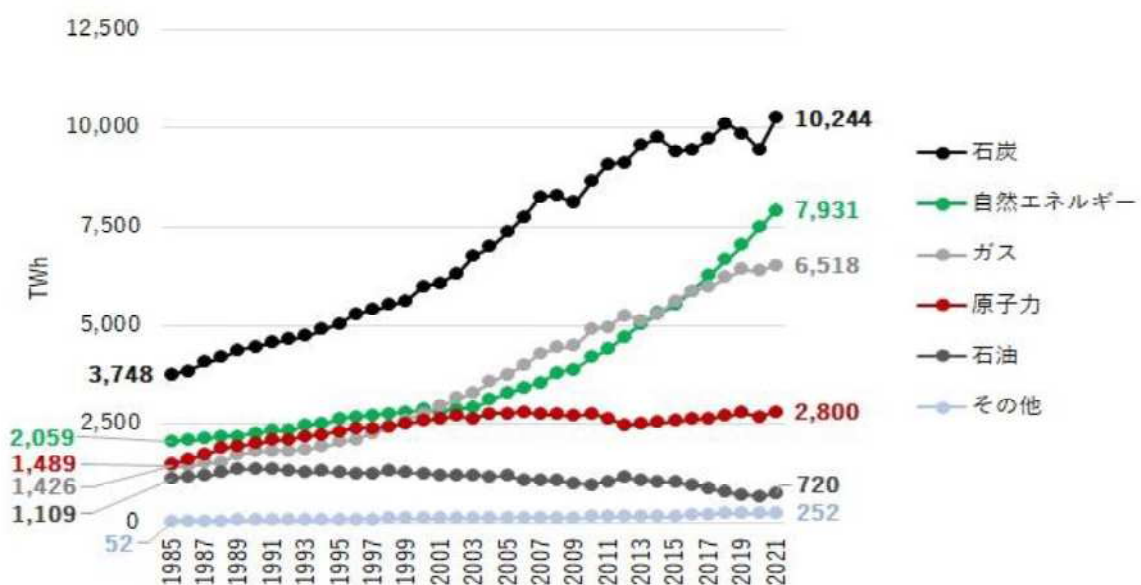
自然エネルギー市民の会
 (People's Association for Renewable Energy Promotion)
 NPO法人自然エネルギー市民共同発電

中村 庄和

世界の発電量推移、再エネが数年後に最大の電源に

< 電源別、1985年～2021年 >

更新日：2022年7月6日



注：自然エネルギーとは、水力、バイオエネルギー、地熱、風力と太陽光を含む。その他とは、揚水発電、化石燃料からの発電および統計上の差異を含む。グラフにおけるデータは総発電電力量に基づく。

出典：BP, Statistical Review of World Energy 2022 (2022年6月) (2022年6月30日ダウンロード)。

再エネ発電比率の国際比較 日本はわずか19.8%



出典：IEA Market Report Series - Renewables 2021 (各国2020年時点の発電量)、IEA データベース、総合エネルギー統計(2020年速報情報)等より資源エネルギー庁作成

https://www.meti.go.jp/shingikai/santeii/pdf/078_01_00.pdf 3

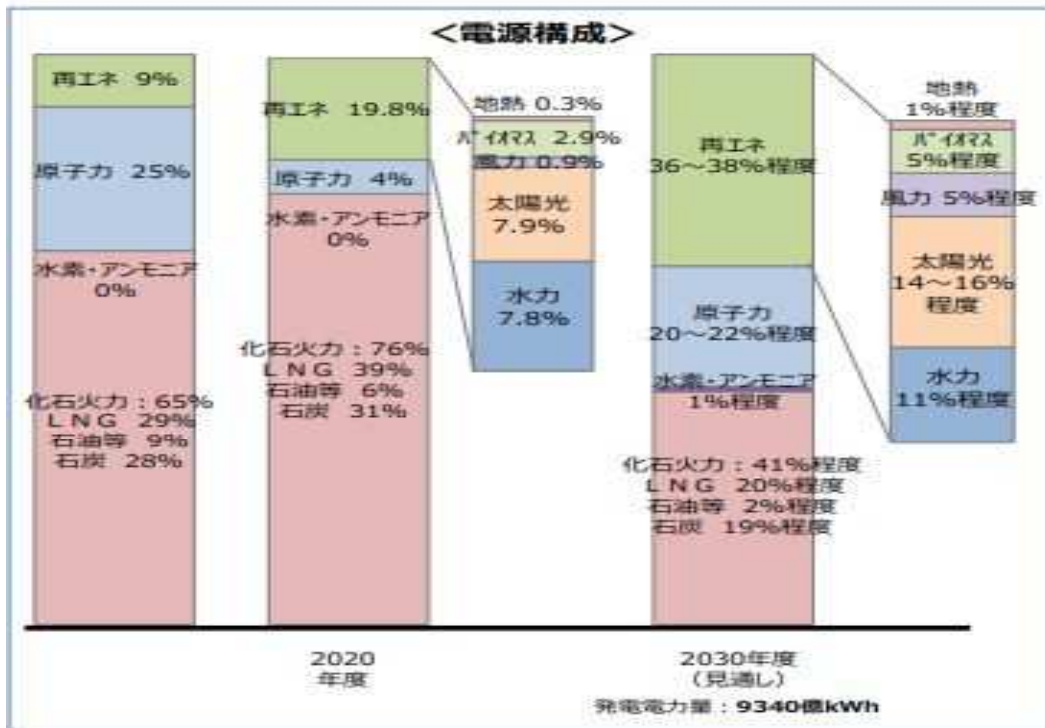
各国の再エネ導入目標

国/地域	2019年実績(%)	2030年目標(%)
EU	35	57
ドイツ	42	65
イギリス	36	2050年80
フランス	21	40
イタリア	41	55
スペイン	38	74
デンマーク	80	100
米ニューヨーク州	29	70
カリフォルニア州	53	60
日本	18	36~38
	2050年目標;50~60	

日本の目標は各国の19年実績にすぎない



日本のエネルギー政策



出典) 総合エネルギー統計(2020年度概報)等をもとに資源エネルギー庁作成

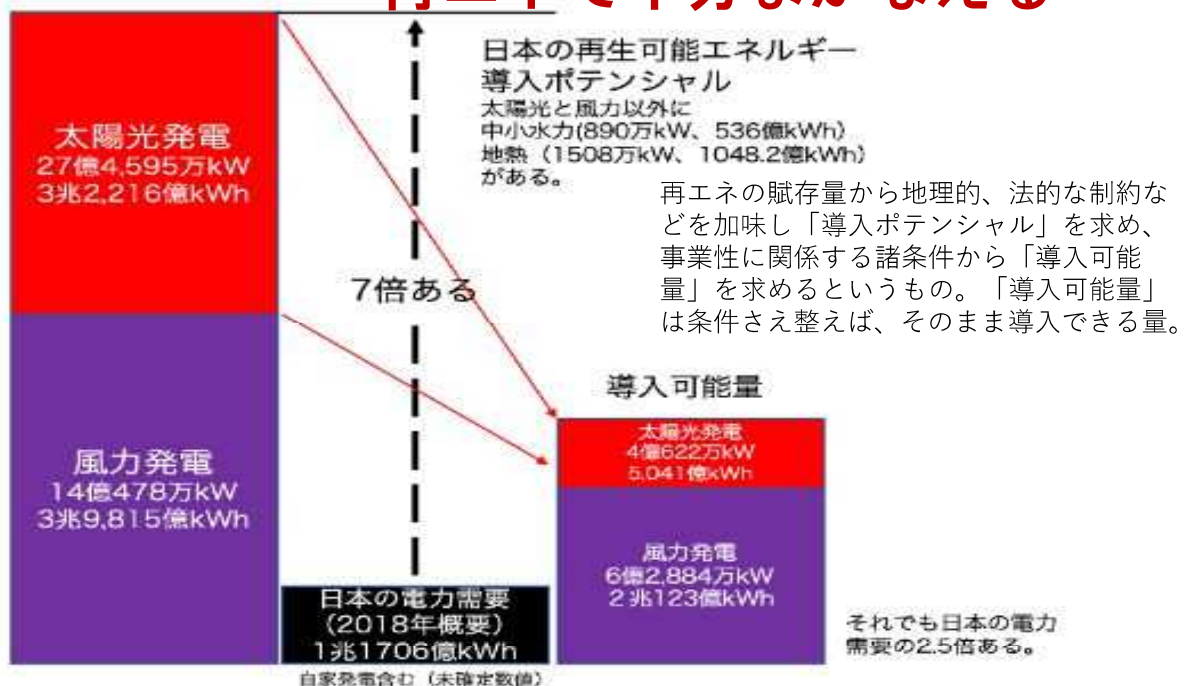


特徴は低い再エネ比率、原発温存、石炭火力温存

5

日本の再エネ導入ポテンシャル

再エネで十分まかなえる



令和元年度再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報等の整備・公開等に関する委託業務報告書をもとに筆者作成



イージーパワー「追跡!日本のエネルギー政策(2020年改訂版)」より
<http://www.egpower.co.jp/system-kaikaku-3/>

6

2030年には 太陽光・風力発電が最安価になる！

再生可能エネルギーのコストが低減する			
電源		2020年	30年
火力	石炭	12円台後半	13円台後半～ 22円台前半
	液化天然ガス	10円台後半	10円台後半～ 14円台前半
原子力		11円台後半以上	11円台後半以上
風力	陸上	19円台後半	9円台後半～ 17円台前半
	洋上	30円台前半	26円台前半
太陽光	事業用	12円台後半	8円台前半～ 11円台後半
	住宅	17円台後半	9円台後半～ 14円台前半

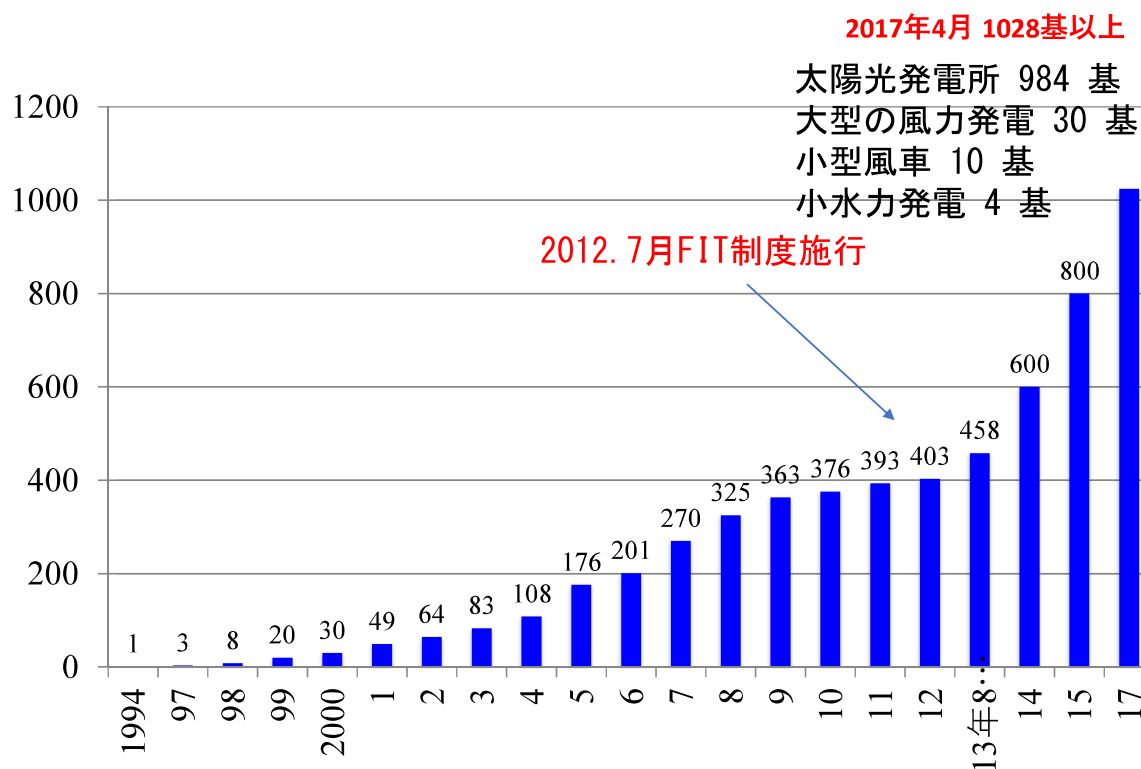
(注) 経産省による暫定値、1キロワット時あたり

https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/2021/048/048_004.pdf

7



1000基を超えた市民地域共同発電所

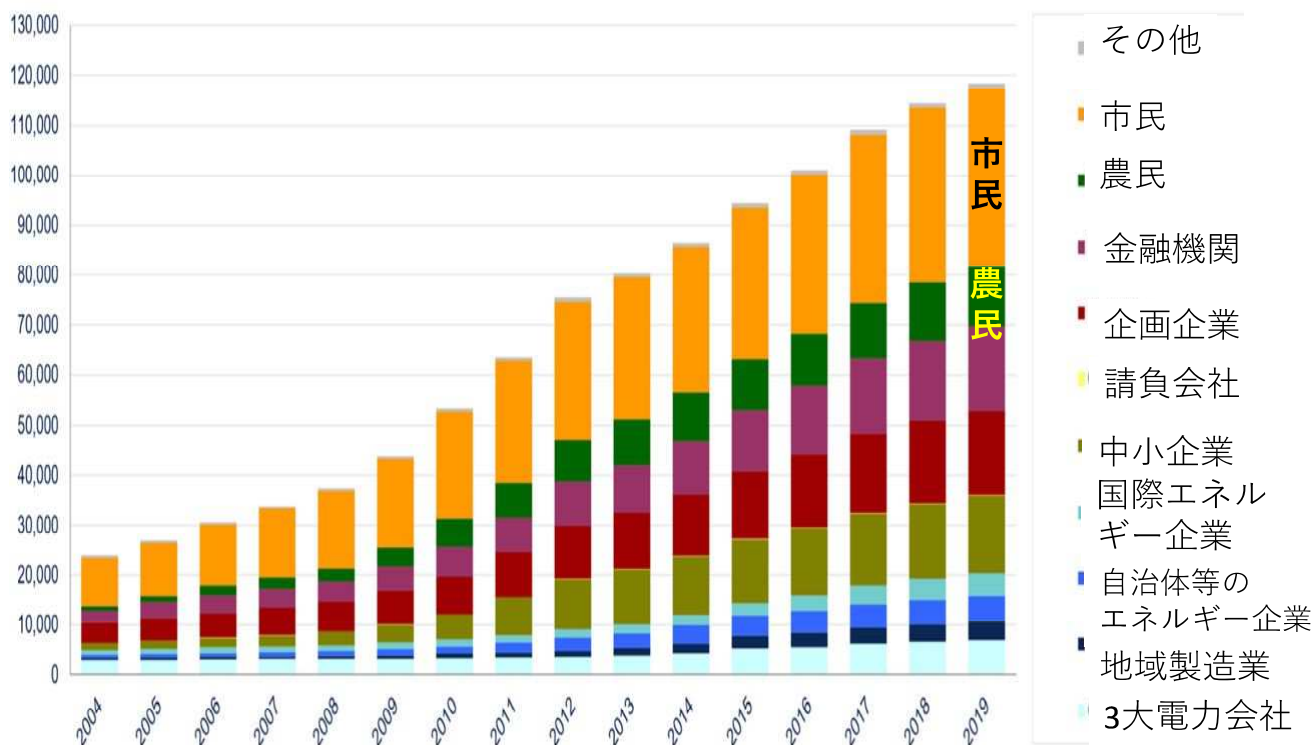


(市民・地域共同発電所全国フォーラムの調査結果、2017年は豊田陽介氏)

8



ドイツは再エネ発電設備の所有者は市民、農民、地域主体が過半を占める



再生可能エネルギーの特徴

	再生可能エネルギー	化石燃料・原子力
CO2排出	運転にCO2は出さない	大量排出、原発はゼロ
資源賦存量	ほぼ無限	有限
資源存在形態	どこにでも少量ずつ分散的に存在、国産。	特定地域に集中的に存在、日本では輸入依存
資源コスト	無料もしくは安価	高価
生産手段の形態	小規模分散型、広範な主体の参加が可能	大規模集中型、大企業・電力会社
事故リスク	ほとんどないか小さい	原発事故は甚大、長期
波及効果	農山村地域の発展 エネ自給率向上 国際平和への貢献 持続可能な社会構築	地域社会混乱 エネ自給率低下 資源争奪など国際平和にマイナス

私たちの考える市民地域共同発電所

地域のエネルギー資源は地域のもの

1. 市民や地域住民が意思決定に関わっていること
 - 地域の住民や住民団体と協働
 - 市民や地域の主体が建設・運営に参加
2. 収益の一定部分が市民や地域に還元されること
 - 出資者への配当
 - 工事、メンテは地元事業者
 - 復興基金や環境活動基金の創設、活用
3. 市民や地域住民からの資金が一定の割合を占めていること
4. 発展性や展望があること



11

福島県農民連と協働して作った発電所 原発事故で汚染された土地



福島りょうぜん市民共同発電所

場所：福島県伊達市霊山町

完成：2013年9月

復興基金：売電収入の2%積立

資金調達：全額市民出資



福島あたみまち市民共同発電所

場所：福島県郡山市熱海町石筵

完成：2015年2月

復興基金：売電収入の2%積立

資金調達：市民出資と金融機関融資

12

泉大津汐見市民共同発電所(市と協働)

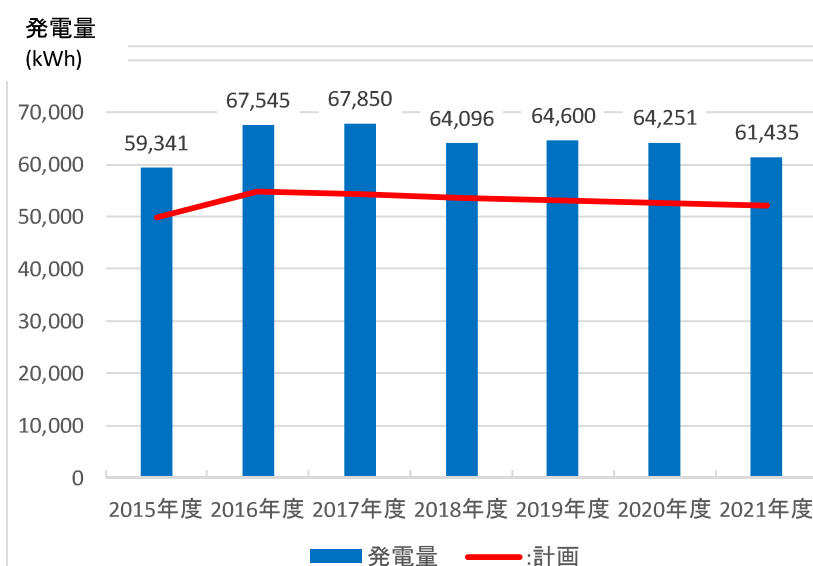


場所：大阪府泉大津市汐見町(下水処理場空地进行20年間無償で借地)
 完成：2015年4月
 環境活動基金：売電収入の2%
 資金調達：全額市民出資
 年2～3回、会員で草刈りを実施



13

汐見発電所(50kW)の発電推移



約19軒分の電気
 $61,435\text{kWh} \div (260\text{kWh} \times 12\text{カ月}) = 19.7$

約18.9トンの
CO2削減
 関電21年度排出係数
 0.308kg-CO2/kWh

年	1	2	3	4	5	6	7
年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
発電量	59,341	67,545	67,850	64,096	64,600	64,251	61,435
設備利用率	15.4	15.4	15.5	14.6	14.7	14.5	14.1
日照時間	1,896.8	2,032.5	2,182.8	2,099.2	2,110.3	2,169.0	2,081.0
1kW当発電量	1,189	1,353	1,359	1,284	1,294	1,287	1,231

日照時間は堺市の月合計(単位: 時間) 2015年度は5～3月の日射量

泉大津市と協働して環境教室開催

2015年	8月 夏休み親子環境教室(ペットボトルソーラーカー工作)
2016年	3月 (NPO) おづ自然エネルギー市民の会設立総会
2017年	8月 親子環境教室(牛乳パックソーラーカー工作)
2018年	7月 条南小学校の仲よし学級で環境教室
	8月 夏休み親子環境教室(牛乳パックソーラーカー工作)
2019年	7-8月 仲よし学級全8学校で環境教室
	8月 親子環境教室(エコハウス工作)
	12月 図書館に環境関係図書を寄贈
2020年	8-9月 仲よし学級全8学校で環境教室
2021年	7-8月 仲よし学級全8校で環境教室1回目
	11月 仲よし学級全8校で環境教室2回目



他にクリーンエネルギーフェア、おづプラザフェスタにも参加

15

鹿児島県南さつま市で、 地元の方々と風力発電に挑戦中

- ・ 2002年、地元住民8集落58名が自然エネルギーで村おこしを目的に株式会社を設立。
- ・ 2009年、地元の要請がありPAREが協力することに。
- ・ 2010年、鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン施行、当初計画(2000kW×1基)を中断。
- ・ 2017年、中型風車(300kW×5基)で検討を再開。
- ・ 2020年7月、九電と「系統連系に係る契約」を締結。
- ・ 2021年3月、「再生可能エネルギー発電事業計画の認定」を取得。
- ・ 2021年4月、県立自然公園が拡張され風車建設地が自然公園内に含まれる。
- ・ 2022年11月、風車設置場所周辺を環境学習施設「亀ヶ丘風の公園」とすることで県にガイドライン適合通知
- ・ 2022年11月、自然保護課の指導があり環境アセス実施中



16



すべての市民が 関われる省エネ対策

第51回 公害環境デー

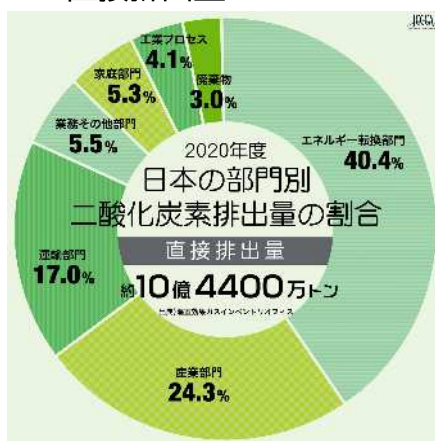
2023年2月4日(土)

NPO法人地球環境市民会議
事務局 宮崎 学

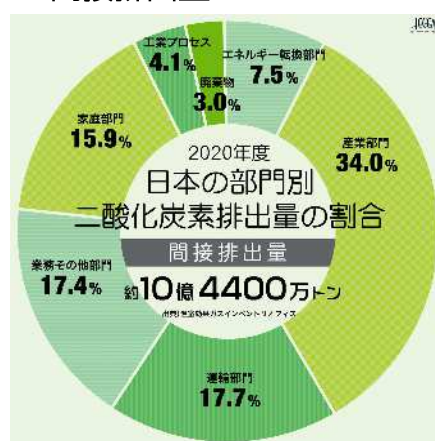
1

部門別CO₂排出量

直接排出量



間接排出量



出典)温室効果ガスインベントリオフィス/
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
(<https://www.jccca.org/>)より

直接排出量とは、製油所、発電所等における石油製品製造や発電に伴う排出量を「エネルギー転換部門」からの排出として計算したもの
間接排出量とは、その排出量を最終需要部門の消費量に応じて配分して計算したもの

2

CO₂の部門別排出量



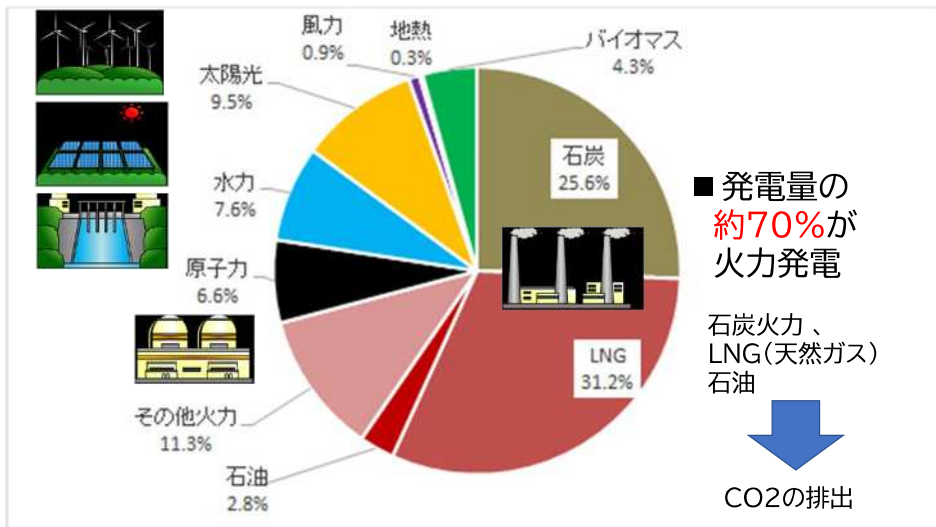
図4 CO₂の部門別排出量 (電気・熱配分前) の推移⁸

2020年度(令和2年度)の温室効果ガス排出量(確報値1)についてより
<https://www.env.go.jp/content/900518858.pdf>

3

エネルギー転換部門(発電所・製油所等)

日本の電力の構成



日本国内の電源構成(2021年度の年間発電量) 出所:資源エネルギー庁「電力調査統計」などからISEPが作成
<https://www.isep.or.jp/archives/library/14041>

4

エネルギー転換部門での脱炭素化

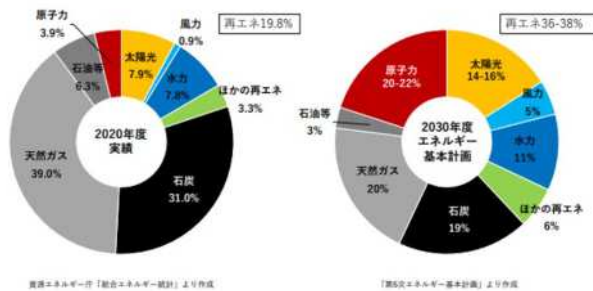
- 火力発電所の廃止
- 再生可能エネルギーの導入



日本の計画 2030年の電源構成

再エネ36~38%、原子力20~22%、水素・アンモニア1%
化石火力41%(石炭19%、LNG20%、石油2%)

日本の電源構成：2020年度実績と2030年度目標



自然エネルギー財団作成資料

5

2030年までの削減目標

- 部門別CO₂排出量(間接部門、エネルギー起源)

	2013年		2020年		削減率 2020/2013	2030年		削減率 2030/2020
	排出量	構成比	排出量	構成比		排出量	構成比	
産業部門	464	35.20%	356	34.00%	76.70%	289	43%	81.20%
運輸部門	224	17.00%	185	17.70%	82.60%	146	22%	78.90%
業務部門	237	18.00%	182	17.40%	76.80%	116	17%	63.70%
家庭部門	208	15.80%	166	15.90%	79.80%	70	10%	42.20%
転換部門	103	7.80%	78.4	7.50%	76.10%	56	8%	71.40%
合計	1235		967		78.30%	677		70.00%

- 産業部門・運輸部門・業務部門

- 省エネ設備・機器への転換
- 断熱建築(改修)
- 燃費の良い車への転換
- 電気自動車の普及(ガソリン車2034年まで)
- 電化(再エネ利用)
- 新技術の導入 ⇒ 電化

6

私たちにできること

- 知り・知らせる
 - **関心を持つ**。何が起きているかを知る。
 - 家族や周りの人と**話す**。発信する。みんなで取り組んで実現。
- 脱炭素に向けて取り組む
 - **ライフスタイルを変える**(衣・食・住・交通)。
 - エネルギー効率の向上(省エネ)。(家電製品の買い替え、断熱・遮熱)
 - 温室効果ガスの排出の少ない、再エネへの**エネルギー源の転換**。
(再エネ電力、電気自動車)
 - 再エネの普及(家庭・地域での再エネの設置、電気・熱、発電所への出資)。
- 社会のしくみを変えるために
 - (国・政府・自治体)
 - 政策に対する**意見を出す**(パブコメ等)。
 - 気候変動対策に積極的な政党や候補者を**支持する**(選挙)。
 - 政策を**提案する**(陳情・請願、審議会等への参加、議員になる等)。
 - (企業)
 - 気候変動対策に積極的な団体・企業を**応援する**(声・出資・会員・寄付)。
 - 企業へ**提案や意見を出す**(株主として、消費者として、市民として)。
 - (団体)
 - 気候変動対策の**取り組みに参加する**(署名、イベント、デモ)。

7

家庭でできること

■省エネ

エネルギー(電気、ガソリン、ガス)の消費量を減らす

- 使用時間を短くする・使用量を減らす(ムダ使いをしない)
- 消費エネルギーのより小さいものを使う
- 消費量が少なくなる工夫をする = 断熱・遮熱



省エネ性能カタログ2022年版 買い替え方・使い方で効果的に

<https://seihinijyoho.go.jp/frontguide/pdf/catalog/2022/catalog2022.pdf>

■エネルギーの転換

石炭・石油・ガスに代わるCO₂を出さないものを利用

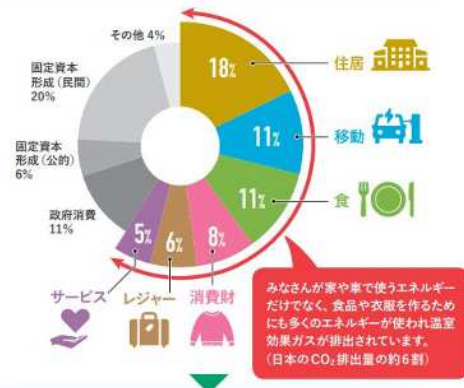
- 太陽光発電・風力発電など再生可能エネルギーで発電した電気を利用する
- 自宅や地域で太陽光発電・太陽熱温水器を設置する
- 市民共同発電の設置に出資する



8

家庭でできること 脱炭素の実現

消費ベースでの日本のライフサイクル温室効果ガス排出量



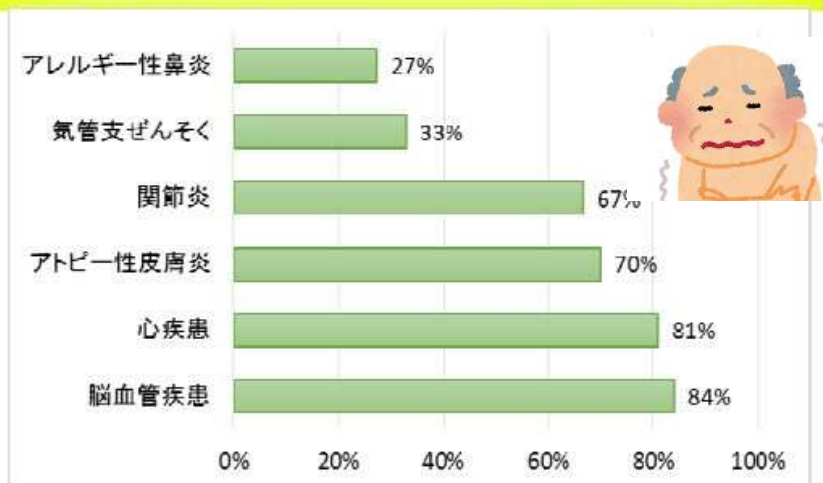
- 省エネによる消費エネルギーの削減 → **家計の支出の削減** (お財布にもやさしい)
- 家電製品の買い替え → **生活がより豊かに、便利に**
- 住宅の遮熱と断熱 → **ヒートショックや熱中症の減少** → **健康で快適な生活**

脱炭素社会の実現のために、一人ひとりのライフスタイルを見直していく必要があります

9

健康で快適な生活

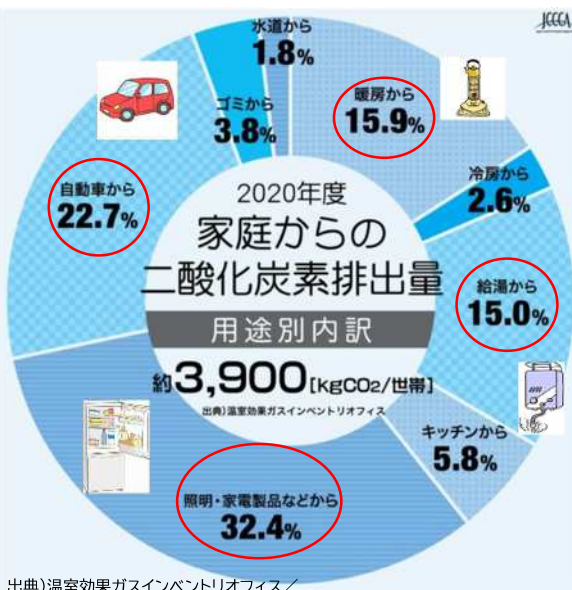
高断熱住宅への転居後の病気改善率



近畿大学 岩前篤(2010年)

10

家庭からの二酸化炭素排出量 家庭でできること



1. 照明・家電製品

- ・使用時間を短くする・使用量を減らす
- ・買い替える時に省エネ性能の良い商品を選ぶ

2. 自動車

- ・公共交通機関を利用する。
- ・買い替え時は燃費の良い車を選ぶ

3. 暖房

- ・暖房はエアコン、部分暖房はこたつ

4. 給湯

- ・節水シャワーヘッドを利用する
- ・給湯器も省エネタイプに

11

家庭でできること ①照明・家電製品

- 電気製品などを買い替える時に省エネ性能の良い商品を選ぶ (省エネラベルで確認、店舗で要望を伝える)
- 年間消費電力量の比較 | 10年前と比較すると… 省エネ、電気代も節約

冷蔵庫

(定格内容積401L～450Lの比較)



省エネ!
約39%～約46%

テレビ

[40V型液晶テレビ]



省エネ!
約42%

エアコン

[19年間の平均人気モデルの省エネタイプ(省エネ効率4以上)の比較]



約10%省エネ!



家電省エネ★くらべ

<https://label.eek.jp/>

最新の販売機種情報をもとに、星の数ごとの削減効果を紹介しします。またご家庭での使い方をもとに、どれだけ電気代が削減できるのか計算できます。



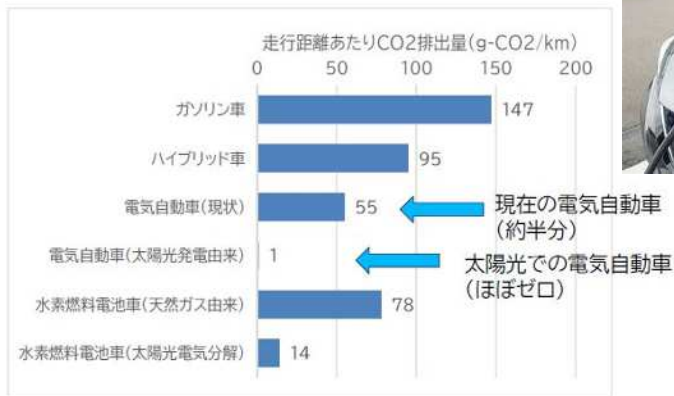
2022スマートライフおすすめBOOKより作成

12

家庭でできること ②自動車

■ 電気自動車へ

- 2035年より「ガソリン車」と「ディーゼル車」の新車販売が禁止
 - 電動車－電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)
プラグインハイブリッド自動車(PHV) ハイブリッド自動車(HV)
- * 電源は再生可能エネルギー100%の電気

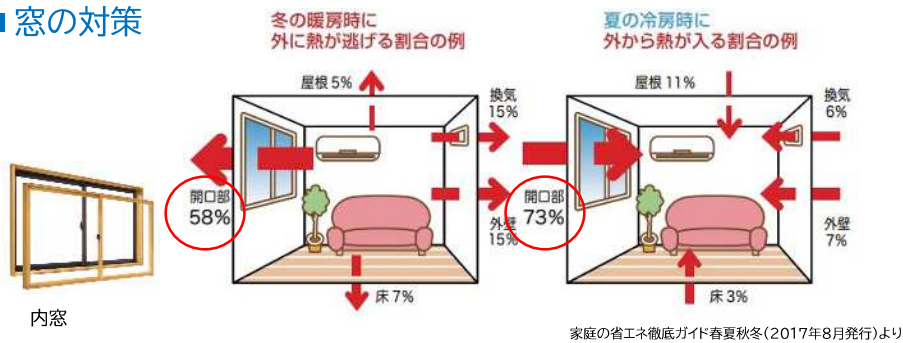


日本自動車研究所「総合効率とGHG排出の分析」より作成

13

家庭でできること 住まい① 断熱・遮熱

■ 窓の対策



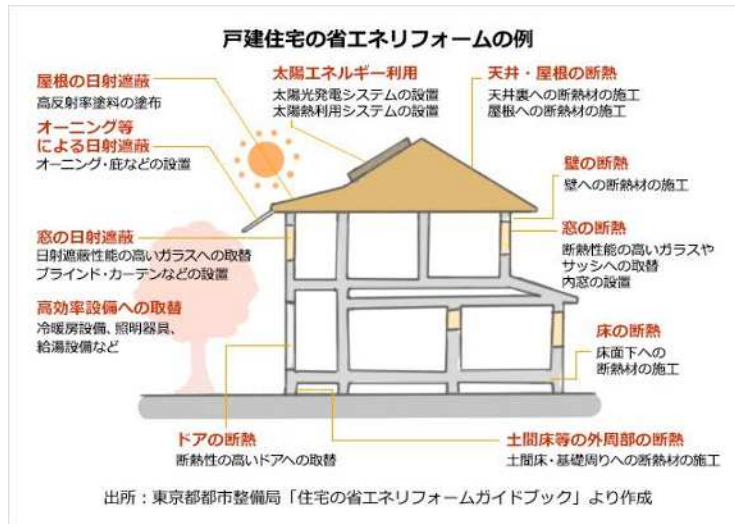
家庭の省エネ徹底ガイド春夏秋冬(2017年8月発行)より



14

家庭でできること 住まい②

- リフォーム 既存住宅5000万戸のうち、省エネ基準適合は、約11%(2018年)
無断熱の住宅は約30% (国土交通省2021年4月19日報告資料)



資源エネルギー庁ホームページ 家庭向け省エネ関連情報 省エネ住宅より

15

家庭でできること リフォーム支援

住宅の省エネリフォームへの支援の強化

令和4年度補正予算案
・住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等(経済産業省・環境省) 1000億円
・高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(経済産業省) 300億円
・こどもエコすまいる支援事業(国土交通省) 1500億円(新築・リフォームの合計)

目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて家庭部門の省エネを強力に推進するため、住宅の断熱性の向上に資する改修や高効率給湯器の導入などの住宅省エネ化への支援を強化する必要。

国土交通省、経済産業省及び環境省は、住宅の省エネリフォームを支援する新たな補助制度を創設するとともに、3省の連携により、各事業をワンストップで利用可能(併用可)とする。

対象

※ 補正予算案期間決定日(令和4年11月9日)以降に契約を締結し、事業者登録後(こどもエコすまいる住宅支援事業の登録事業者は、下記の事業の事務開始日(令和4年9月予定)・開設日以降に登録申請した場合は、その申請の日)以降に着工したものに限り、

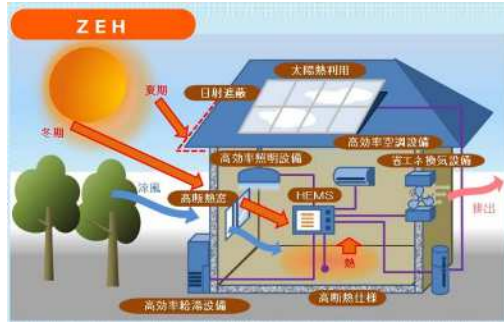
工事内容	補助対象	補助額	
①省エネ改修	1) 高断熱窓の設置※1	高性能の断熱窓 (熱貫流率(Uw値)1.9以下等、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの)	リフォーム工事内容に応じて定める額(補助率1/2相当等) 上限200万円/戸
	2) 高効率給湯器の設置※2	高効率給湯器 (a)家庭用燃料電池、(b)ヒートポンプ給湯機、(c)ハイブリッド給湯機)	定額 (a)15万、(b)(c)5万円
	3) 開口部・躯体等の省エネ改修工事※3	開口部・躯体等の一定の断熱改修、エコ住宅設備(節湯水栓、高断熱浴槽等)の設置	リフォーム工事内容に応じて定める額 上限30万円/戸*
②その他のリフォーム工事※3 (①1)~③)のいずれかの工事を行った場合に限る)	住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等	*子育て世帯・若者夫婦世帯は、上限45万円/戸(既存住宅購入を伴う場合は60万円/戸) *安心R住宅の購入を伴う場合は、上限45万円/戸	

※1 住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等(経済産業省・環境省)による支援
※2 高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(経済産業省)による支援
※3 こどもエコすまいる支援事業(国土交通省)による支援

家庭でできること 住まい③

■ 新築

● ZEH(ゼロ・エネルギー・ハウス)



● 省エネ設備、断熱設備と太陽光発電を設置して、エネルギーの消費をおおむねゼロにする住宅。

● 2020年のハウスメーカーが新築する注文戸建住宅においては、約56%がZEH

● 2025年に断熱性能 等級4を義務化

□ 国の省エネ基準は住宅品質確保促進法で3つの等級で示されている
<住宅の品質確保の促進等に関する法律>

区分	国の省エネ基準(断熱性能等級)		
	等級2	等級3	等級4
構造	旧基準(2005年)	新基準(2014年)	次世代基準(2011年)
断熱性能値	1.80	1.54	0.87

□ 現行基準の最高性能である等級4の断熱性能は平成11年の水準のまま
<省エネ法の改正>

・平成11年以降も省エネ基準について指標などの見直しが行われたが、断熱性能の水準は平成11年のままとされている。

17

家庭でできること エネルギーの転換

■ 太陽光・風力発電など自然エネルギーで発電した電気を利用

● 電気の購入先を変更する

➢ 新電力会社を紹介するサイト [パワーシフト](https://power-shift.org/)



<https://power-shift.org/>



● 家庭で発電する



● 地域で発電所を作る

● 発電所設置(市民共同発電)に出資する

● 再エネ推進を働きかける



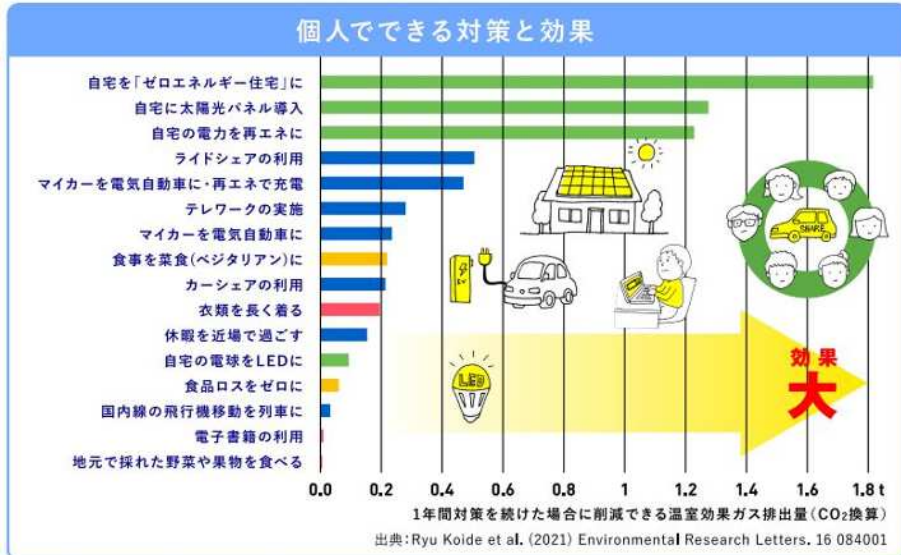
● 電化

- ガス→電化
- 石油→電化
- 自動車→電気自動車



18

気候変動アクションガイド



気候変動アクションガイド(.pdf)

19

じぶんごとプラネット

<https://www.jibungoto-planet.jp/>

あなたの1年間のカーボンフットプリント量

???? kg CO₂e

質問に答えるとカーボンフットプリント量がわかる
約10問



商品やサービスのライフサイクル全般で排出された温室効果ガス(GHG)の量を、CO₂量に換算し、商品やサービスに表示し「見える化」

質問に答えるとカーボンフットプリント量がわかる

20

自治体の温暖化対策、自然エネ推進の 現状と課題。求められる府民運動

原発ゼロの会・大阪
エネルギー部会 中村 毅

はじめに

原発ゼロの会・大阪は、正式名称を「原発をなくし、自然エネルギーを推進する大阪連絡会」としたように、当初、原発をなくすことと合わせてエネルギー問題を平行して考える必要がある、その方向は自然エネルギーの推進だと考えて取り組んできました。

今は、それに加えて、気候危機・地球温暖化対策、脱炭素の面からも自然エネ・再エネの推進が大きな課題となっていると考えるようになってきました。「気候危機・地球温暖化対策のためにクリーンなエネルギーとして原発の稼働を」と言うキャンペーンが張られています。気候危機・地球温暖化対策を進める社会、原発のない社会を考える時、いずれも「どんなエネルギー社会にするか」を考えざるを得ないと思うからです。

そんな趣旨から、原発ゼロの会・大阪が昨年行った各自治体の自然エネ・再エネの取り組みの現状に関するアンケート調査と、そこから見えてきた課題、さらにどんな府民運動が求められているか、について報告させていただきます。

(1) 自治体アンケートから見えてきたこと

1. 各自治体でいろいろな取り組みや努力が行われていることが分かった。

ゼロの会の自治体アンケートには、大阪府を含む44自治体のうち35の自治体が回答。約8割の回答であり、完全ではないにしても、「ある程度の実態」を反映していると言えるのではないかと考えています。

アンケートで分かったことは、各自治体で地球温暖化防止、自然エネ・再エネ推進でいろいろな取り組みや努力がされているということでした。

●創エネでは…

- *住宅用太陽光発電等設置補助（豊中市、茨木市、寝屋川市、東大阪市、富田林市、河内長野市、河南町、堺市、和泉市、泉大津市）
- *リチウムイオン蓄電池など蓄電池の設置への一部補助（茨木市、東大阪市、松原市、富田林市、大阪狭山市、堺市、和泉市、貝塚市）
- *地区集会所への太陽光発電設置補助（寝屋川市）、など。

●省エネ・エコライフでは…

- *戸建てや集合住宅でのエネファーム設置費の補助（堺市、河内長野市、貝塚市）
- *HEMSやZEHへの一部補助（東大阪市、堺市、貝塚市）
- *自然循環型太陽光熱温水器の設置補助（寝屋川市）、など。

●その他では…

- *家電製品の節電タイプ化や自動車のEV化への補助・助成（泉大津市）

* 自然エネ・再エネ事業への補助・助成（茨木市、東大阪市、堺市）

* 脱炭素社会の実現に貢献する革新的技術に関する研究所、生産拠点及び発電所等の整備ならびに温室効果ガスの大幅削減につながる設備導入等の企業投資に対する補助（堺市）

2. しかし、問題点も見えてきた。

●CO₂の削減・再エネ利用率などの目標が「ない」か「低い」

アンケート項目		自治体数	比率(%)	目標平均
2030年度までの削減目標	あり	22	62.9	35.2%
	なし	13	37.1	
2050年度までの削減目標	あり	12	34.3	実質ゼロ
	なし	23	65.7	

* CO₂の削減目標を持っていない自治体が2030年度で13自治体、2050年度で23自治体もあった。

* 2030年目標を持っている22自治体の目標の平均は35.2%で、世界標準に比べて10%も低い。

* 再エネ利用率の目標を持っていたのは大阪府、大阪市のみであった。

●自然エネ・再エネを取り組む担当職員が「少ない」か「いない」

アンケート項目	自治体数	比率(%)	平均人員
専任で対応している	12	34.3	3.3人
専任と兼任で対応している	3	8.6	16.0人
兼任のみで対応している	19	54.3	3.4人
不明	1	2.9	

* 例えば人口約10万人の飯田市は、10人近い人員(正規7人、非正規3人)を配置している。

* 専任の配置がなく兼任のみで担当している自治体が54.3%と半分を超えている。

●自然エネ・再エネ関係の予算が「少ない」か「ない」

* 予算を計上しているのは15自治体で約4割に留まっていた。堺市が1番多くて5559万円、以下、大阪市2870万円、茨木市2693万円、泉大津市2533万円、東大阪市2400万円など。

アンケート項目	自治体数	比率(%)
予算を計上している	15	42.9
予算はゼロである	18	51.4
不明	2	5.7

* 大きな問題は、18自治体(51.4%)が自然エネ・再エネ予算がゼロであること。

* 大阪府の予算は、2021年度で421万円。府民1人当たりの予算は1円に満たない0.48円に過ぎない。

* 自治体の住民1人当たりの予算額を多い順、少ない順にランキングしたのが別表です。

住民1人当たりの予算額 (単位=円)

	自治体名	予算額		自治体名	予算額
1	泉大津市	344.79	1	18自治体	0.00
2	河南町	104.31	2	大阪府	0.48
3	茨木市	95.91	3	貝塚市	6.00
4	和泉市	78.04	4	大阪市	10.46
5	堺市	67.29	5	大東市	12.00

3. こうなる背景には、基本方針が確立できていないことがあるように思う。

①石炭火力や原発について、ほとんどの自治体が「見解」を持っていない。

* 原発について見解を持っていたのは大阪府と大阪市だけ

・その見解は「最終的にはゼロを目指して、その依存度を可能な限り低下させていく」とするもの

で、これまでの国の「エネルギー基本計画」の方針。

- ・松井市長の発言や岸田政権の原発推進政策への転換でどうなるかが焦点。
- ・エネルギー政策などは国の問題で地方は従うだけだとして、地方自治体としての見解を持たない姿勢も多いのではないかと。

*石炭火力について見解があったのは熊取町だけ。

- ・域内に「石炭火力発電所がない」ことから、石炭火力発電問題は他所ごとになっているのではないかと。

②自然エネ・再エネについても方針を持っている自治体が少ない

*方針を持っていると答えたのは9自治体(25.7%)で、残る4分の3の自治体は方針を持っていなかった。

*方針はあっても、今なぜ自然エネルギー・再生可能エネルギーの強力な推進が求められているかという情勢論、なぜ原発や石炭火力発電はダメかという技術論をしっかりと踏まえた自然エネ・再エネ推進の基本方針づくり(条例など)が求められているように思う。

(2) では、そうした現状をどうやって変えていくか

1. 脱炭素・自然エネ推進に熱心に取り組む自治体をつくること。

*かつて70年代、大阪府民は、各地域での「公害なくせ」の運動をベースに、“公害知事さんさようなら、憲法知事さんこんにちは”を合い言葉に黒田革新(民主)府政を誕生させ、府民の運動と自治体が一体となって日本一厳しい公害規制の行政を実現し、大阪に青空を取り戻した経験を持っています。老人医療無料制度を創らせた経験もあります。これらの経験は現在にも通じる大事な教訓だと思います。

*気候危機・地球温暖化防止、脱原発・脱石炭火力、省エネ・エコライフ、自然エネ・再エネ推進に積極的に取り組む自治体に、大阪府をはじめ各自治体の首長、議会になれば、私たちの目の前の景色は全然変わってくると思います。国政でも同じことが言えると思います。

2. そうなるためには自然エネ・再エネ推進の府民運動が必要

*そうなるためには、省エネ・エコライフ、自然エネ・再エネを積極的に推進しようという府民・住民の世論と運動が必要です。府民の5割~6割の世論がその方向に向けば、例えば保守系の議員であっても、中央の方針に逆らっても世論に従わざるを得なくなります。

*そんな情勢をつくるために、私たちの足元の自治体はどうなっているか、地域の自然エネ・再エネの資源にはどうなっているか、自治体への要求を政策化し、運動化することが大切だと思います。住民の世論と運動がなければ、政治は何一つ動きません。

*自治体アンケートを使って、他の自治体での取り組みなども参考にしながら、地域のゼロの会や地域の民主団体・労組が集まって、自然エネ・再エネの取り組みをすすめて欲しい。

3. そうするためには、みんなが取り組めることから始めることが大切。

*環境問題ではよく「Think globally」「Act Locally」と言われますが、その両方が大事だと思います。大きな視点で捉えるとともに、地域で具体的な取り組みを進めることが大切です。COPという国際会議でいくら合意・確認しても、各国で具体化されなかったら気候危機対策は進まないと同じです。

⇒3.11直後の「自然エネルギー・再生可能エネルギーって何？」から、今では「自然エネ・再エネ、じゃあ、地域で一体どんな事をしたらいいの？」の声が上がっている。

*地域で進める場合、みんなが取り組めることから提起し、少しずつ運動の輪を広げ、水準を上げていくことが大切だと思います。

4. ゼロの会の「各自治体への要望書」の特徴

*ゼロの会がまとめた「各自治体への要望書」はそういう視点でまとめました。

- ・まず最初に、①省エネ・エコライフの実践（減らす・変える）、②自然エネ・再エネによる創エネ（創る）、③学習・教育（学ぶ）、④CO₂を吸収する公園や森林の保全（守る）と言った具体的な施策
- ・そのうえで、それらを取り組むための調査活動や人と予算を増やすこと、地元経済の活性化と育成など基本的な課題を掲げ、取り組むことを提案。
- ・さらに、それを本気で取り組むために石炭火力発電や原発についての基本的な立場、スタンスを明確にして取り組むことが重要を強調、という構成にしています。

*ぜひ参考にして、検討してください。

(3) 秋に計画している「自然エネ推進運動交流集会」の成功に向けてご協力を

自然エネ・再エネの様々な取り組みとともに、省エネやエコライフ、気候変動・地球温暖化対策、脱炭素・脱原発などの取り組み、さらには行政への働きかけ、自然エネ・再エネに熱心に取り組む市民本位の自治体づくりなど、運動の面も含めて交流しようという企画です。

*開催日時 2023年9月10日(日)AM10～PM5

*開催方法 会場&Zoom

*募集するテーマと内容例

①省エネ・エコな生活への切り替えの実践報告

- *わが家の省エネの取り組み
- *個人や事業所での脱炭素(化石燃料を使わない、減らす)の取り組み

②太陽光や小水力、バイオ発電、市民共同発電など創エネの経験報告

- *わが家の創エネの取り組み
- *太陽光などを中心とした創エネの取り組み
- *府民共同発電所からの報告

③自然エネ・再エネを学び、育てる取り組み

- *幼稚園・保育園児、小～高校生への環境学習・環境教育の取り組み
- *中～高校生での気候危機・温暖化防止や自然エネ・再エネの取り組み

④自治体・行政・議会への働きかけの経験と成果

- *自然エネ・再エネ推進のための補助金・助成制度づくりの経験、守った経験
- *自治体の気候変動対策やエネルギー政策の現状や課題
- *地域・行政区での住民による「自然エネ推進政策」づくりの経験

⑤その他、脱炭素・CO₂削減、省エネ・創エネについての様々な取り組み

*ゼロの会の枠を超えて幅広い人たちが、様々な取り組み、自然エネ・再エネを推進する様々な府民運動が結集され、交流される場となるようご協力をお願いしたい。

以上

【各自治体への要望書】

子どもたちに誇れるエネルギー社会を！ 自然エネ・再エネの飛躍的な普及・前進のために

2022年11月30日

原発ゼロの会・大阪

原発ゼロの会・大阪は、この間、大阪の各自治体の自然エネルギー・再生可能エネルギー（以下、自然エネ・再エネと略す）の取り組み状況を知るために、アンケート調査を実施してまいりました。そこで明らかになった現状を基に、大阪での気候変動・地球温暖化対策と自然エネ・再エネ推進の取り組みを飛躍的に前進させるために以下の点を要望します。

私たちが目指す方向は、未来を担う子どもたちに誇れるエネルギー社会をつくることです。この目指す方向は、私たち府民・市民とともに、行政・自治体にも、企業・事業者にも共通する方向性だと思えます。子どもたちに誇れる大阪をつくるために、共に奮闘することを希望します。

（１）気候変動・地球温暖化対策、自然エネ・再エネの推進のための具体的な施策

以下の施策は、化石燃料の使用を減らし、自然エネ・再エネ推進のために、既に府内の自治体あるいは他府県の自治体で取り組まれている具体的な施策です。これらを参考にそれぞれの地域、自治体の条件や資源を生かして、それぞれの地域、自治体での気候変動・地球温暖化対策、自然エネ・再エネ推進の取り組みの飛躍を期待します。

1)【へらす・かえる】省エネ、エコな生活の推進

1. 省エネ・エコ住宅の推奨

- ①断熱住宅、化石燃料を使わない暖房の推進
- ②冷暖房での室内と外気との空気の流れ替え個所に熱交換器を設置することへの補助
- ③OMソーラー住宅、漆喰住宅、床下空間を利用した冷暖房などへの補助

2. 電気製品の節電タイプへの切り替えへの補助

- ①エアコンや冷蔵庫などの節電タイプへの切り替えへの補助
- ②コンプレッサーなど中小企業が使う電気機器・機械の省エネタイプへの切り替えへの補助

3. 地中熱や太陽熱、雨水利用への補助

- ①住宅での地中熱利用への補助
- ②学校や福祉施設など大型施設での地中熱利用の推進。そのためのボーリング費用への補助
- ③太陽熱を利用した温水設備の推奨、設置への補助
- ④植栽への水やりや洗車等での雨水利用の奨励

4. EV車（電気自動車）、自転車活用のためのインフラ整備

- ①ガソリン車からEV車やFCV車（燃料電池自動車）への切り替えへの補助
- ②EV車・FCV車の普及のための充電設備などインフラの整備
- ③活動範囲が限られている配達車や保育・福祉・医療関係の送迎車などのEV車・FCV車への切り替えへの補助
- ④ノーカーボン移動手段として自転車を正しく評価し、自転車での通勤や移動が安全に行える自転車専用道路の整備や自転車シェアリングシステムの確立などを行うこと。

5. 大量生産・大量輸送・大量消費・大量廃棄と言った現代の生産様式、生活様式の転換、あるいは24時間営業という業務形態について、このまま続けてよいものかの問題提起を。

2)【つくる】自然エネ・再エネによる創エネを積極的にすすめる

1. 太陽光発電の推進

- ①東京都の取り組みを参考に、新築戸建て住宅への太陽光発電の設置義務化制度の検討
- ②住宅での太陽光発電の設置への補助制度の確立。自家消費型太陽光発電の推進
- ③一般家庭や事業所での蓄電装置の設置への補助
- ④公共施設、準公共施設、ビルやマンションの屋上、壁面への太陽光パネルの設置の推進
- ⑤農地でのソーラーシェアリングや休耕地での太陽光発電の推奨
- ⑥市民共同発電所設置事業への補助の復活

2. 風力発電の推進

- ①太陽光発電と風力発電のハイブリッド仕様による街路や小規模広場の照明の推進
- ②小型風力発電（垂直軸式や小型プロペラ式など）設置への補助
- ②人家から離れた山間部、大阪湾洋上での風力発電の検討

3. 小水力発電の推進

- ①自治体の浄水配水場での小水力発電の推進
- ②小規模河川・農業用水での小水力発電の推進
- ③水利権者への呼びかけ。水利権者と設置希望者との調整役を行政が果たす。

4. 木質バイオ発電の推進

- ①森林組合とタイアップして間伐材・根株、建材にならない材木などを活用した木質バイオ（暖房器用ペレット、木質バイオ発電用のチップの生産など）を、地産地消・山林の循環（伐採→木質バイオ→山の植林・保全＝CO₂の吸収）を基本に推進する。
- ②木造住宅の建て替えに伴う廃材、街路樹や公園・集合住宅の植栽の剪定材なども木質バイオとして活用するシステムを作ること。

5. 食品バイオ発電の推進

- ①人口密集地である大阪の都市部や団地でのごみ収集の分別を徹底し、生ごみや食品廃棄物等をエネルギー資源として活用する食品バイオ発電の推進
- ②植物性廃食油を活用しての食品バイオ発電システムの検討

6. 公共のごみ焼却場や下水処理場での発電の推進

- ①ごみの減量化を進めるとともに、周辺住民に健康被害を及ぼさない仕方でのごみ焼却場での発電・熱利用などごみの資源化の推進
- ②大阪市住之江区の下水処理場での消化ガスによる発電などを参考にした下水処理場での汚泥を利用したガス発電の推進

3) 【まなぶ】府民・市民への情報提供と啓蒙活動、学べる場所の保障

- ①保育所・幼稚園や小中学校、高校などに出向いての環境教育に積極的に取り組むこと。
- ②気候変動や地球温暖化、自然エネ・再エネをめぐる情勢や、府内はもとより国内外の先進的な取り組みが学べる『環境・エネルギー資料館』のような施設の設置を検討すること。
- ③中之島の大阪市立科学館（関電の100%寄付で建てられた）の1階『電気とエネルギー』の原発や火力発電コーナーについては、原発・火力発電の問題点、現時点での課題も正確に展示し、解説すること。自然エネ・再エネ関係の模型、展示は大幅に刷新し、拡充すること。

4) 【まもる】CO₂の吸収源としての公園の整備、森林の保全

- ①公園は府民・市民の憩いの場である共にヒートアイランドを防止したり、CO₂を吸収したりする大切な環境である。そういう位置づけで大いに拡充すること。特に、緑の少ない都市部での緑被率を高める計画をもつこと。
- ②公園は府民・市民の大切な共有財産であり、行政が責任を持って維持管理すること。
- ③CO₂の吸収、災害防止、木質バイオの循環性の確保の観点からも山林を保全すること。

(2) 自然エネ・再エネの推進のために取り組むべき基本的な課題

前項の「具体的な施策」を進めるためにも、以下の基本的な課題に取り組む必要があります。

1. 現状を正確に把握し目標を明確にすること

- ①資源エネルギー庁や環境省、電力会社などの資料を使って、基礎データ(消費電力の総量、電気料金の総額、再エネポテンシャル、再エネ電力の使用量など)を正確に把握すること。
- ②その上で、CO₂の削減目標やそれに見合う再エネ利用率の目標を、2030年度までに消費電力総量の50%以上、2050年までに100%などを基準に数値化し、明示して取り組むこと。

2. 自治体のゼロカーボン、自然エネ・再エネ推進部門の人的体制を抜本的に増やすこと

- ①気候変動・CO₂の削減、自然エネ・再エネの推進が喫緊の課題として求められている情勢、自然エネ・再エネの推進は単なるエネルギー問題ではなくその地域をどうするかという“まちづくり”の問題であるという課題の性格にふさわしい体制とするために人員の増員をすること。
- ②“自然エネ・再エネを推進したい”という職員の熱意や情熱を積極的に汲み上げ、生かす民主体的でボトムアップ型の行政機構、行政運営にすること

3. 税金の使い方を改めて自然エネ・再エネ予算を大幅に増やすこと

- ①前項にあげた「具体的な施策」を推進するためにも、自然エネ・再エネ、省エネ推進のための予算を大幅に増やすこと。
- ②国に対して、自然エネ・再エネ関係の国家予算を大幅に増やすとともに、地方自治体への補助・助成を大幅に増やすよう要求すること。

4. 自然エネ・再エネは、地元大阪経済の活性化・育成するというスタンスで推進すること

- ①“その地域の自然エネ・再エネから得られる利益・恩恵は、その地域の住民が享受すべきもの”という理念を確立し、「域内循環型」の経済・産業構造を推進すること。
- ②グリーンイノベーション、グリーンリカバリーなどの自然エネ・再エネ事業・産業の推進は、大阪の企業・業者を育成する立場で進めること。また、大阪の中小企業の持っている力を生かし、引き出す方向で進めること。
- ③自治体や中小企業、教育・医療機関などでの「再エネ 100 宣言 RE Action」の取り組みを普及し、支援すること。

5. 自然エネ・再エネを推進するうえでの基本点を確認すること

- ①地産地消であること：それぞれの地域の資源と特性を生かした創エネをすすめ、つくられたエネルギーはその地域で消費するという循環型エネルギー社会を目指すこと。
- ②小規模分散型であること：山を切り崩してのメガソーラーや住民に健康被害をもたらすような大型風力ではなく、府民一人一人が参加できる小規模分散型の自然エネ・再エネを進めること。
- ③市民・住民参加型であること：問題を推進する主人公は府民・市民です。そうした視点で、住民・行政・企業・学者研究者などが一体となって取り組む自然エネ・再エネを推進すること。

6. 自然環境を破壊したり、住民に健康被害を与えたり、災害をもたらすような計画は、自然エネ・再エネ事業であっても認めないこと。

- ①大型の施設については、アセスメントを厳密に行い、周辺住民への健康被害や環境破壊、あるいは自然災害が懸念されるようなものは認可しないこと。
- ②審査の段階から大阪府民・住民の利益、大阪経済への貢献の視点を求め、その点での同意が得られないような計画については認可しないこと。
- ③熱海の大惨事を教訓に、違反するものについては、認可の取り消しなど厳しく対応すること。

(3) 自然エネ・再エネを推進しなければならない理由とスタンスを確認にすること

以上述べてきた「具体的な施策」や「基本的な課題」をすすめるためには、今なぜ温室効果ガスやCO₂の削減、石炭火力発電の廃止が求められているのか、また、原子力発電所はなぜ問題なのか、

そして、自然エネ・再エネを大きく伸ばすことが今なぜ求められているのか、その理由を確認し、エネルギー政策を進める立場、スタンスをはっきりさせることが大切です。

第1に、気候変動・地球温暖化対策の面からも自然エネ・再エネの推進、省エネ・エコな社会への転換は喫緊の課題であるという情勢を共有すること。

気候変動・地球温暖化は遠い未来の問題ではなく、既に現実の問題として世界各地で異常な高温や熱波、集中豪雨や洪水、干ばつや森林火災、巨大な台風や竜巻などとなって大きな災害と被害を及ぼしています。その最大の原因が化石燃料の使用による温室効果ガス・CO₂の増加であることは国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告書などが指摘する通りです。これらの削減は今や人類共通の緊急課題となっているという情勢認識を共有するとともに、以下の点を求めます。

- ①各自治体のCO₂削減目標を大幅に引き上げ、最低でも世界水準（2030年までに2010年比で45%削減、2050年実質ゼロ）を上回るものにする。
- ②域内に石炭火力発電所がなくても、石炭火力発電所は気候変動・地球温暖化対策として廃止すべきものであるという認識を共有すること。
- ③大阪では2030年度目標で3分の1、2050年度目標では3分の2の自治体がCO₂削減目標を持っていません。全ての自治体がCO₂削減の目標を検討し、持つようにすること。

第2に、原子力発電所（原発）は、いかなる情勢にあっても“人類とは共存できない”発電であるという認識を共有すること

福島第1原発の事故から11年以上が経ちましたが、今もたくさんの方が故郷を追われ、大阪市域の1.5倍にあたる面積が人の住めない地域となっています。事故を起こした原発では、溶け落ちた燃料デブリは今にて1gも取り出せていません。取り出せたとしてもどう保管するも決まっていません。原発の運転で生まれる放射性廃棄物の処理方法もありません。こうした技術的問題とともにウクライナでは、原発が侵略者の攻撃の対象にもなっています。これらの事実と現実を踏まえれば、原発はいかなる情勢にあっても使用してはならない電源であるという認識を持つことが重要です。

- ①もし福井の原発群で事故が起き、琵琶湖が放射能で汚染されれば直ちに大阪府民の飲み水がなくなるなど、原発は正に大阪府民の死活にかかわる問題です。府民の安全と生命を守るために、国に対して全ての原発を停止し、廃炉にするよう積極的に意見具申すること。
- ②現政権が最近打ち出している原発の再稼働や新增設、使用期限の延長などの原発推進への回帰路線に反対すること。福島第1原発での原発汚染水の海洋放出に反対すること。
- ③関西電力に対し、若狭湾の原発の稼働を止め、全てを廃炉にし、経営の基本方針を自然エネ・再エネ推進に転換することを近畿最大の電力消費地の自治体として要求すること。

第3に、自然エネ・再エネの普及・推進は喫緊の課題であるという認識を共有すること

気候変動対策や安心・安全の持続可能な社会づくり、子どもたちに誇れるエネルギー社会とするために、石炭火力発電や原子力発電をベースロード電源とするような考え方から完全に転換することが重要です。また、ウクライナ情勢と関連して電気料金の値上げや“電力のひっ迫”が大問題になっていますが、エネルギー資源を外国に依存している限りはいつでも起こる問題です。従って、日本国内の資源を生かした自然エネ・再エネの推進に舵を切ることこそが求められている道であり、喫緊の課題であるという情勢認識を持つことが大切です。

- ①脱炭素、脱原発のためにも、自然エネ・再エネの推進が、国政レベルでも、地方自治体レベルでも喫緊の課題であることを共通の認識にすること。
- ②自然エネ・再エネによる“創エネ”と共に、“省エネ・エコな社会への転換”も同等に重要な取り組みであるという認識を持つこと。
- ③国に対して『エネルギー基本計画』から、原発や石炭火力発電を“ベースロード電源”と位置づける方針を削除し、自然エネ・再エネを飛躍的に増進する基本計画にするよう要求すること。

以上

ノーモア・ミナマタ第2次近畿国賠訴訟 昨年12月に結審

～判決は9月27日 原告全員の救済を～

ノーモア・ミナマタ近畿第2次国賠訴訟弁護団
団長 弁護士 徳井 義幸

1 はじめに

日本の公害の原点といわれる水俣病が確認されたのは1956（昭和31）年5月、既に66年を超える歳月が経過しています。大阪地裁では2014（平成26）年9月に提訴、その後の追加提訴で130名の原告が水俣病被害者としての救済を求めて被告国・熊本県・チッソを相手方として損害賠償請求訴訟を戦ってきました。同様の訴訟が熊本地裁では原告1424名で、東京地裁では原告86名で戦われています。

これまでも各種の訴訟や行政救済システムにより約7万人余りの被害者の救済が実施されてきました（別図1参照）。

【別図1】 表5-2 水俣病認定・救済状況（単位：人、2022年4月末時点）

	熊本県	鹿児島県	合計
水俣病認定（～2022年4月）	1,791	493	2,284
政治解決：水俣病・医療手帳（1995年12月～1996年7月）	8,834	2,706	11,540
ノーモア・ミナマタ訴訟和解 （県別は非公表）			2,794
特措法：水俣病・被害者手帳（2010年5月～2012年7月）	37,613	15,543	53,156
合計	48,238	18,742	66,980

しかしチッソの工場排水でメチル水銀に汚染された魚介類を日常的に摂食していた住民は不知火海一円に及んでおり約20～30万人余りに達します。また、チッソの水銀の排出は1932（昭和7年）から1968（昭和43年）までの36年間にもわたっています。従って、被害者としての声をあげることもなく亡くなられた方も多数いるうえに、まだまだ潜在的被害者も多数いることは当然のことなのです。

ところがメチル水銀汚染の被害の実態を科学的には把握する環境・健康調査が実施されなかったために、その場限りの救済策が繰り返される結果となり、未救済の被害者が置き去りにされてきたのです。全ての水俣病被害者救済のためには健康調査と恒久的な救済システムの確立が求められているのです。現在では水俣病の被害者団体が統一的な要求として健康調査の実施を要求しています。

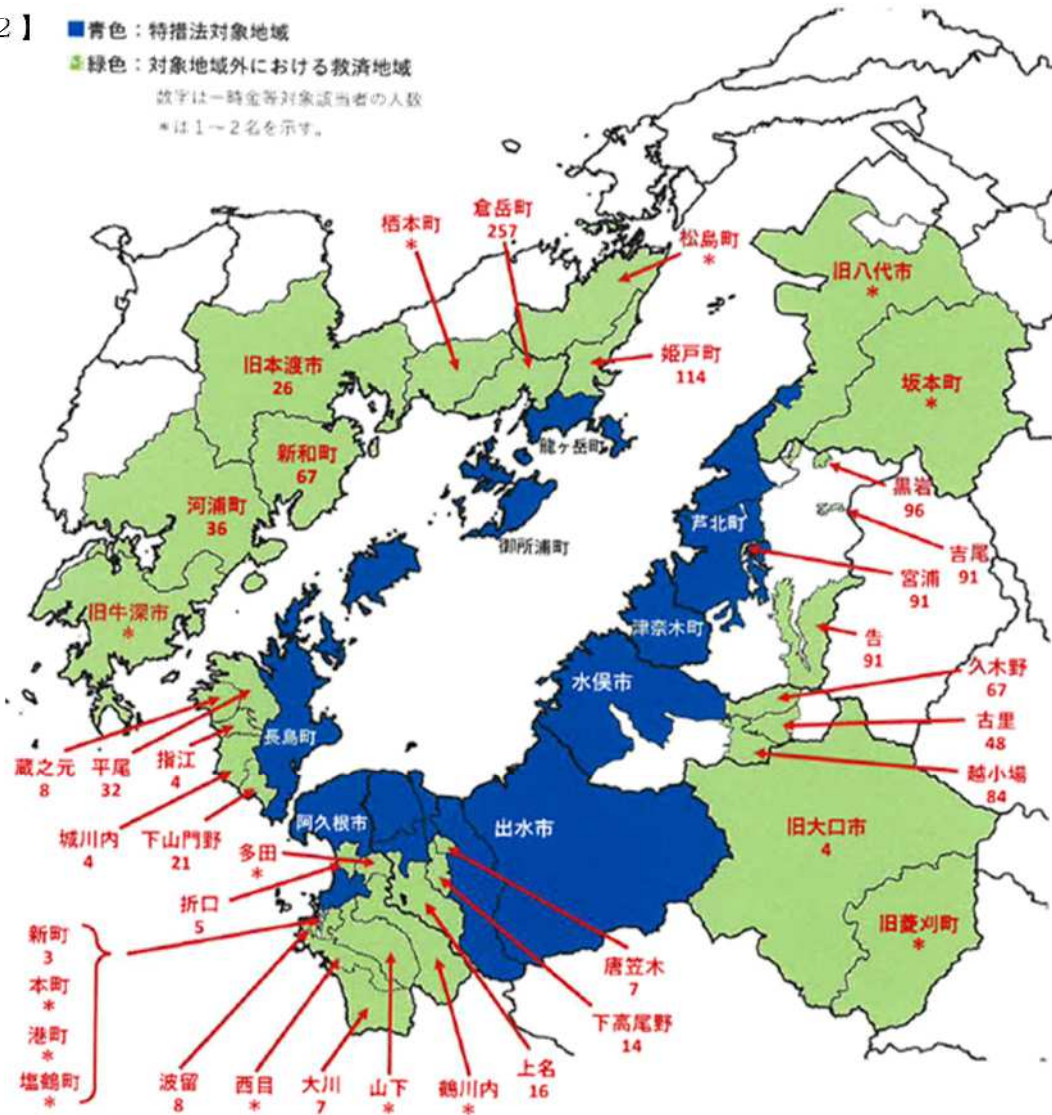
また被害者救済特措法も被告国にメチル水銀と健康被害についての調査を義務付けていますが、被告国は未だにこれを実施していません。それどころか医学的根拠もなく脳磁計やMRIによって水俣病の診断が可能であるかの如き研究を発表し、更なる被害者の切り捨てをすすめているのが実情です。従って改めて水俣病被害について、被告国、熊本県、チッソの責任を断罪する判決により、それを契機として救済の道筋を作るしかないのが現状です。

2 近畿訴訟の展開

近畿訴訟の原告らは地元熊本や鹿児島でメチル水銀に汚染された魚介類を食べて水俣病に罹患しましたが、遠くふるさとを離れて手足などのしびれ、震え等に苦しみがらこれまで未救済のままで放置されてきた人たちです。昭和 30 年代初めの急性劇症の重症の患者とは異なり、長期間の微量汚染による慢性の水俣病患者であり見た目は健康な人と変わらないためにその苦しみが理解されないままできました。裁判所では原告ら 30 名が長きにわたる水俣病に伴う日常生活や職業上の様々な困難を訴える証言をして救済を訴えてきました。

一方被告国らは、水俣湾とその周辺海域の狭い範囲でしかメチル水銀汚染はない、あるいは昭和 43 年 5 月にメチル水銀の排出はなくなり 44 年以降は汚染はなくなったとして、居住地域や出生年代を理由に原告らが水俣病であることを否定してきました。しかし水俣病被害者救済特措法での水俣病救済患者の分布は水俣湾やその周辺地域に限らず水俣の対岸である天草諸島を含む不知火海一円や山間部にも及んでおり被告国らの主張の矛盾と破綻は明確になっています（別図 2 参照）。

【別図 2】 ■青色：特措法対象地域
■緑色：対象地域外における救済地域
数字は一時金等対象該当者の人数
*は1～2名を示す。



3 近畿訴訟での勝訴判決で水俣病被害者の救済へ

近畿訴訟は昨年原告 30 名の本人尋問を終了し、9 月には裁判所が水俣や不知火海一円の現地を船上から見聞するなどの審理をへて12月21日に8年余りにわたる審理を終了する最終弁論を実施しました。そして判決が今年の9月27日に予定されています。熊本や東京に先立つ最初の判決でありその帰趨によって水俣病被害者の救済と水俣病問題の解決の方向が見えてくることとなります。

水俣病公害は、被告チッソによる企業利益優先のために地域住民の生命と健康を一顧だにしない企業活動とそれを放置し援助してきた行政の結託が生み出した企業犯罪、権力犯罪そのものです。この構造は日本の戦後社会のあり方そのものであり、これを断ち切ることなくして公害、環境問題の解決はあり得ません。

また、公害の原点、水俣病被害者の救済なくして公害の根絶はあり得ません。全ての公害被害者の救済に向けて、皆さんの暖かいご支援を改めてお願いするものです（別図3参照）。

【別図3】



建設アスベスト訴訟報告—その成果と新たな闘いに向けた課題

大阪アスベスト弁護団 弁護士 江藤 深

1 建設アスベスト訴訟とは

建設アスベスト訴訟は、建設現場でアスベスト（石綿）を含む建材から飛び散った粉じんを吸い込み、石綿肺、肺がん、中皮腫といった重い病気にかかった建設作業従事者やその遺族が、国、そして石綿建材を製造販売した建材メーカーを相手取り、損害賠償を求めた裁判です。訴訟は2008年5月、東京地裁に東京第1陣の訴えが起こされたのを皮切りに、横浜、札幌、京都、大阪などの裁判所に提訴が相次ぎました。

2 最高裁判決までの道のり

全国的な動きとなった建設アスベスト訴訟ですが、立証活動には大きな壁が立ちはだかりました。建設作業従事者の多くは、長期間の就労の中で、無数の現場を渡り歩き、無数の建材を取り扱っています。加えて、石綿は数十年の潜伏期間を経て、病気を発症させるという特徴があります。いつ、どこで、どのメーカーの建材から発生した石綿粉じんを吸って病気になったのか？因果関係を証明するのは至難の業でした。

また、幾重もの下請構造が存在する建築現場では、特定の企業に属さない「一人親方」と呼ばれる人々もたくさんいます。「労働者」ではないのだから、労働関係の法律の保護は受けないという極めて形式的な議論も幅を利かせていました。2012年5月の神奈川1陣訴訟の横浜地裁判決は、国、建材メーカーのいずれの関係でも原告全面敗訴でした。

しかし、膨大な文献の検討、全国的な協働により精緻化した弁護団の主張、そして何より被害者、遺族からの救済に向けた訴えが、徐々に裁判所の認識を変えるようになりました。結局、下級審（地裁、高裁）の結果は、国との関係で14回、建材メーカーとの関係で8回の勝訴判決を得るに至りました（逆に言えば、国はこれだけ負けを重ねても争い続けましたし、メーカーに至っては、今なお争い続けているということです）。

3 最高裁判決の歴史的意義と誤り

そして2021年5月17日、最高裁は東京、神奈川、京都、大阪の4つの1陣訴訟について、国と建材メーカー双方の損害賠償責任を認める判決を言い渡しました。なんと最初の提訴から13年、その間にも多くの命が失われました。

最高裁判決の内容は、まず国との関係では、1975年から2004年までの期間、内装工、大工、電工、現場監督といった屋内作業に従事し、石綿を原因とする病気を発症した人について、その責任を認めました。とりわけ労働者のみならず、一人親方との関係でも国の責任が認められたことは、画期的な成果です。またニチアス、ノザワ、エム・エム・ケイをはじめとする建材メーカー10社の不法行為責任も認めており、全国の被害者救済にもつながり得るものでした。

一方で、最高裁は、外装工、屋根工といった屋外作業に従事した人との関係では、国、建材メーカーのいずれの責任も認めませんでした。また解体作業に従事した人との関係では、建材メーカーの責を否定しました。

外装材を屋内で切断して粉じんが舞うことはありますし、屋外であろうと解体現場であろうと、石綿の危険性、粉じんの発生する可能性を分かっているながらその対策を怠ることは、あってはならないことです。これらの部分についての最高裁の認定は、建設現場の実態を踏まえないまま、職種により救済の線引きをするという極めて不当なものです。

4 全国的な闘いの成果—行政制度への結実

最高裁判決を受け、当時の菅義偉首相は、原告代表者らと面会し、謝罪の意を示しました。また弁護団と国は速やかに協議し、すでに裁判を起こした原告とは和解による早期解決を目指すこと、未提訴の被害者については裁判をせずに行政手続により補償をする制度をつくること等を内容とする基本合意書が判決翌日には結ばれました。

国は基本合意書に沿い、被害者、遺族に対し550万円から1300万円が支払われるという制度を創設しました。建設アスベスト給付金制度は2022年1月に運用が始まり、すでに多くの人々が給付金の支給をされています。制度の確立は、多くの原告が長年にわたり闘い、勝ち取った最高裁判決の大きな成果です。

5 最高裁判決後の課題—きわ立つメーカーの消極姿勢

かつて大量の石綿建材を売りさばき、巨額の利益を獲得した建材メーカーは、下級審で負けを重ね、最高裁判決でその責任が指弾されてもなお、訴訟内外での和解や制度的な解決に後ろ向きの姿勢を崩していません。遅きに失したとはいえ、最高裁判決後にスピーディーに行政制度を作っていた国と比較すると、その姿勢は極めて異様に映ります。

最高裁判決の不当な部分を乗り越え、メーカーの責任をなお追及するという意味で、建設アスベスト訴訟はまだ終わっていません。最高裁は2022年2月、今度は九州1陣訴訟について、福岡高裁判決に対する建材メーカーの上告を受理しないという決定をしました。高裁判決では、内装材メーカーはもとより、外装材、屋根材を製造したノザワ、ケイミューの責任も認められていましたので、この最高裁決定は、前年の最高裁判決を今一步前進させた内容です。

今年は京都、大阪地裁がそれぞれ、京都2陣訴訟、大阪2、3陣訴訟の判決を言い渡します。私たちは、建材メーカーに被害救済に向き合わせるための最後の一押しとすべく、1陣訴訟の最高裁判決後も奮闘してきました。裁判という被害者に重い負担を背負わせる手続きを経ずに、建材メーカーからも補償を受けられるような仕組みづくりのためには、法廷のみならず、全国の市民の皆さんの支援が欠かせません。これからも、建設アスベスト訴訟へのご理解、ご支援をよろしくお願い致します。

原発賠償関西訴訟

ふつうの暮らし 避難の権利 つかもう安心の未来

弁護士事務局長 白倉典武

2011年3月11日発生した、我が国最大級の公害ともいえる福島原発事故を理由として、関西などへの避難者やその家族が原告となって国と東京電力を被告として大阪地裁に提起した損害賠償請求事件は、今年の9月に訴え提起から10年を迎えます。他の裁判所で先行する同種の集団訴訟では、既に最高裁判所の判決がなされたものもあります。最高裁判所は、国の責任を否定し、また認められた損害賠償の額は極めて不十分です。最高裁判所の判決がありましたが、今なお、全国各地で、地裁段階の事件も含めて多数の事件が係属しています。全国の被害者は、国の責任を否定し、また、不十分な賠償しか認めなかった最高裁判決を変更させるため、力をあわせて裁判を続けています。

国の責任を否定した最高裁判決は、原子力安全規制法令の趣旨・目的について検討しないまま福島原発事故前における国の怠慢な原子力行政を追認したものです。私たちは、裁判において、福島原発事故に至る我が国の原子力行政のあり方について批判し、福島原発事故に至る国や東京電力の対応は万が一にも原子力災害を起こさないという原子力規制法令の趣旨・目的には反するものであることを指摘しました。最高裁判所に対して、過去の原子力行政が、万が一にも原子力災害を起こさないという法令の趣旨・目的に適うものであったのかについて判断することを求めたのです。ところが、最高裁判所の多数意見は、この点については全く触れませんでした。そして、規制権限を行使していたとしても福島原発事故を防ぐことができなかったという論理で長期間規制権限の行使をしてこなかった国の責任を否定しました。その理由は、経済産業大臣が規制権限を行使したとしても、東京電力は「長期評価」に基づき試算した津波と同様の津波に対応する防潮堤を設置した蓋然性が高く、他方、本件津波とこの試算津波とは挙動が異なるために、本件事故を防止できなかったから、というものでした。何もしていないのに、どうせ対策をしても事故は防げないから責任がないという信じられない論理で国の責任を否定したのです。

この最高裁判決には、三浦守裁判官の反対意見が付されています。三浦反対意見は、原子力安全規制法令の趣旨・目的を丁寧に説明したうえ、「長期評価」を規制権限行使の基礎とすることの合理性を認めました。そして、長期評価を前提とする事態に即応し、保安院及び東京電力が法令の趣旨・目的に従って真摯な検討を行っていれば、適切な対応を取ることができ、それによって本件事故を回避できた可能性が高いと述べ、本件地震や本件津波の規模等にとらわれて、問題を見失ってはならないと多数意見を厳しく批判しています。この三浦反対意見は、多数意見が否定した区画や建屋の水密化等の対策が求められ、実際にそのような対策をとったであろうとして福島原発事故は避けられたとし、国の責任を認めるべきであるとししました。

福島原発事故以前から、水密化が行われていたことは客観的な事実であり多数意見は明らかに事実認識を誤っています。三浦反対意見が述べるとおり、原子力規制関連法令の趣旨・目的を踏まえること、水密化など防潮堤以外の対策も以前から実際に行われていたことなど、最高裁多数意見の誤りを指摘し、国の責任を認める判決をえるべく努力を続けていきます。

また、損害額の認定については、同種事件について今までになされたどの判決でも、認められた賠償額は被害に見合ったものとは到底言えません。原子力損害賠償紛争審査会は、確定した裁判例等を踏まえて新たに議論を行い、2022年12月20日に原子力損害賠償に関する中間指針5次追補を公表しました。ここでは、損害賠償に関する東京電力の対応を批判するなどしてはいるものの、確定した裁判例を基本に考えていることから賠償の範囲や金額については極めて不十分な内容にとどまっています。避難指示等を受けて避難を余儀なくされた被害者について、被害を十分に回復する内容とはなっていません。また、特に、避難指示等対象区域外の被害者についてはほとんど検討がなされていないと言ってよい内容です。

原発賠償関西訴訟では、福島原発事故によって放出された放射性物質による健康への悪影響を避けるために、避難指示等対象区域の外側から避難した原告やその家族が多く原告になっています。避難指示等対象区域外でも、公衆の被ばく線量限度年間1ミリシーベルトを超える被ばくをするであろう地域、あるいは放射線管理区域の基準である1平方メートルあたり40,000ベクレルを超える放射性物質による土壌汚染がある地域が広がっています。年間1ミリシーベルトを超える被ばくをするおそれのある地域や放射線管理区域で居住することは本来認められていません。したがって、このような地域はから、放射線被ばくを避けるために避難すること、空間線量や土壌汚染の程度がなくなるまで避難をし続けることは当然認められるべき行為です。したがって、避難し、避難を継続することによって被った損害は、当然、填補されなければなりません。ところが、今までの同種事件に関する判決では、避難指示等対象区域外の被害者については、ほとんどが、中間指針追補にいうところの「自主的避難対象区域」内の被害者に限った上で、ごく短期間の避難等についてのみ被害を認めているに過ぎないのです。

原発賠償関西訴訟では、近く、本人尋問が始まります。そこで、原告の被害がどれほど重大なものであったのかを裁判所に伝えて、被害に見合った賠償を認定させることが必要となっています。

尋問の際には、多数傍聴いただき、ご支援をいただきたくお願い申し上げます。

東日本大震災の福島第一原発事故は私たちの生活にかかわる様々なものを壊してしまいました。福島第一原発事故後すぐ、3/13に避難を決行し、滋賀県栗東市へ避難してから12年が過ぎようとしています。12日の爆発を知ったのは原発の半径10Km圏内から自宅に戻る途中でした。その時点で先ずは娘は避難させようと決意していました。情報が混乱しガソリンも入手困難な中、13日早朝に東京方面に向かいました。娘を滋賀の弟宅へ避難させるためです。高速は使えず、飲み物や食料などは全く手に入らない中、国道4号を関東方面に向かいました。福島県内の道路は至る所で路肩が崩落し、国道は物資やガソリンを求める車で渋滞し、早朝に出発したにもかかわらず、隣の茨城県に入るまでに夕方を迎えていました。幸い東海道新幹線が14日始発より再開するという情報を得る事ができたので東京駅に向かい、無事避難させることが出来ました。福島への帰路の途中、2回目の爆発発生とその前後のニュースなどから福島県内のメディア情報は信用できないとの思いを強くし家族での避難を決意しました。理由としては、原発事故は大きく環境を変えてしまった為です。一つには医療環境です。みなさんも当時の報道で医薬品や食料品が物流の停止により入手できなくなったと言うニュースを見た記憶があるのではないのでしょうか？被曝の危険性が高いエリアに物流トラックのドライバーを入れられないためでした。もう一つは避難指示区域の病院は当然ですが、避難指示の無い地域の一部の病院では医師や看護師が避難し戻らないため再開できない等の状況が起きていました。私の母は要介護になってしまった直後でしたので通院と薬の確保が欠かせない状態でした。地域の中核病院には国からの要請で他県から医師が送り込まれていました。当時、父親が地元の公立相馬病院に入院していたのですが、痛み止めの投与以外治療どころか診断などもまともな対応ではなかったと言っていました。また後から知りましたが、それらの医師の多くは被曝については影響は無いとの立場をとっていました。

私の妻は避難後躁態に陥り心療内科を受診したところ、原発事故による放射能被害への恐怖によるPTSDと診断されリハビリ期間を含め一年間の入院となりました。医師からは福島に帰還する事は許可できないと言われていましたが、毎年住宅支援打ち切りが取りざたされ、その場合の備えとして相馬市周辺の心療内科の再開状況を確認してみても必要条件を備えた病院は確認できませんでした。相双地域(新地町・相馬市・南相馬市・浪江町・双葉町・大熊町・楢葉町)には入院設備を備えた心療内科を持つ病院が2件在りました。南相馬市原町区の雲雀ヶ丘病院と小高区の小高赤坂病院ですが雲雀ヶ丘病院は医師や看護師が避難し戻らないため内科のみ、小高区の小高赤坂病院は避難指示区域内の為2019年まで移転先で再開できないという状況でした。

住宅問題で福島県内堀雅雄知事が決定した2017年3月31日での区域外避難者への住宅無償提供打ち切りは特に県外避難者の中で公務員住宅に入居して行き先が決まらないなどで退去出来ないでいる避難者を追い出すため、懲罰的に二倍の家賃を課すという暴挙だけにとどまらず、県議会では大多数の賛成で明け渡し訴訟が実行されました。

この裁判では進行も無茶苦茶で証人喚問申請の却下や、あまりに一方的な裁判終結宣言、それに対する裁判長の忌避が最高裁に特別抗告され、まだ結論は出ていない中で判決言い渡しを強行するなど司法の場でさえおかしな動きがでています。2月1日の子供脱被曝裁判でも「安全な地域で教育を受ける権利」を退けています。

昨年の6月17日全国の原発事故被害者賠償訴訟の最高裁判決でも国の責任を認めないおかしな判決理由が出ました。国は原発政策を進めたいがなりふり構ってられないほど追い詰められている表れではないのでしょうか。

現在福島第一原発事故の処理に伴い保管されている汚染水とALPS処理水の海洋放出が強行されようとしています。「廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議」で決められた際は、放出にあたっての前提として、政府と東電は15年、福島県漁連に対し「関係者の理解なしには、いかなる処分(海洋放出)も行わない」と文書で約束していました。全国漁業協同組合連合会の坂本雅信会長は現在も、「海洋放出に反対であることはいささかも変わらない」との談話を出しています。福島県内の自治体で放出に賛成しているのは双葉町と大熊町のみ。大部分の市町村は反対の姿勢を崩していません。これまでの公害裁判などで工業排水の排出規制では除去処理によって不純物を基準値まで取り除き、中和処理で水質を整えた物を処理水として放出を認めています。海水で薄めて海へ放出のような汚染物質の放出総量が無制限となるような事は認めていません。何より排出されるのは取り除くのが難しく、コストがかかるトリチウムだけの水ではなく、メルトダウンした核燃料に触れ、取り除くのが難しい様々な放射性物質を含む汚染水です。東電もその大部分が処理途上水と認めています。それでも国と東電は放出の為に既成事実を積み重ね、私たちが諦めることを狙っているようです。もちろん諦める気はありません。子供たちに年間被ばく線量20msvという原子力施設労働者でさえ労災認定される環境基準で生活させる上に子供たちが遊ぶ福島海や山、自然を東電の利益優先の為に汚染させたくはありませんから。

私たち関西訴訟は、2013年の提訴以来、先日1月19日に第37回の期日を終わりました。原告(本人)尋問についてこれまで何度か話が出ては消えていきましたが昨年の期日で、被告 東電側が弁済の抗弁と称して、各項目の既払額が支払いすぎなので、全体の賠償から差し引くべきなどの主張を新たに始めるなどありましたが、原告側が個別損害を丁寧に主張した結果、東電・国が全世帯の原告尋問を求める方向となりました。適切に反論を行ったため時間がかかりましたが、いよいよ5月から原告への本人尋問が始まります。5月24日の第1回目尋問の原告は既に決定され2月18日には原告団総会を開催予定と、原告の準備も着々と整っています。原告が証言台に立った時支えになるのは弁護士団と傍聴席にいる支援者のみなさんの応援だけです。皆さんの応援が背中を押して下さっているから立ち向かえます。本人尋問はもとより結審から判決に至るまでみなさんのご支援、応援をよろしくお願いいたします。

「手渡したいのは青い空」 公害患者のたたかいこの1年

大阪公害患者の会連合会事務局長：上田敏幸

2022年に起こった公害患者と大気汚染環境問題をめぐる活動を振り返ってみました。

◆NOxPM法「指定解除」問題～パブコメに患者会から意見

環境省が中央環境審議会（大気・騒音部会自動車排ガス総合対策小委員会）に諮問した「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について」答申案が示され2022年2月10日から意見募集（パブリックコメント）が行われました。大阪連合会は幹事・役員に意見募集への参加を呼びかけました。

答申案は、「自動車NOxPM法対策地域の指定解除」について「常時監視測定局においては一部を除いて継続的・安定的に環境基準が達成されている」ことを理由に「対策地域の指定の解除の考え方」を示しました。自動車NOxPM法は、NOx法（1992年施行、2002年に改正）の時から30年にわたってNO₂やSPMの改善に役割を果たしてきました。都府県の申請に基づいて「解除」の判断をしていますが、すでに愛知と三重が解除申請の意向を示しており、予断を許さない状況となっています。

環境省から諮問を受けた小委員会は、自動車排出ガスの原因者（トラック事業者）からは意見聴取しましたが、公害患者には声もかけずに答申案を取りまとめようとしていました。これに対して全国患者会は2021年11月、「被害者の声を聞け！」と水・大気局に厳重に抗議。中環審の委員も参加した説明会の開催を求めました。11月15日には松澤裕局長と面談、局長が謝罪して次回小委員会までに説明の場を設けることを約束しました。2022年1月13日の説明会には局長と小委員長ら3人がオンラインで参加しました。その後、2月には要望書を提出、引き続き協議を進めるよう求めています。

◆第47回公害被害者総行動～環境大臣、保健部長、水・大気局長らと交渉

公害の根絶と被害者の救済を求めて全国の公害被害者が共同して国や経済団体との交渉や要請行動を行う公害被害者総行動が2022年6月8日、環境大臣交渉を皮切りにスタートしました。同日午後には環境保健部長、翌9日には総合環境政策統括官、水・大気環境局長との交渉を実施。コロナ禍で延期や規模の縮小を迫られた総行動ですが、47年目を迎える今年は大阪から5人の代表を東京に派遣して、すべての交渉で被害を訴えるなど全員が役割と責任を果たしました。メイン会場と全国各地をオンラインで結ぶハイブリッド方式も定着、あおぞら会館にはのべ53人が参加しました。

山口壮環境大臣出席のもと開かれた交渉では総行動実行委員会を代表して森脇君雄代表委員がオンラインで挨拶。「環境行政50年の節目、これからも被害者に向き合い、寄り添った行政の更なる前進をお約束ください」と述べました。

国民署名（16,958筆）を手交した後、山口大臣は、「コロナ禍で厳しい1年だったが昨年より多くの方と直接お話できることはありがたい。76年から続く皆さんとの意見交換をする貴重な場としてこれからの仕事に活かし、被害者に向き合い・寄り添う行政を前進させたい」と挨拶しまし



環境大臣に被害を訴える岩本さん

た。水俣病、原発事故、大気汚染、気候変動問題での要請のあと、原発事故被害者の馬場績さん、大気汚染被害者の岩本啓之さん、水俣病被害者の中村房代さんが被害を訴えました。これに対して山口大臣は、「ご意見は伺った。できることはすぐやる。さらに努力したい」などと答えましたが、被害者への直接の言葉がなかったため司会者が「大臣、被害者に一言お願いします」と促してようやく「ハンデキ ャップを抱える人たちの声を聞いた。(被害は)原点だと考えている。環境行政 50 年、人の命と健康、環境を守る活動を全力で進める」などと応じました。

<保健部長交渉>

被害者を代表して角田隼人・全国公害患者の会連合会代表委員が挨拶。東京の未認定患者・武井綾子さんと大阪からリモートで濱田健一さんが被害を訴えました。

神ノ田昌博・環境保健部長は、「濱田さん武井さんの経験したものでないとわからない大変厳しい状況、発作の不安・苦勞を聞き、なぜ公害を防ぐことができなかつたのか。二度と繰り返さないための予防に取り組みたい。できることをひとつひとつ積み上げる努力をする。公害の原点を忘れず保健行政に取り組みたい」と述べました。また補償法が汚染者負担の原則に基づくものであること、コロナ禍での事務連絡の継続的運用、被認定者の療養生活調査の継続について言及しました。

交渉では、未認定患者を救済する医療費助成制度の創設について環境省側は「制度を創設する状況にはない」との態度を変えませんでした。公害補償制度の維持・拡充、補償費の改善・拡充の要求で進展はなく、予防事業については、「連絡会で意見を聞くなどして充実したい」と答えました。

<水・大気局長交渉>

PM2.5 対策や NOxPM 法の「指定解除」問題などで率直な意見交換をしました。

PM2.5 の環境基準ができて 13 年、懸案となっている全測定局 (1,827) への測定器設置は 1,123 局 (16 局増) 達成率 61%。参加者からは早急な全局設置を求めました。松澤裕 水・大気環境局長は「(自治体への) 財政支援が簡単にはできない。頑張って設置している自治体を評価すること、設置費用の減額化も考えたい」などと回答。環境基準の改定については、「中環審に諮り最新の知見に基づき再評価したい。WHO ガイドラインについても考慮すべきものがあるか検討する」と述べました。

自動車排ガスの PN 規制については、大気汚染防止法改正 (令和 3 年 8 月) を受け、国交省の同意を得て来年の実施に向けた調整が進んでいることを明らかにしました。NOxPM 法の「指定解除」について松澤局長は、「規制解除の要件をまとめた。法の効果も出ている。5 年後に改めて議論することになっているが (皆さんとは) 毎年の意見交換の場で協議したい」と明言しました。

◆消えた大気汚染の“見張り番” 大阪市が測定局を廃止

大気汚染防止法 20 条、22 条で設置している常時監視測定局のうち西淀川区淀中学校の測定局 (一般大気環境測定局＝一般局) が学校の建て替え工事に伴い令和 2 年度で測定を終了していることがわかりました。西淀川区には同法で設置している自動車排出ガス測定局 (自排局：出来島小学校) がありますが、国が事務処理基準で示す「大気汚染状況の継続的把握、発生源からの排出による汚染の寄与及び高

濃度地域の特定、汚染防止対策の効果の把握といった常時監視の目的が効率的に達するよう配置する」一般局は無くなることとなります。

連絡会、府との懇談で判明

こうした事態が明らかになったのは、公害裁判の和解で設置された患者・原告と国交省・阪神高速との協議の場・西淀川地区道路沿道環境に関する連絡会のワーキング会議（2022年7月26日）でした。同会議で令和3年度の淀中学校の常時観測データが測定終了によって無いことが判明。翌27日、大阪府との懇談で「淀中（測定局）の所管は政令市である大阪市の判断」であることが明らかとなりました。なお区内には、大気汚染公害裁判の和解条項に基づいて国道2号と43号沿道や阪神高速道路に設置した測定局が5カ所あり測定を続けています。

測定局設置について環境省は「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準（事務処理基準：平成24年改正）において、常時監視の目的や測定の対象を示した上で、測定局の数及び配置では全国的視点、地域的視点で測定局数を算定するよう求めています。

住民・患者に説明なし

地域的視点の「住民ニーズへの対応」では「測定局の配置については、地域住民との約束や要望等の社会的要請が存在する場合には、十分な合意を得る必要がある」と明記しています。また、「これまでの経緯の勘案」では「設置されてから相当の期間を経過し、継続して測定をしてきた測定局については、大気環境の経年変化を知る上で重要な意義を有している。また、測定局の有用性について地域住民から高い評価を得ており、測定局が地域では所与のものとして受け止められている場合も多い。このように、既存の測定局については、これまでの経緯を十分に勘案し、必要に応じて、望ましい測定局数の水準に加算することにより、存続を図ることとする」とあります。住民・患者に何の説明もせず廃止を決めた大阪市の責任は重大です。

大阪市に要望書を提出

大阪公害患者の会連合会は2022年8月10日、西淀川区の淀中学校に設置していた測定局（一般環境大気測定局＝一般局）の廃止に抗議するとともに早急に協議するよう求める要望書を提出、交渉しましたが進展がなく2023年も引き続き協議を行う予定です。

◆「被害」を次世代に伝える～被害の語り部活動

公害患者会が大切にしている活動のひとつに「公害の経験を伝える」活動があります。自分たちのような被害をほかの誰にも味合わせたくないとの願いを込めて患者が自らの体験を語る「被害の語り部」が、あおぞら財団の「公害の経験から学ぶ」研修や教材づくりに取り入れられています。2022年9月初めに実施した大学生を対象にした取り組みを紹介します。

1. 岩本啓之さん（64歳）立命館大学法学部：17人

ぜん息との40年

40年にわたる気管支ぜん息との苦痛と苦難をお話ししました。

24歳10カ月で初めてぜん息の診断を受け、29歳11カ月で公害認定の申請をしました。認定の1カ月前、激しい発作で長期入院をして、担当の医師の勧めであわてて申請しました。公健法の新規認定が打ち切られる“前夜”でした。認定後も病状は悪化する一方で、40歳くらいから好酸球性中耳炎も発症、きつい難聴になりました。ぜん息発作と難聴、苦痛と苦難の闘病生活でした。

それでも認定患者である私は、ぜん息の病状悪化で2級に改定を受けて補償費が増えたり、患者会の尽力で好酸球性中耳炎を続発症に認めてもらったりして、なんとか命をつなぐことができています。しかし、未救済の患者の方は、医療費も生活補償もなにもありません。公害指定地域解除の誤り、指定地域の線引きの存在などの理不尽な制度のあり方についてもお話ししました。

2. 岡崎久女さん(71歳) 龍谷大学都市防災研究室：12人

生きていることが嬉しい

公害病(気管支ぜん息)との“付き合い”が47年の岡崎さん。ぜん息は自分だけでなく幼い次男にも襲いかかります。肩で息をする子、背中をさすりながら自分も発作に耐える日々が2週間も続いた夜、「この子と一緒に…」とハサミを握って枕元に立ちました。肩を上下させ必死に息をとる我が子を見て「できませんでした」。3人目の子どもを授かったのに産むのを諦めて上がった手術では麻酔が使えませんでした。その時の痛みは今でも忘れません。20年前には重積発作で可視状態に。ようやく目が覚めた時「生きていてよかった」。

「生きています。皆さんに会えてお話しできることが嬉しい」という岡崎さん。かつて見る事がなかった入道雲が見えたら嬉しくなる。当たり前じゃなかった西淀川。公害は「ふつうの暮らし」を奪う公害、コロナで会えない孫がぜん息にならないでほしいと願います。

3. 山下晴美さん(71歳) 大阪公立大学医学部：4人

お父ちゃんは仕事人間

働くことが趣味みたいな夫・明さん(76歳)は大分県から15歳で西淀川区の鐵工所に勤めたました。晴美さんと結婚して3年後の1975年に公害認定(気管支ぜん息)。大発作を起こしたのは晴美さんの妊娠中、産月でした。

夜半に発作を起こしては点滴、ゼーゼー(ぜん鳴)言いながら仕事に行く明さん。晴美さんが泣いて懇請しても聞きません。西大寺(奈良)で発作を起こしたときは心肺停止で手足をベッドに縛り付けられていました。「お父ちゃん死なんとなつて」とベッドの傍らで子どもたちと一緒に叫び続けました。命は取り留めましたが、長期・大量のステロイド剤の使用も重なり心臓にダメージが発生、回復手術も無事に終えました。仕事人間・明さんを支える晴美さんも、弟をぜん息発作で窒息死させています。

<参加者の感想から>心も癒せる医師になりたい～

公害は病を起こすだけでなく、患者さんの生活・人生まで変えてしまうのだと実感した。自分もお話から伺った医師のような、心も癒せる医師になりたい。(S)

治療もまだ発達していなかった頃の呼吸器系の患者さんの恐怖や苦労は相当なものであったと思います。絶対に忘れてはいけないことだと感じました。(K)

大阪の未来を破壊するカジノ・巨大開発、選挙でカジノはノー！の選択を

カジノに反対する大阪連絡会事務局次長 中山直和

はじめに

大阪維新の会の綱領には、カジノを中心とした大型開発の推進と「都構想」しか書いていません。この両者の関係を橋下徹氏は「カジノ誘致は都構想の試金石」と語っていましたが、「都構想」は2度の住民投票で否決され、橋下・松井両氏が政治家を引退する事態に追い込まれています。

カジノの方は、大阪府・大阪市が昨年4月27日に提出した「計画」を国が認定するかどうかのギリギリの段階に差し掛かっています。夢洲の土壌問題や土地価格を決める不動産鑑定の談合疑惑など問題点がますます明らかになるなかで、4月の選挙の最大の争点に浮上しつつあります。

国の「認可」をめぐる局面

1月18日、「国はカジノを認可するな！」署名の4度目の提出を行い、署名数は累計14万筆になりました。また、5度目となる国（国交省・環境省等）との協議は、大阪や全国での反対運動を背景に、維新が目論んでいた「秋頃」の認定を遅らせ、現時点でも「審査中」なのは大きな成果です。

一方、12月の協議から対応する国交省観光庁佐藤参事官は昨年7月に防衛省から異動し、防衛省時代には辺野古米軍基地の建設を推進したという官僚です。その発言内容には早期の認定をめざす姿勢がにじみでています。しかし、以下の問題点が明らかになっています。

① 接触禁止ルールに反する維新・馬場発言に国交省タジタジ

維新代表・馬場氏が昨年末に「通常国会が始まる前に良い知らせが届く見通しを立てている」「党幹部がそれぞれのパイプで政府や自民党に働きかけている。」「前代表の松井一郎大阪市長から『再三再四の要望』を受けている」との発言していました。これが事実なら国交省が定めた「接触禁止」ルールにドンピシャに抵触し、計画の認定ができない重大問題でした。

「接触禁止」ルールには、「申請者又は第三者」が、「事業に関する情報収集及び審査等に影響を与える目的を持って審査委員会の委員及び事務局に接触を図ってはならない」と定め、その場合は「認定を行わない」と明記しているのです。

佐藤参事官は、自分は「働きかけを受けていないし、知らない」と馬場発言を検証することなく、必死に事実を否定しましたが、重大な疑惑です。

② 土地賃料契約差し止めならば「認可できない」

続いて、カジノ用地の不動産鑑定にまつわる違法疑惑が争点となりました。

佐藤参事官は昨年12月の交渉で違法疑惑を「程度の問題」と繰り返していましたが、今回、「程度の問題」の意味を質しました。それへの回答は意味不明でごまかして認可する意図が見え隠れします。

しかし、市民97人が1月16日に大阪市に対して監査請求し「賃貸契約の差し止め」が認められた場合はどうなるのかとの質問には、仮定の話と前置きしつつも「認可できない」と認めました。

カジノ事業者を繋ぎとめるために大阪市が賃料や土壌改良費で優遇した経過のなかに、明らかな違法性が存在しています。住民監査請求の結論は3月17日に出されますが、知事・市長選挙の告示直前でもあり、その結果によって府民の関心が高まることは間違いありません。

また、住民訴訟で「賃貸契約の差し止め」が認められれば、カジノを止めることができます。

③ 猛毒・PCB 汚染の調査が課題

夢洲の土壌には PCB に汚染された土砂が埋まっています。大阪港湾局からそれを証明する資料（藤永のぶよさん提供）は 11 月に国交省に手渡していましたが、環境省は大阪市にごまかされている状況が 1 月の交渉で明らかになり、厳しく追及しました。

環境省は、大阪市の言い分のまま「カジノ用地には PCB・水銀の汚染はありません」などと発言しましたが、PCB 汚染が基準値の 28 倍ある土壌汚染が浚渫土砂として夢洲には埋立てられている事実と、それをどこに埋めたかの履歴・記録はないという港湾局の説明があるなかで、「PCB・水銀の汚染はありません」などと言えるはずがないのです。

私たちは調査を強く要求し、国交省も受け止めざるを得ませんでした。

市民の共有財産（最終処分場）を壊し、大阪の未来も破壊する「負の遺産」論

松井市長や維新は、夢洲へのカジノ誘致は「負の遺産」を解消するものだと「計画」の正当性を繰り返します。その前提には「夢洲の埋立は集客施設を立地するため」との松井市長の事実誤認の認識・主張があります。

夢洲はゴミ焼却灰・残渣の最終処分地、大阪湾や河川の浚渫土砂、建設残土の埋立地です。

これらは将来も発生しつづけるものであり、長く処分地として活用できることが市民にとって有益です。夢洲は大阪市所有なので現在ゴミ焼却灰は無料ですが、新島は有料です。

いま、カジノや万博のためとして他所から有料で土砂を搬入して埋立やインフラ整備が行われていますが、市民にとって貴重な最終処分地＝共有財産を壊すものでしかなく、ゴミの有料化や大阪湾フェニックス計画に甚大な影響を与える破滅の道でしかありません。

大阪湾フェニックス処分地を前倒しで浪費

私たちのくらしや産業活動から排出される廃棄物は膨大ですが、近畿圏の内陸部はすでに高密度の土地利用が進み、個々の地方自治体や事業主が最終処分場を確保するのは、きわめて困難な状況です。

近畿圏の自治体が共同でして大阪湾に 4 カ所の最終処分場をつくっているのが「フェニックス計画」です。そして、大阪湾では船の航路を確保するには、その 4 カ所で限界だとされており、廃棄物の減量化など処分場の延命が至上命題です。

ところが、夢洲へのカジノ誘致によって夢洲の汚染土壌を「新島」に投棄することも検討され、最終処分地の浪費が現実問題となっています。

持続可能な大阪・近畿圏のためにも、今後必ず起こる震災によるガレキ処分地の確保のためにも夢洲へのカジノ・万博誘致は最悪のムダでしかありません。

「後は野となれ山となれ」の維新政治とカジノ誘致をなんとしても止めましょう！

（右図）国交省がバブル期に作成したベイエリア開発の予想図。現在「新島」は三分の一が完成している。



未来への責任-PFOA 汚染の調査・対策を求めて

大阪府摂津市からの報告

日本共産党摂津市議会議員 増永 わき

PFOA とはなにか？

焦げ付かないフライパン、防水・防汚加工の衣類、ハンバーガーの包み紙や化粧品など、様々な用途に使われてきた耐水性・耐油性に優れた有機フッ素化合物 PFAS（ピーファス）。しかし、自然界では分解しない有害物質として国際的に規制が広がっています。PFAS は 4700 種類あるとも言われますが、中でも沖縄米軍基地などからの排出が問題になっている PFOS（ピーフォス）と大阪府摂津市で全国一高濃度で検出された PFOA（ピーフォア）は、発がん性や低体重児の出生、発達毒性など人体への健康被害も指摘され、2019 年までに残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs 条約）で製造・使用が原則禁止されました。日本でも水の暫定目標値（PFOA・PFOS 合計で 1 ℓ 当たり 50 ng）が定められ、環境省が全国の地下水等の調査を行いました。2020 年 6 月、私たち摂津市の住民は、この環境省調査を報じた毎日新聞の記事で、我がまちの地下水の高濃度汚染を知ることになりました。摂津市の高濃度のほとんどは PFOA によるものです。

汚染源はダイキン

市民の問合せに対して、摂津市はすぐに「地下水は高濃度だが飲用には使用しておらず、水道水は安全」と説明しました。「汚染源はわからない」とも。しかし、実は PFOA 汚染はすでに 2007 年の大阪府議会で問題になり、汚染源は摂津市に立地するダイキン工業株式会社淀川製作所であることもわかっていました。エアコン等で有名なダイキンは、世界 8 大メーカーの一つに数えられる PFOA 製造企業だったのです。摂津市は 2009 年から毎年、府とダイキンで「PFOA 対策連絡会議」なるものを市民にも議会にも知らせず行っていました。会議録には、市民の命と健康よりも大企業の利益を守る市の発言が記録されていました。

市民の血液からも高濃度

ダイキン周辺の畑で農作物を作り、それを食べている住民が不安を感じ、自ら研究者を探し、畑の土壌・井戸水・農作物・自身の血液を検査しました。その全てから高濃度の PFOA が検出されたため、住民は市に対し、水だけではなく土壌や農作物、人への健康影響の調査を求めました。なんと、血液中の濃度は非汚染地域の 70 倍でした。地下水を飲んでいなくても大変な影響が出ていることが判明しました。ところが市は全く動こうとしません。

私たち日本共産党摂津市議団は、これは見過ごせない問題であると、議会で取り上げるだけでなく、長年この PFAS 汚染を研究して来られた小泉昭夫京都大学名誉教授を招いての学習会の開催や市内全域へのチラシの配布など、問題の重大さを市民に伝える活動を行いました。周辺の小

学校の保護者らから不安の声が上がり、市と教育委員会に要望書が提出されるなど市民も声をあげ始めました。ダイキン周辺で農作物を作っている住民はさらに9人が血液検査を行い、全員が高濃度であることを市や市議会に訴えました。「PFOA 汚染問題を考える会」が立ち上がり、調査・対策を求める要望署名が市に提出されました。市民の声の広がりを受けて、共産党だけでなく全ての議員がこの問題に関わらざるを得なくなり、2022年3月、摂津市議会全会一致で「PFOA等による健康影響の解明及び指針等の整備を求める意見書」が可決されました。市もようやく重たい腰を上げ、国へ調査を要望するようになりました。

ダイキンの責任

2022年6月、新たに住民11人が血液検査を行いました。ダイキン周辺に18年以上住む36～86歳、男性4人・女性7人です。11人のPFOAの平均値は非汚染地域の3倍、11人中7人が高濃度、最高値は17.1 ng/mlで非汚染地域の6倍以上でした。この人々は農作物を作って食べているわけではなく、地下水も飲んでいません。原因は過去の汚染ではないかと考えられます。PFOAは体内での残留期間が非常に長い物質です。自然界でも人の体内でも残留し続ける、「永遠の化学物質（フォーエバーケミカル）」と呼ばれる所以です。

ダイキン工業淀川製作所は2012年にPFOAの製造を全廃しましたが、いったい過去にどれだけのPFOAを排出してきたのでしょうか。ダイキンは企業秘密だとして公表しません。

1960年代後半からダイキンのPFOA製造は開始されますが、30年以上も地域の水路に排水をそのまま垂れ流してきました。1999年ようやく下水に接続しますが、それによってPFOAは、広域下水処理場を通して安威川に放出されることになりました。2003年の京都大学チームの調査では、安威川から1ℓ当たり67,000ng（現在の暫定目標値は50ng）が検出されています。大量のPFOAは安威川から神崎川を通じて大阪湾へ流れ込み、逆流して淀川からも140ng検出、淀川から取水する水道水も汚染されていました。2004年頃からは汚染水を活性炭で濾過してから排水するようになり、製造をやめて10年が経つ現在も、敷地内の地下水を汲み上げ活性炭処理を続けていますが、それでも超高濃度の汚染は解消しません。ダイキンは値を公表しませんが、公共下水に流す処理後の水も暫定目標値の10倍以上の濃度ようです。製造当時は大気にも大量排出していました。地域の住民は、長年水や大気の汚染に晒され続け、それが体内に残り、現在も血液から高濃度で検出されるというわけです。

ダイキンの責任は、PFOA大量排出の張本人というだけでなく、健康被害なども十分知って排出し続けたことにもあります。1981年、ダイキンと同じくPFOA製造の世界8大メーカーの一つ、デュポンの工場で女性従業員2名から先天性欠損症の子どもが誕生しました。2000年、アメリカ環境保護庁EPAがPFOAの危険性を警告します。2002年、8大メーカーの一つ、3Mは人体への危険性を理由にPFOAの製造を中止、市場から撤退します。ダイキンはPFOAの有害性について十分認識していたはずですが、その後も2012年まで製造・大量排出を続け、現在も敷地外には責任はないと言い張っています。

PFASによる健康被害－欧米の新たな基準

米国環境保護庁 EPA は昨年 6 月、代替物質も含めた PFOA 等の規制を強化しました。少量の摂取でも健康に悪影響を及ぼす可能性があるからです。また、米国学術会議「全米アカデミーズ」は、医療機関の手引きとして主要 PFAS の血中濃度が 2 ng/ml を上回る患者は脂質異常症や妊娠高血圧症、乳がんなどの発症に注意を払う必要があると指摘、さらに 20ng/ml を超える患者は甲状腺の病気や腎臓がん、精巣がん、潰瘍性大腸炎の発症についても注意を要するとしています。また、ドイツの疫学研究に基づく「ヒト・バイオモニタリング」制度では、PFOS では 20ng/ml、PFOA では 10ng/ml を超えると健康上のリスクが生じ、早急に被曝量を減らす必要性があるとしています。PFAS は内分泌攪乱物質として欧米では規制が強化されています。遺伝子にも作用し、次世代の性ホルモン等にも影響することは日本でも「環境と子どもの健康に関する北海道スタディ」として 2 世代に渡っての研究が重ねられているところです。目に見えない健康被害が立ち現れてくるのが未来の世代においてであるということは、この公害の恐ろしさを私が最も感じているところです。そして、ダイキン工業淀川製作所では 2012 年に PFOA を全廃しましたが、それに代わる代替物質が使われており、それについてはなんの規制も調査も行われていないことが不安な思いをさらに掻き立てます。まずは PFOA に焦点を当てていますが、代替物質はなんなのか、新たな公害が発生していないのかを明らかにすることが今後の課題だと認識しています。

遅すぎる日本政府の対応

市民の運動に押され、大阪府・摂津市は調査等を国に要望しました。国会でも取り上げられ、国は今年度ようやく土壌・農作物の調査に踏み出しました。今年 1 月には環境省と厚労省の合同会議がスタートし、2 月には水質汚濁防止法の対象に PFOS と PFOA が入ることになりました。しかし、欧米等の PFAS 規制強化の動きに比べ、日本政府の動きは大変遅いと言わざるを得ません。現在は水の暫定目標値しかなく、汚染水を飲まないようにという「手引き」の文言を繰り返すばかりですが、汚染水を飲んでいなくても住民の血液から高濃度の PFAS が検出されたことに正面から向き合うなら、住民の健康影響調査・疫学調査を今すぐ開始すべきです。そして汚染源を特定し、汚染に曝されないためにどうするのか、すでに汚染に曝された人にどのような対処をするのか、本気の取り組みが求められます。ところが、日本政府は「水質汚濁防止法では、事故が起きて対象物質が漏れたときには届出義務があるが、PFOS 使用の泡消泡器を使って消火活動をするのは事故ではないから届出義務は発生しない」「PFOA を大量排出して汚染を広げても過去の排出なら問題にしない。暫定目標値を超える日常的な排水も事故でないから届出義務はない」と、ザルのような規制を作り、「やってる感」だけだと言わざるを得ません。公害の歴史を見れば、被害拡大の原因は、住民の命や健康よりも企業利益を優先し対策を行わなかったことにあります。国も自治体もその教訓に学ぶべきです。しかし、大阪府も摂津市も国に倣って、自ら動こうとしません。また、この間大手マスコミはダイキン発出の PFOA 汚染に対して沈黙を続けてきました。私たちの元には何人もの記者が取材に来ましたが、記事や番組になることはありませんでした。今年 1 月 31 日「毎日放送が取材に来て、初めて放送すると言っています。」と、最初に血液検査をしたダイキン近くの住民から電話がありました。確かに初めて放送されましたが、

「摂津市」「ダイキン」という言葉は一切ありませんでした。大企業への「忖度」なのでしょうか。しかし、世界の流れの中で、国も自治体もマスコミも、目をつぶってはられないところには来ています。未来の世代にも影響し得るこの公害に対して、私たちは現在インターネット署名にも取り組んでいますが、さまざまな形で運動を広げ、声を上げ続け、世論を作り、国や自治体を動かしていく責任があると決意を新たにしています。

高速道路「淀川左岸線二期」及び「延伸部」事業の問題点

2023年2月4日「第51回公害環境デー」
道路公害反対運動大阪連絡会議 高本東行



現在、大阪では「大阪都市再生環状道路」の一部を構成し、都心部の交通混雑緩和や物流の効率化、観光都市の広域的連携の支援等を事業効果として大阪湾岸線の舞洲から1期（2013年5月供用）、2期、延伸部の工事が進められています。※上図参照
以下、二期事業と延伸部の現状と問題点について報告します。

I、ズサンな工事と2.5倍に膨らむ事業費「淀川左岸線2期事業」 ＜事業の経過＞

- 1992/ …淀川左岸線2期事業の計画発表 ○1996年/3…都市計画決定
- 2000/ …阪神高速道路公団が工事着手も2005/10道路公団民営化のため事業撤退
- 2006/9…大阪市と阪神高速（株）が合併施工方式で都市計画事業認可
- 2016/11…都市計画変更（高架式、スーパ堤防方式から淀川堤防と道路の一体構造物に）
- 2018/10…工事着手（仮堤防工事→埋設物撤去工事→土壌汚染撤去→地盤改良工事）

＜左岸線2期事業のかかえる問題点＞

- ①堤防と道路の一体構造物…一級河川「淀川堤防」に道路構造物を埋め込む危険性
※「河川法」により堤防には一切の工作物の設置は認められない→大臣特認制度で認可
- ②土壌汚染が予定地全域に広がる…自然由来→ヒ素10倍超・フッ素等、人為由来→水銀等
- ③予定地全域が「軟弱地盤」…縄文海進で堆積した粘土質の地盤（トーフの様な地盤）
※万博、IRカジノも同じような問題点を抱えている



1、2期事業のずさんな計画と工事費の2.5倍化等について

- (1)2021年9月、第2工区（北区側）で行われていた「地盤改良工事」で周辺民家の花壇や壁に亀裂が発見され、大阪市は工事を中断し地盤改良の工法（サンドコンパクション）

ンパイル工法=軟弱地盤に砂杭を打ち込んで固める工法)から固結工法(液状のセメントを土中に混ぜて固める)に変更することを検討中とし、関連して工事費が1000億円増額になると発表しました。



この改良工法による被害は当初から予測されており、安上がりの工法として採用したことが原因です。又、新たに採用される固結工法もその効果に関する事前検証もなされていないことや、第1工区(福島区側)はすでに工事が終了していることから、地盤改良の異なる区間が生じる危険性等、重大な疑問が生じています。

(2)左岸線2期事業は当初予算1162億円から2019年の土壌汚染対策費の増額とこ

＜淀川左岸線2期事業費の増額の推移＞	
□	当初予算…1162億円
□	2019年(土壌汚染対策費等) + 756億円
□	2022年(地盤改良工事等等) + 1039億円
○	1162億円⇒2957億円へ 2.5倍へ

のたびの地盤改良工事費等の増額で2.5倍の2957億円にふくれ上がりました。この原因は土壌汚染も地盤改良も事前のズサンな調査が原因です。

又、左岸線事業全体で見ても、1期事業も当初予算2600億円が3150億円(1.2倍)に増加、延伸部も4000億円の計画ですが大深度地下をシールドマシンで掘る計画から5000億円をこえる事業になると予測され、全体で1兆円を超える巨大な大型公共事業となります。

(3)事業費2957億円の負担率は阪神高速(株)の(一部負担60数億円)を除いては国が55%、大阪市が45%負担します。大阪市の負担額は1304億円の負担となり市民一人当たりに換算すると約4万7千円の負担となります。

(4)工事期間について当初は大阪関西万博に間に合わせるため2025年4月の開通を予定していましたが、市はさらに6年間の延長を発表しました。

又、市は大阪関西万博へのアクセスのために数十億円をかけて「仮設道路」を建設するとしています。(僅か10数分の短縮のため)このための費用は別途必要になり、仮設道路の建設、利用、撤去のために工期も約1年遅れることとなります。

2、事業の実態と問題点を市民に明らかにし、市民の理解を得ること

現地の北区「中津リバーサイドコーポ住民の会」と福島区「淀川河畔に公害道路はいらない福島区民連絡会」は11月25日付で16項目の質問書を提出し、12月13日には国土交通省との協議も行いました。しかし、大阪市は市民への説明会も開催せず、11月の「有識者会議」において変更を承認、国の了解を経て工事を再開しようとしています。更なる市民の運動が求められています。

II、「淀川左岸線延伸部（大阪門真線）」の概要と問題点

「淀川左岸線延伸部」は政府の「都市再生プロジェクト」に位置付けられた、大阪都市環状道路の一部で、市中心部の渋滞緩和や市街地環境の改善を図るとともに、関西国際空港や阪神港と新名神高速道路など国土軸を結ぶ道路であり、第二京阪道路や大和川線とともに、近畿の広域道路ネットワーク強化に資する道路と位置づけされています。

□路線は大阪市北区豊崎付近から門真市稗島付近までの延長約8.7km、通過する地域は北区、都島区、城東区、鶴見区です。

□計画は2016年都市計画決定。2017年4月から事業化されました。工事期間は10年、2027年4月完成予定です。

□事業主体は国土交通省と阪神高速道路(株)、西日本高速道路(株)の3者です。

□総事業費は4千億円(国1200億円、大阪市300億円・大阪府300億円、阪神高速(株)1600億円、西日本高速道路(株)600億円)となっています。

□供用後の交通量は推計:40500台/日、費用便益比は1.04です。

※なお、この事業は不採算を理由に2006年12月以降凍結されていましたが、2013年に解除され、「環境影響評価」後に都市計画決定されました。

■現在の状況は

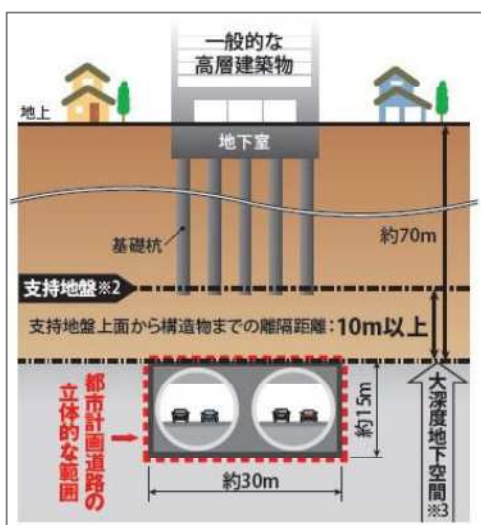
イ、両端部について工事が進行中

ロ、大深度地下の道路建設については「技術検討委員会」で検討中。設計準備中。



<延伸部事業の主な問題点>

1、大深度地下を使用する問題⇒国土交通大臣の承認を必要としている



(1)今回の計画は地下70mを使用する計画(大深度法利用できる)

※「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」(大深度地下使用法、H12年施行)

(2)大臣の承認を得れば、土地所有者の許可なく無断使用できる。(憲法違反との訴訟あり)

(3)事前調査は井戸などの有無についての調査のみ

(4)国、阪神高速(株)、西日本高速(株)にて現在、測量・地質調査、設計等を実施中

◇ 左岸線延伸部の大深度地下の図

2、大深度地下の問題点

※日本では3事業の許可が出ている。大阪ではじめての認可は「寝屋川地下河川事業」

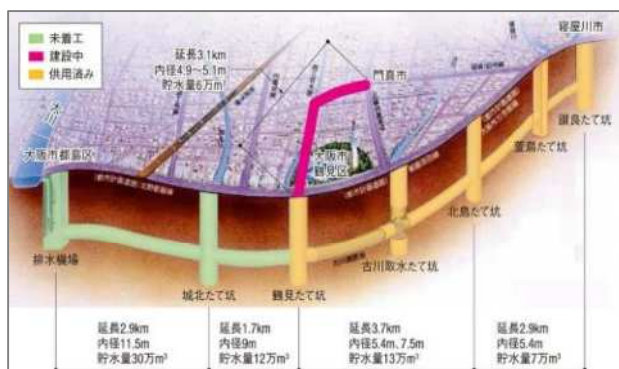
(1)大深度地下トンネル工事の問題点 ➡ 東京では訴訟が起こっている。

- ・ 東京外環道工事で地下陥没事故発生、建物の解体等が。
- ・ 地盤沈下などにより、補償は道路真上だけでなく、道路周辺にも及ぶ。
- ・ 原因は地質、工事技術、シールドマシンの運転管理の問題等。
- ・ 土地評価額が低下しても保障されない。
- ・ 交通事故（火災など）での避難ルートが確保されていない。



※技術検討委員会はこの2年間情報の開示なし。なお、左岸線堤防区間は全面開示

(2)左岸線延伸部は「寝屋川地下河川」と近接していることも重大な危険要因



寝屋川地下河川地図

- ・ 鶴見区から城東区、都島区野江付近まで、延伸部と同じ場所を並んで造られる大深度地下トンネル。
- ・ 「寝屋川地下河川」は2019年3月、すでに国交大臣の承認を得ている。鶴見立坑は完成しており、現在、城北立坑の工事進行中。
- ・ トンネル直上の市民への説明は全くない。

(3)その他の問題点

- ①左岸線延伸部の経済性の問題点 ➡ 投資効果はあるのか？ これからの人口減少、自動車の保有減少と交通量の低下（2010年頃の予測値で推定）
- (2)工事中の大気汚染、振動、粉塵汚染（北区・鶴見区）
- (3)道路運用後の大気汚染の増加、鶴見インターチェンジ付近
- (4)土壌掘削後の大量の土壌廃棄場所の問題（現在未定）等

■ 今後、事業者は住民に対して「説明会を」開催し、計画の現状、今後のスケジュール等を丁寧に説明するよう求める。以上

シールドマシン先端部



泉州地域へ環境汚染を持ち込む忠岡町の巨大『産廃焼却施設誘致計画』を断念させよう

忠岡町の巨大産廃焼却施設誘致を考える会(準備会)

事務局長 是枝一成

大阪維新の会の忠岡町長のもとで、巨大な「産業廃棄物焼却施設」を誘致する計画が進められようとしています。忠岡町、近隣市の住民から、地域の環境汚染や健康被害を懸念する声が上がる中、1月20日の臨時町議会で事業者との「基本協定」が議決されました。産廃施設稼働までには10年かかる予定のため、計画を断念させるためさらにたたかいを広げていく決意です。「明るい住民本位の忠岡町政をつくる会」(以下、明るい会・忠岡)、「大阪から公害をなくす会」を中心に「忠岡町の巨大産廃焼却施設誘致を考える会(準備会)」を本年1月5日に結成し、泉州地域を中心に団体・労働組合、個人の参加を呼びかけ、府下全域からのご支援を訴えています。

○ 忠岡町は「広域化」方針を変更、産廃焼却施設誘致を22年8月に発表

忠岡町はこれまで、現在の忠岡町クリーンセンター(公設民営)を大阪湾埋立地に設置し、町民の一日20トンの一般ごみを焼却しています。しかし独自のゴミ焼却施設維持の限界の議論があり、「忠岡町公共施設等総合管理計画」(2017年3月)の中で、「ごみ処理体制の広域化を検討」していく方針を確定し、高石・和泉・泉大津3市の一部事務組合「泉北環境整備施設組合」への参加で忠岡町は動いていました。現・杉原町長自身も選挙公約には『広域化』を掲げました。

ところが2022年度に入り、現焼却炉を2024年3月で廃止し、民間事業者に200トンの産業廃棄物焼却施設を建設させて1日20トンの町民の一般ごみを混焼する方針変更を発表してきました。忠岡町議会への説明が22年8月、そして9月議会の補正予算で計画を決定しようとした。明るい会・忠岡では、8月下旬に急きょ学習会を開催し「町民全体での熟議が必要」を呼びかけ断念させるための運動を進めました。その結果「1月臨時議会で『基本協定』を議決する」ところまで町の決定を延期させることができました。住民と共産党議員団の奮闘の結果です。

○ 住民合意がないままでの誘致は認められない。

また、共産党議員団も「住民説明会」を要求し、町も9月、11月に開かざる得なくなりました。住民からは「広域化でゴミ処理を進める方針はどうなった」「産廃ごみを燃やして大気汚染が心配」「沢山の搬入車両が排ガスも不安」「子や孫の代まで40年先までのことをこんな急に決めて良いのか」などが疑問や意見が出されました。回答では根拠も示さず「安全だ」とか「費用は安くなる」とともに「事業者が決まらないとわからない」と繰り返されました。「説明会の内容を“広報”で知らせるべきだ」との意見に、町は「出来ない」と拒否する場面もありました。実際に、その後の「広報」では全く触れていません。住民に知らせずに進める意図は明確です。

共産党議員団が当初より指摘していた①住民合意を得ていない②タイトなスケジュールでの強行③広域化への努力をしていない④業者主導で忠岡町の主体性がない⑤環境への影響調査をしていない等の問題点が浮き彫りになりました。そして、市民生活に直接関わるごみ処理事業を産廃業者に丸投げし、行政の責任を放棄する姿勢です。町側は「産廃誘致で入のお金で住民施策を行う」と言い訳を行います。環境汚染や健康被害を引き換えに「金」を生み出すと言ったとんでもないものです。

○ 産業廃棄物焼却で発生する有害物質は、全てがわかっているわけではない

産業廃棄物焼却では、杉並病や寝屋川病など未知なる化学物質によるシックハウス症候群や化学物質アレルギー等の健康被害が問題になっています。ただ、現行化学物質規制基準には、未解明な物質は含まれておらず、被害者は泣き寝入り状態です。廃木材や廃建材の場合、防腐剤や防蟻剤（シロアリ対応材）やアスベストの残留が、この問題をはらんでいます。また、プラスチック類の焼却では、有害物質の代表である「ダイオキシン」類が必ず発生し、焼却残さの中に残ります。

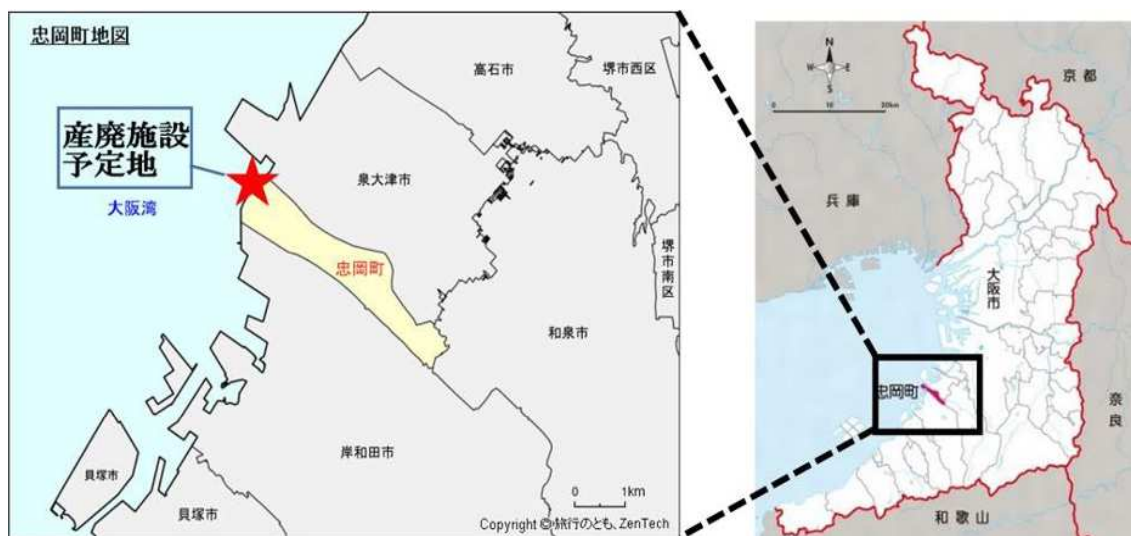
町は搬入されるごみを「監視」と言います。しかし、「監視」するのは、町民の一般ごみについて「町職員を配置」し「目視」するのですが、産廃ごみの搬入内容の確認方法は業者の申告のみです。ここでも業者丸投げ状態です。

ここまでして巨大な産廃焼却施設をわざわざ誘致し、これまでなかった健康被害に甘んじる必要はありません。

○ 泉州地域の環境汚染、健康被害を生まないために

忠岡町は南北約 500m、東西約 5 kmの日本一小さな町です。産業廃棄物焼却施設から排出されるガスは忠岡町にとどまらず岸和田市、泉大津市、和泉市、高石市など近隣の市町村へも飛んでいきます。すでに、泉大津市住民を中心に「何も知らされていない」「事業決定前に、近隣市住民に忠岡町は責任もった説明を行わないのか」と不安と批判の声があがっています。明かる会・忠岡と「大阪から公害をなくす会」は泉州地域の環境汚染が懸念される重大な問題ととらえ、共同して「泉州地域へ環境汚染を持ち込む忠岡町の巨大『産廃焼却施設誘致計画』を断念させる対策会議」を開催(12月23日)し、泉州地域を中心に5市1町の住民や大阪労連・阪南地区協や年金者組合が結集しました。そして、1月5日に「忠岡町の巨大産廃焼却施設誘致を考える会(準備会)」を結成したたかいを大きく広げていきます。

是非、泉州地域、府下の各団体、個人の皆さんが「**忠岡町の巨大産廃焼却施設誘致を考える会(準備会)**」にご参加をいただけることを呼びかけます。2月11日(土)13時からの準備会にご参加いただき、ご一緒に泉州地域の環境汚染、健康被害を生まないため、忠岡町の巨大産廃施設誘致を断念させる運動を進めていきましょう。



1月臨時議会で強行はダメです

公約違反の産廃焼却施設誘致計画は、 住民合意がないまま進めてはいけません



大量の産廃ゴミを全国から集めて燃やす計画
健康被害が心配！



住民からは疑問や反対が続々と

忠岡町は、11月に各地区で「ごみ処理方針と減量化」に関する説明会を行いました。その内容は現在のクリーンセンターの後継施設として、民間事業者による巨大な「産業廃棄物焼却施設を誘致する計画」です。令和15年に稼働する産廃誘致計画に、住民の皆さんから疑問や反対の意見が沢山でしたが、「説明はした」として1月臨時町議会で強行していく姿勢です。まだまだ「住民の理解が得られた」とは言えない状況なのに、こんな大事な問題を議会だけで決めていいのでしょうか。

なんで産廃ごみを忠岡で引き受ける？

忠岡町民が出す一般ごみ・1日20トンを焼くために、わざわざ毎日180トンもの産廃ゴミを全国から集めて「巨大な200トン炉」を民間業者に設置させるものです。日本一小さな町・忠岡が、なんで全国の産廃ゴミを引き受けなければならないのでしょうか。
建設廃材など産廃ゴミから有害物質の発生が危惧され、排出ガスは忠岡町・泉大津・岸和田など近隣市に悪影響を及ぼします。忠岡町民や近隣市住民の合意もないまま進めることは許されません。

杉原町長は「公約違反」と自ら発言。住民からは「住民投票で民意を問え」の意見も。

広域化のごみ処理方針はどこへ？

11月の住民説明会では、泉大津・和泉・高石の3市と一緒に「広域化でゴミ処理を進める方針はどうなった」「産廃ごみを燃やして大気汚染が心配」「沢山の搬入車両が排ガスも不安」「子や孫の代、40年先までのことをこんな急に決めて良いのか」などが疑問や意見が出されました。
町側の説明は「事業者が決まらないと答えられない」というものが多くあり、「説明を聞いてもわからない」「質問にははっきりした回答が無い」との意見が寄せられました。

広報で知らせることを拒否する忠岡町

重大なことは「説明会の内容を“広報”で知らせるべきだ」との意見に、町は「出来ない」と拒否。住民に十分に知らせないまま、1月に議会だけで決めてしまおうというのでしょうか。
杉原町長は「選挙では広域化を公約した」とはっきりと述べました。方針変更「ご理解をいただきたい」と言うものの、納得のいく説明がない中、参加者からは「住民投票で民意を問うべきだ」との意見も出されました。



産業廃棄物焼却の有害物質は、
全てがわかっている訳ではない



ダイオキシン類を抑えると窒素酸化物が出てくる

産業廃棄物焼却では、まだ解明されていないものがあります。規制基準があるのは現在わかっている物質のみです。様々な化学物質が入っている産業廃棄物や漂流物からは未知の有害物質が生成される可能性は否定できません。有害物質の代表である「ダイオキシン」類を処理するために高温で焼却すると窒素酸化物が多く出てきてしまいます。この対策はどうするのでしょうか。

事業者の自主申告で環境は守れるのか

産廃ゴミは「内容を確認する」と町は言いますが、事業者からの「自主申告」や「できる限り」実効性のあるモニタリング」との説明では納得できません。
巨大な産廃焼却施設をわざわざ誘致して、これまでなかった健康被害に甘んじる必要はありません。

～産業廃棄物基礎知識～

産業廃棄物処理・処分では、杉並病や寝屋川病など未知なる化学物質によるシックハウス症候群や化学物質アレルギー等の健康被害が問題になっています。現行の化学物質規制基準には、未解明な物質は含まれておらず、被害者は泣き寝入り状態です。廃木材や廃建材の場合、防腐剤や防蟻剤（シロアリ対応材）やアスベストの残留が、この問題をはらんでいます。また、プラスチック類の焼却では、有害物質の代表である「ダイオキシン」類が必ず発生し、焼却残渣の中に残ります。

まだまだ納得できない！多くの疑問

- ① 産廃施設誘致計画を知らない住民がまだまだ多い中、「地域住民等の理解」は得られたと言えるのですか。
- ② 忠岡町外・全国から大量の産廃ゴミを毎日、忠岡町に持ち込んで焼却する必要があるのですか。
- ③ 産廃ゴミを燃やして「有害物質」は全く出ない、健康被害が出ない科学的根拠はあるのですか。
- ④ 町長も認める「公約違反」。住民との「熟議」が必要ではないでしょうか。

忠岡町は、住民合意がない
産廃焼却施設誘致を進めて
はいけません！



関係各位

忠岡町の巨大産廃焼却施設誘致を考える会(準備会)
開催のご案内

大阪維新の会の忠岡町長のもと、巨大な「産業廃棄物焼却施設」を誘致する計画が、忠岡町や近隣市の住民から「地域の環境汚染や健康被害」を懸念する声が上がる中、1月20日の臨時町議会で計画を進める「基本協定」が議決されました。

忠岡はもとより、岸和田、泉大津、和泉、高石など泉州地域へ環境汚染を持ち込む忠岡町の巨大「産廃焼却施設誘致計画」を断念させるため運動を、あきらめずに、さらに広げていくために「忠岡町の巨大産廃焼却施設誘致を考える会(準備会)」を開催し、今後の運動について話し合っていきます。

万障繰り合わせの上、是非、ご参加いただけますようお願いいたします。

記

○ 日時：2月11日(土・祝)13:00～15:00

○ 会場：(忠岡町内)青空地区集会所

住所 大阪府泉北郡忠岡町忠岡東3丁目18

○ 内容：

① 取り組みの意思統一

② 学習会

忠岡町「産業廃棄物焼却施設」からの汚染物質を考える

お話 大阪から公害をなくす会・事務局次長 久志本俊弘さん

以上

(お問い合わせ先)

忠岡町の巨大産廃焼却施設誘致を考える会(準備会) 事務局長 是枝一成

E-mail koreeda71004@gmail.com Fax 0725-21-7802 TEL 090-8190-3458

※Zoomでご参加希望の場合、E-mailでお問い合わせ下さい。

プラごみ削減の取組報告

全大阪消費者団体連絡会 事務局次長 大森隆

大阪消団連では、2019年から大阪府生活協同組合連合会、地球環境市民会議（CASA）とともに、プラスチックごみの問題に取り組んでいる。

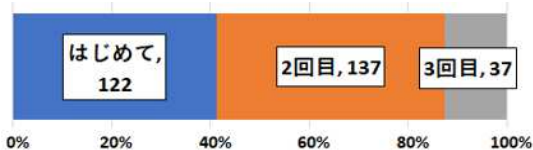
以下、2022年の2つの取り組みを報告する。

1. 家庭のプラごみ調べ 2022

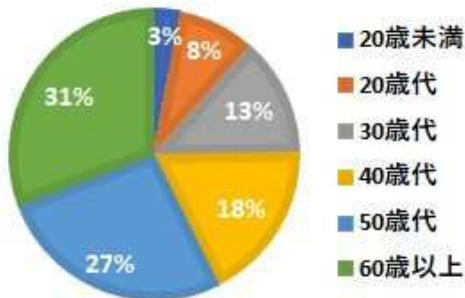
自宅で出るプラごみを数えることで実態を見つめ、考えるきっかけにする取り組みとして、2020年にスタートしたのが「家庭のプラごみ調べ」である。2022年の調査結果報告書は3月に公表予定で、本稿では集約結果の一部を紹介する。

① 2022年の調査参加者 308名

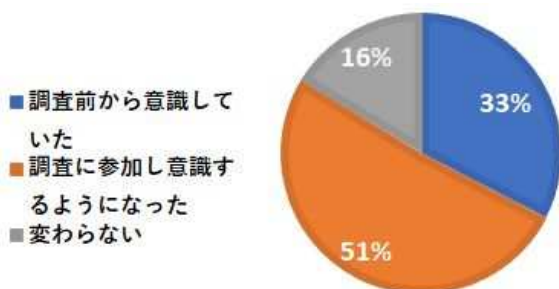
- ・平均調査日数 3.6日
- ・調査回数



- ・幅広い年齢層が参加



- ・調査することでプラごみについて意識するようになったが5割超。調査前から意識していた人を含めれば8割超。



② 7日換算平均プラごみ数 131.1個

品目	個数
飲料・酒	20.9
食品	60.7
添付の使い捨て食器	7.3
自分で購入した使い捨て食器	1.5
食品ラップ	15.0
生活用品	21.2
ペット用品	1.1
レジ袋・ポリ袋	8.1
配達用の袋類	5.1
その他・不明	3.0
合計	131.1

（大きさ・重さに関係なく、個数をカウント）

③ 使用量減らす企業努力が必要

参加者からは、家庭内で様々な工夫をこらしてプラごみを減らす努力が報告された。しかし、消費者の努力に頼るだけでプラスチック使用量を大きく減らすには限界があり、事業者の努力、社会的取り組みが必要という指摘も多く寄せられた。

- ・個人で減らすのには限界があるので、企業にプラスチック使用量の少ない商品を提供してもらえたら。
- ・プラ製品を使いたくないと思いつつも選択肢に他の素材のものが無いとしかたなく購入せざるを得ないということが多々ある。もっと製品を作る企業側に努力してほしい。
- ・社会全体でプラ用品を他の物に代替できる工夫を。
- ・個人だけでは力不足。社会から変わる時代に来ている。
- ・子どもと一緒にリサイクルできる会場や施設が近くにあれば遊び感覚で学べる。
- ・ペットボトルやプラ製品の製造に対して規制をすると共に、消費者の意識の変革も必要。

2. 府内自治体のプラスチック削減施策調査

大阪消団連では、大阪府内の市町村がプラスチックごみの削減にどのように取り組もうとしているのかを把握することを目的として、2022年にアンケート調査を行い、8月末までに43市町村中、39市町村から回答を得た。

① 28自治体が「プラスチックごみゼロ宣言」

「プラスチックごみゼロ宣言」については、大阪府と大阪市が2019年G20大阪サミット及び2025年大阪・関西万博の開催地として、2019年1月28日に「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」を共同で行うとともに、趣旨に賛同する府内市町村等行政機関、業界団体、NPO、学校、事業者等を募集した。大阪府webサイト (<https://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/kaiyoplastic/>) によると賛同した府内市町村は32(2022年3月2日時点)である。

今回のアンケートに回答した自治体で「プラスチックごみゼロ宣言」を宣言していると回答した28自治体は、全て大阪府webサイトの賛同市町村に含まれ、宣言日は全て大阪府市の宣言後である。大阪府市の宣言がその他の市町村の宣言の呼び水になったことが窺われる。

「プラスチックごみゼロ宣言」を宣言していると回答した28自治体

大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、枚方市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、大東市、和泉市、柏原市、羽曳野市、門真市、藤井寺市、東大阪市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、熊取町、岬町、太子町、千早赤阪村

また、環境省「プラスチックを取り巻く国内外の状況<参考資料集>」(https://www.env.go.jp/consult/03recycle/211122_SS2.pdf)に、2021年11月15日時点で39都道府県を含む166自治体がプラスチックごみの削減に向けた取組を宣言しているとあるので、そのうちの2割を大阪府内の自治体が占めることとなる。市町村の宣言率では全自治体が宣言している栃木県に次いで2番目となっている。

② 8自治体に数値目標を持つ条例・計画

「プラスチックごみの削減に関して期限を定めた具体的な数値目標を持つ条例または計画」を「策定している」とした市町村は8自治体、「策定を予定または検討している」は7自治体で、「プラスチックごみゼロ宣言」自治体数の半数以下だった。23自治体は策定を「予定・検討ともしていない」とした。

策定自治体のほとんどが廃棄物処理計画・分別収集計画において、関連の目標を定めていると回答しており、計画の改定のタイミングで盛り込まれたものと思われる。未策定の自治体では、次の改定タイミングで具体的な数値目標を含むプラスチック削減目標を設定することを期待したい。

③ 住民向け啓発を29自治体、

啓発以外の住民向け施策を19自治体が回答

質問3では、「プラスチックごみの削減のために実施している住民向けの施策」の内容を尋ねた。啓発メインの施策には29自治体、啓発以外がメインの施策には19自治体の回答記述があった。

以下に記述回答の概要を紹介する。

(1) 啓発メインの施策

- ・広報誌、チラシ、ホームページなどでの情報提供は広く実施されていることが窺えた。
- ・SNSの利用を挙げたのは3自治体、動画サイトの利用を挙げたのは2自治体だった。
- ・マイバッグ・マイボトルの啓発を挙げたのが12自治体あった。
- ・出前講座・授業を5自治体が挙げた。
- ・特色のある施策として、スポGOMI大会(泉大津市：制限時間内に拾ったごみの量と質でポイントを競う)、めざせ1万人！プラスチックごみダイエット行動宣言(枚方市)等があった。

(2) 啓発以外がメインの施策

- ・13自治体が分別収集に関わる施策を回答した。下図は、大阪府が挙げた、地域と事業者が連携実施する新たなペットボトル回収・リサイクルシステム(<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000480794.html>)。
- ・7自治体が無料給水機の設置を上げた。(啓発

メインの施策に挙げた1自治体含む。)

- ・コンタクトレンズケース回収(吹田市、和泉市)、インクカートリッジ回収(和泉市、河南町)、雨の日用プラ製傘袋の配布中止・認定子ども園のおやつ配膳を缶に変更(守口市)等の回答もあった。

④ 14 自治体がプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を実施予定・検討中と回答

質問6では、「プラスチック資源循環促進法に定められたプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化」について尋ねた。これまで、容器包装リサイクル法で家庭からのプラスチック容器包装廃棄物の分別収集・再商品化が市町村の努力義務となっていた。これに加えてプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化も市町村の努力義務とするプラスチック資源循環促進法が2022年4月に施行されたことへの対応状況を尋ねたものである。

回答では、「実施中」の自治体はなく、「実施予定」が1自治体(守口市、ただし具体的な内容は未定とのこと)、「検討中」が13自治体、「今後検討」が18自治体だった。「予定なし」は6自治体にとどまっており、多くの自治体が検討段階にあることが分かった。

⑤ プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化に多くの課題の指摘

質問7では、「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化実施の課題・問題点」を尋ねたところ、多くの回答が寄せられた。主な回答内容は次の通り。

- ・最も多い指摘は費用の増加である。容器包装プラスチックの分別収集・再商品化では事業者が再商品化の部分の費用を負担するが、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化ではすべての費用が自治体負担となることに触れた回答もあった。
- ・施設(保管場所、処理設備)や人員体制、再商品化事業者の確保への懸念も多く挙げられた。
- ・検討に必要なコストや処理事業者その他の情報が得られないという指摘もあった。
- ・分別や収集方法の変更の検討・調整と市民への周

知も多く挙げられた。

- ・また、リサイクルが先行し、発生抑制の意識が低減するのではとの指摘もあった。

⑥ 府内市町村施策調査のまとめ

今回の調査により、府内市町村ではプラスチックごみの削減に向けて、啓発事業中心にそれぞれで取り組みが進められていること、その中で特色ある取り組みを進めている自治体があることが分かった。地域の状況も踏まえた取り組みが、多くの自治体に広がることを期待したい。

しかし、プラスチックごみの削減目標を定めて計画的に取り組んでいる自治体は限られていた。宣言や啓発の範囲にとどまることなく、行政・住民・事業者が具体的な目標を共有して削減に取り組む自治体が増えるように、先進的な取り組みに学び、消費者の立場からも働きかけていくことが必要である。

プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化について、消費者としては容器包装プラスチックと一括回収される仕組みが構築されれば、より手軽にリサイクルを広げることができる施策として実施自治体が増えることを期待したい。

ただし、その際の留意点として、次の3点を指摘する。

- ①国・自治体は、発生抑制(リデュース)、再利用(リユース)、再生利用(リサイクル)の順に取り組む原則から外れないように進めること
- ②国は、拡大生産者責任(生産者が製品の生産・使用段階から廃棄・リサイクル段階まで責任を負う)に基づいて、容器包装プラスチックとプラスチック使用製品廃棄物の分別収集と再商品化の費用のすべてを生産者が事業活動の中から負担する制度に見直し、発生抑制によりつながるものにする
- ③自治体での仕組みの構築や実施にあたっては、住民を「周知の対象」とするのではなく、プラスチックごみ削減に取り組む一主体と位置づけ、住民の参画の下に進めること

■「府内市町村プラごみ削減施策アンケート」への回答より

*（参考）は大阪府「令和元年度大阪府の一般廃棄物」に「容器プラ」の分別収集の記載がある市町村

自治体名	質問 1	質問 2				質問 6					(参考)
	プラスチック くみゼロ 宣言	プラスチックごみの削減に関して、期限を定め た具体的な数値目標を持つ条例または計画				プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化					プラスチック 容器包装の 分別回収
		策定	予定・検討中	予定・検討なし	実施中	実施予定	検討中	今後検討	予定なし		
大阪市	○	○					○			○	
堺市	○			○			○			○	
岸和田市	○	○					○			○	
豊中市	○		○					○		○	
池田市				○			○			○	
吹田市	○			○				○			
泉大津市	○			○				○		○	
高槻市			○					○			
貝塚市	○			○				○			
守口市	○			○		○				○	
枚方市	○			○			○			○	
茨木市			○					○			
八尾市	○		○				○			○	
泉佐野市	○	○						○			
富田林市	○			○					○		
寝屋川市	○	○						○		○	
松原市				○				○		○	
大東市	○			○				○			
和泉市	○			○				○			
箕面市				○					○		
柏原市	○		○					○			
羽曳野市	○			○				○			
門真市	○		○					○		○	
摂津市		○						○			
藤井寺市	○			○				○			
東大阪市	○			○				○			
泉南市		○						○		○	
交野市	○	○						○		○	
大阪狭山市	○										
阪南市	○			○				○		○	
島本町	○			○					○		
豊能町				○					○	○	
能勢町				○				○		○	
忠岡町				○				○			
熊取町	○		○					○		○	
岬町	○			○					○		
太子町	○			○					○	○	
河南町				○				○			
千早赤阪村	○	○						○		○	
回答数	28	8	7	23	0	1	13	18	6	20	

大気汚染物質（二酸化窒素ガス：NO₂）に関する最近の問題について

公害環境測定研究会 久志本俊弘

1. 大気汚染物質（二酸化窒素ガス：NO₂）とぜん息との関係について

ソラダス 2021（第9回大阪NO₂簡易測定運動）報告書（2022年1月に発行）において、大気汚染物質の二酸化窒素ガス（NO₂）と、呼吸器疾患のぜん息有症率との関係を調べる健康アンケート調査結果を報告している。すなわち、NO₂濃度とぜん息有症率との関係を見るために、大阪府の66か所ある行政区について、NO₂濃度の大きい順に8グループに区分して層別分析する方法で実施し、ソラダス 2016ではNO₂濃度としてカプセル値を用いたところ、よい相関性がみられたが、今回のソラダス 2021では、

当日の天候不順の影響のためよい相関性は見られなかった。そこでNO₂濃度として、自治体監視局のそれを用い、2020年度平均値を用いたところ、NO₂濃度とぜん息有症率との間

のよい相関性がみられた。1)。その後、ぜん息は慢性的状態であるから、1日平均濃度より長期的な汚染レベルでその影響をみるほうがよいともいえるの

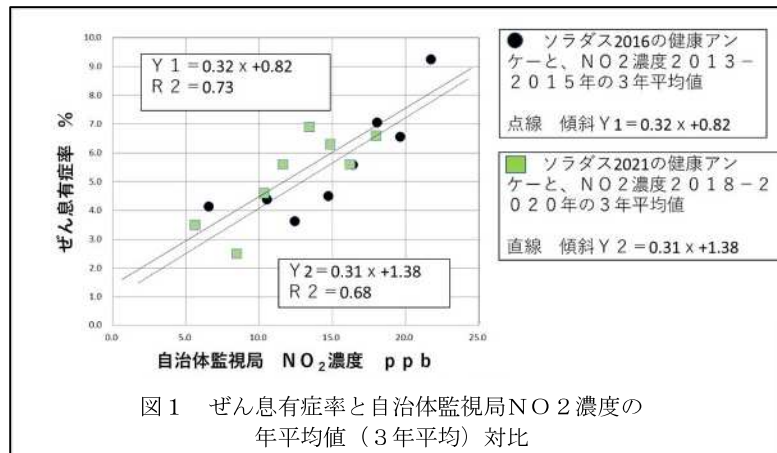


図1 ぜん息有症率と自治体監視局NO₂濃度の年平均値（3年平均）対比

追加として、自治体監視局の年平均値の3年分の平均値との対比を調べた。結果を図1に示した(注2)が、NO₂濃度とぜん息有症率との間には正のよい相関性がみられ、さらにソラダス 2016での結果も追加分析したところ、これも図1に重ねて表示したが、ほぼ同じ傾向であった。大気汚染のぜん息への影響を調べる疫学調査では年平均濃度を適用する調査が多い。この図から、環境基準よりも低い濃度レベルでも相関性がみられている。相関関係の傾斜値も環境省サーベイランス調査検証結果に近い数値であった。また、NO₂濃度の低い数値である5ppbのところまで相関関係がみられ、これは、2021年に改定されたWHO新指針値とも整合する結果である。

注1) 第9回大阪NO₂簡易測定運動（ソラダス 2021）調査報告書 p 12

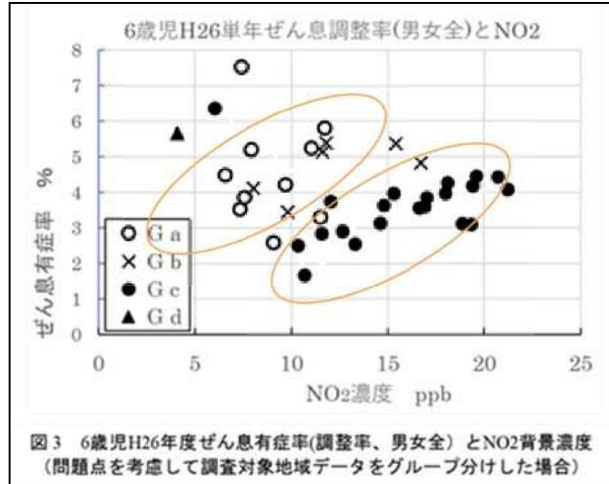
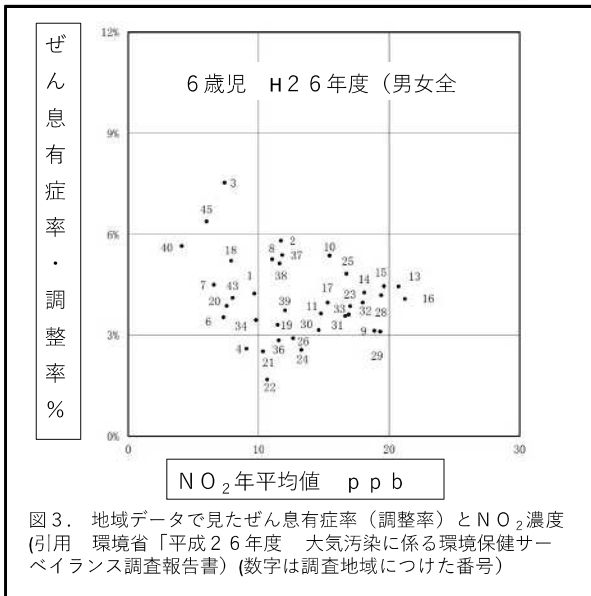
注2) 日本環境学会第48回研究発表会予稿集 p 34

2. 環境省「環境健康サーベイランス調査」の問題点

これは西川栄一氏がソラダス 2016の結果を受けて、環境省環境保健部発行の『平成26年度（2014年度）大気汚染に係る環境保健サーベイランス調査報告』（以下サーベイランス報告）のデータを見直した結果、環境省のデータをもって分析しても、サーベイランス報告の結論とは逆の結果を得たことで注目されている問題である(注3及び下記メモ参照)。すなわち、環境省のそのサーベイランス報告書の結論にある「NO₂濃度の増加とぜん息有症率との間には正の関連性は見られない」という結論は疑わしいと指摘された。図2、図3、図4でその違いを簡潔に説明する。図2は、そのサーベイランス報告書での一例で、横軸のNO₂濃度に対して、縦軸のぜん息有症率を示したものであるが、これらの二つの間には関連性は確かに不明である。これに対して、アンケート内容やNO₂濃度測定ポイントを詳しく見直してみると、調査地域にはそれぞれ違った特徴のあることが分かり、同じ特徴で分類すると4つに分けてみるべきで、その層別では図3に示したように、それぞれのグループ間では正の関連性がみられることを示した。さらに図4では経年変化を調べて、約10年間の

比較であるがここでも非常に強い正の関連性が見られた。

図3 6歳児ぜん息有症率(調整率)とNO₂濃度(地域特性を考慮してグループ分け) 注1)



そこで、この結果について2019年6月に開催

された「全国公害被害者総行動」という取り組みの中で行われた「環境省水大気局長交渉」の場で文献を提供し、サーベイランス報告の見なおし、環境基準の見直しを要望した。患者会と環境省との交渉はその後も毎年1回開催されており、都度その場でこれらの問題点と基準見直しを繰り返し要望してきた。しかし、環境省側は、「NO₂の環境基準を見なおしする情報はない」と回答した。

環境省はその後の毎年のサーベイランス調査報告書でも同じような結論を公表している。大阪から公害をなくす会においても「サーベイランスの検証プロジェクト」を立ち上げ、こちらは平成29年度(2017年度)のサーベイランス調査報告書を取り上げ、
曲形的な気象汚染物質の解析手法を目的として 結果として西川論文とほぼ同じ結論を得て、2020年8月に報

図4 年次データで見た全地域のぜん息有症率(調整率)と平均NO₂濃度 注1)

年12月に平成30年度版のサーベイランス調査報告書データを簡便であるが見直し、ほぼ同じような結論を報告した(注5)。

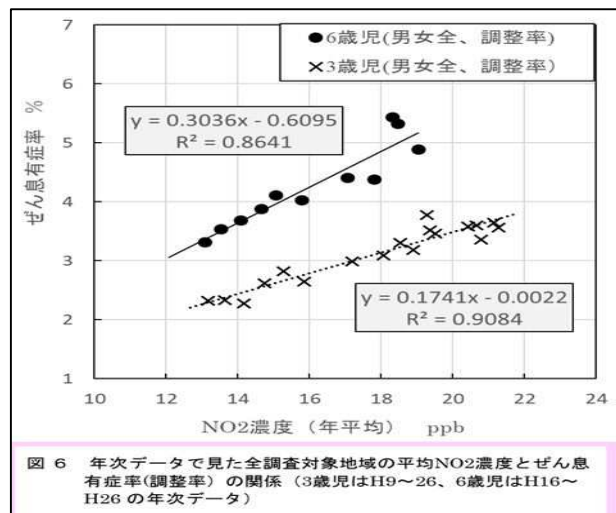
図2 地域データで見たぜん息有症率(調整率)とNO₂濃度(引用 平成26年度サーベイランス報告)(数字は地域につけた番号) 注1)

しかし、2022年11月に公表した2020年度(令和2年度)のサーベイランス報告でも、ほぼ同じである。環境省は、速やかにこのような取り扱いはやめて、素直な分析をすべきである。

注3) 西川栄一 「人間と環境」45巻2号(2019年6月発行) p12~25

注4) 大阪から公害をなくす会プロジェクトチーム「大気汚染に係る環境保健サーベイランス調査結果の検証」報告書(2020年8月発行)

注5) 公害環境測定研究会年報2020(2020年12月発行) p47



https://www.env.go.jp/press/press_00857.html

3. 日本の環境基準と、WHOの大気汚染目標値の改定

2021年9月22日のジュネーブ発の記事で「健康な生活を送るために必要な大気の基準」を改定し、微小粒子状物質PM2.5や二酸化窒素NO₂などの大気汚染物質をさらに低濃度とする新指針を世界保健機関（WHO）が公表した。2005年の前回改定と比べ、年間平均濃度をPM2.5は10 μg/m³から5 μg/m³に、NO₂は40 μg/m³から10 μg/m³に引き下げた（表1：注6）。ppb単位ではNO₂濃度の目安は年平均値20 ppbから5 ppbへ低減です（注7）。大気汚染はぜんそくや慢性閉塞性肺疾患（COPD）などによる死亡率、心臓疾患による死亡率で評価されて、大気汚染気候変動と並ぶ重大な脅威となつてるとの指摘もある。

WHOの新指針の詳細は「WHO global air quality guidelines」として公開された。NO₂では、その健康影響は非常に重要な物質とみている（ノート1）。今回は前回設定の年平均濃度10 μg/m³に加えて、日平均

度の指針値も設定された。その値は2 ppb（年間上位99%値）。現在の日本の環境基準には年平均値はなく、日平均値のみが設定されており「0.04~0.06 ppmの範囲、またはそれ以下」（年間上位98%値）となっている。これと比較するとWHO新指針は驚くほど低く厳しい濃度になっている。

私たちが続けてきた「ソラダス」の結果でも、現在の日本の環境基準よりも低い濃度になってもぜん息有症率との間に相関がみられること、また西川榮一氏が調べた環境省「健康保健サーベイランス調査報告」の見直し結果でも、年平均値0.012 ppmという低いレベルまで、ぜん息有症率と相関が出ていたことを考えると、WHOの新指針値は私たちの結果と似ている。

日本の大気環境基準については、NO₂の環境基準が1978年に0.02ppmから現行数値に改悪されたまま、それ以後45年間もの長い間、維持されてきている。しかも、行政通達により「0.06 ppm以下であれば合格」とするとの判定の仕方を徹底し、国の環境白書はもとより、大阪府はじめとする市町村レベルでの大気汚染評価でも、現在毎年「連続して環境基準達成」としている。また、各種の環境アセスメントでの評価でも同じように「0.06 ppm以下」であれば道路や火力発電所建設などを問題ないとの結論の根拠にしている。

環境省は、改悪当時に「健康へ大気汚染の影響について調査する」「新しい知見があれば見直す」ということを文章で約束しているにもかかわらず、この間に公害被害者や住民からの要求にも関わらず一度も見直しされていない。2022年6月に開催された「全国公害被害者総行動」の中で行われた「環境省水大気局長交渉」の場で、環境省内で「WHOの新しいガイドラインを検討している」と回答したが、もはや一刻も早くWHOの新しいガイドラインを参考にして環境基準を見直すべきである。

この対応は、2022年7月におこなわれた大阪府との懇談の中でも、大阪から公害をなくす会への回答の中で「環境省中央環境審議会で、この情報については1月の水大気局で検討し、今後の大気環境の在り方というものを検討していくことになっています。今はカーボンニュートラルとか、オキシダントが未達成で、課題も多いが、府としてもWHOの基準見直しについての国の検討を注視していきます。」とあった。今後は環境省が果たしてどのような対応策をだしてくるのか、非常に興味深いところである。

表1 WHO（世界保健機関）の新指針値 2021年9月公表

	日本の環境基準とWHO（世界保健機関）の指針値		
	日本の環境基準	WHOの指針値(注)	
	1978年設定 PM2.5は2009年	2005年設定	2021年の新指針値
SO ₂ ppb	日平均98%値:40 1時間値:100	日平均値:7 10分平均値:175	日平均99%値:14 10分平均値:175
NO ₂ ppb	日平均98%値: 40~60	年平均値:20 1時間平均値:102	年平均値:5 日平均99%値:12 1時間平均値:50
PM10 μg/m ³	(日本SPM) 日平均値:100	年平均値20、 日平均値50	年平均値15、 日平均値48
PM2.5 μg/m ³	年平均値15、 日平均値35	年平均値10 日平均99%値25	年平均値5 日平均99%値15
O ₃ ppb	(日本O ₃) 1時間値:60以下	8時間平均値47	Peak season 28 注2) 8時間平均99%値47

(注1)WHOはSO₂、NO₂、O₃も質量濃度μg/m³で表示しているが、本表では体積濃度ppbに換算した値を示した
(注2)連続6か月平均濃度が最高のシーズンにおける日毎8時間平均最高値

- NO₂とPM2.5は大幅に強化された
- NO₂は日平均値99%値が新設された
- ソラダスの結果は新指針値と整合する

に
が
い
し
影
均
濃
1
日

注6) 公害環境測定研究会年報 2021 75頁 (西川榮一氏作成)

注7) WHOの本文には、換算係数は、20 ° C および 1013 hPa の条件で、1 ppm = 1.914 mg/m³ および 1 mg/m³ = 0.523 ppm とあります。つまり、1 μg/m³ = 0.523 ppb ですので、今回は四捨五入して、1 μg/m³ =

(ノート) WHO 新指針「WHO global air quality guidelines」の 3.5 章、NO₂ の項の初めの部分の和訳(自動和訳を微修正)

窒素酸化物には多くの化学種が存在しますが、人間の健康の観点から最も関心のある大気汚染物質種は二酸化窒素です。二酸化窒素は、特徴的な刺激臭のある赤褐色のガスです。一酸化窒素は、空気にさらされると自然に二酸化窒素を生成します。二酸化窒素ガスは強力な酸化剤であり、水と反応して硝酸と一酸化窒素を生成します。

二酸化窒素は、その健康への影響だけでなく、次の理由でも重要な大気微量ガスです:(a)可視日射を吸収し、大気の視界障害に寄与します。(b)可視光線を吸収し、地球規模の気候変動に直接的な役割を果たす可能性がある。(c)一酸化窒素とともに、ヒドロキシルラジカルを含むラジカル種の蓄積および寿命を制御することにより、自由対流圏の酸化能力の主要なコントロール因子である。(d)二酸化窒素の光分解は、汚染された大気中であろうと汚染されていない大気中であろうと、オゾンの光化学的形成の唯一の重要なイニシエータであるため、対流圏のオゾン濃度を決定する上で重要な役割を果たします。

二酸化窒素は、二酸化窒素の硝酸への変換および二酸化硫黄の硫酸への変換およびそれに続くそれらのアンモニウム中和塩への変換に参与する強酸化剤の形成をもたらす広範なさらなる大気変換を受ける。したがって、太陽放射による二酸化窒素の活性化によって開始される光化学反応シーケンスを通じて、新たに生成された汚染物質は、現在 PM10 または PM2.5 として測定されている有機物、硝酸塩、硫酸塩粒子の重要な発生源です。これらの理由から、二

0.5 ppb として計算し表示している。

注6) 公害環境測定研究会年報 2021 75頁 (西川榮一氏作成)

4. 大阪での監視局の統廃合問題について

この問題は、大阪から公害をなくす会が 2022 年 7 月に大阪府と懇談した中で、大きな話題になった。公害患者会が直前の国交省との話し合いの中で「西淀川区の一般局の淀中学校の測定局がなくなっていた」と知ったので、その理由を質問した。府の回答は「淀中学校の測定局は、大阪市資産で、市の判断です。」「府の所管は 27 局で、減らしていません。設備は 10 年程度で更新時期になり、政令市では測定局の配置も含めて見直します。経費軽減は測定項目で異なります」「政令市が設備を減らしたり、場所を変えたりするとき、府は事前にくその変更で、大気環境は把握できるのかどうかなど指摘しますが、あくまで政令市の判断です。>とのことであった。市民としては、多数の公害被害者がいるのに、事前に何の相談もないまま進めているのは大変問題と指摘した。

ところが、大阪から公害をなくす会が 2022 年 6 月に大阪市に要望書を出し、その文書回答が 6 月 30 日付けで届けられたが、その中で一言も本件のことの記載はなかった。その後の 2022 年 11 月 30 日の大阪市との懇談の中で話題の一つにし、2022 年 11 月 1 日から菅北小学校、上新庄交差点、茨田中学校の 3 測定局が廃止され、他の 14 か所の測定局の浮遊粒子状物質(SPM)、微小粒子状物質(PM2.5)、二酸化窒素(NO₂)などを含めると、のべ 33 項目が測定終了になったことがわかった。どういう経過・どんな根拠かを問い、後日大阪市から送られてきた資料は「概要版」で根拠が不明瞭である。その中に、大変驚いたことに、同じ 3 次メッシュ分析の一例を表示し、60 ppb を超えるところが複数地点でみられた。こういう状況にもかかわらず、監視局数を減らす動きには憤りすら覚える。なお、行政でのこういう後退というべき動きの背景には、前提である環境基準が改悪されたままで、なおかつ基準ゾーンの高い方の 60 ppb 以下であれば、環境基準合格で「空気はきれい」という考えであると思われ、こんな動きは許されない。また、40 ppb 以上の地点も多数あり、ソラダスと多少似ている結果もあるが、湾岸部は大きく違っている。今回の測定局廃止地点についてのシミュレーション予測結果を後日どう検証するかもまだ考えていないとのことであり、廃止後の検証なども確実に実施させる必要がある。今後、詳しい資料をすべて提示させ、検討せねばならない。大阪市の汚染状況は、ソラダスの結果で局地的な高濃度地点が多く見つかり、むしろ浪速区、都島区などすべての行政区に測定局を設置すべきで、監視体制の後退など決して許されない。そして、なによりも、関係する地域住民への説明なども事前にすべきであると考え。

気候危機は食糧危機 世界の状況と日本の食糧

2023年1月13日

農民組合大阪府連合会 事務局長 中西 顕治

はじめに

新型コロナウイルス感染症の蔓延、ロシアによるウクライナへの侵略、気候危機によって資材・原材料を輸入に頼る産業は混迷しています。

食料自給率 38%の日本ではあちこちで輸入食材の不足、高騰で生活が危ぶまれています。

農家も肥料・飼料が1.5倍以上に跳ね上がり、経営を一段と圧迫、食料品などの値上がりが続いていますが、「農産物だけが置き去り」農産物価格は据え置きで廃業の危機に瀕しています。

食料は自国で賄う方針に転換することがいよいよ差し迫った課題となっています。

1) 世界の食糧価格は史上最高に

FAO(国連食糧農業機関)は2022年4月の食糧指数が158.5と2000年比で3倍になったと発表しました。ロシア・ウクライナは流通食料のうち小麦の30%、トウモロコシの20%、ヒマワリ油の80%を占めています。また、新型コロナウイルス感染症以来、物資の輸送も制限され、供給不足による価格高騰が生活を脅かす事態になっています。

日本も必要な食料を輸入できなくなる時代は目前です。



2) 食料生産の現場はどうなっているか

2-1) 米価の下落と崩れる生産基盤

グラフに示される通り米価は暴落し、生産コストを満す収入が得られない状況が続いています。それに従い、農家が減少し、この10年で4割近くが離農しています。



2-2)ミニマムアクセス米は国内米生産の邪魔、税金の無駄遣い

ミニマムアクセス米とは 1995 年の WTO 協定で作られたルールですが、輸入義務ではなく、低関税で輸入できる枠を決めたものです。政府は「輸入を行うべきもの」と言い張っていますが、こんなルールはありません。

2022 年に政府はアメリカ米を国産米のよりも高い価格で落札輸入しました。

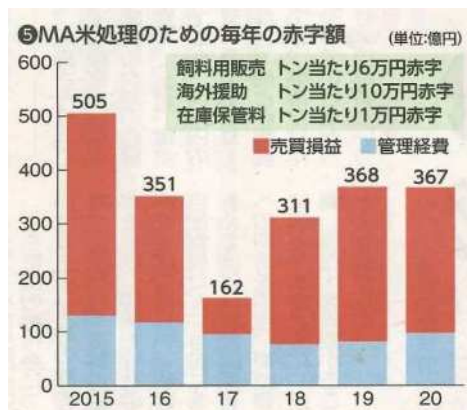
その高額なミニマムアクセス米は主食用、加工用にも行き場がなく、飼料用などに使われ、販売価格差は税金で埋められる仕組みになっています。2020 年度の経費赤字額は 367 億円にも上ります。

(新聞「農民」2022 年 12 月 5 日号より)

①アメリカ米は国産米の1.5倍近く

22年9月16日MA米入札結果と21年産国産米価格の比較

産地国・種類	落札数量(t)	落札価格(円/t)	60kg玄米換算(円)	アメリカ米は国産米の何倍か
アメリカ うるち 精米 中粒種	13,000	254,000	13,716	
タイ うるち 精米 長粒種	40,000	77,828	4,203	
落札数量・加重平均価格	53,000	121,181		
21年産国産米価格 (出回り～22年9月) 農水省公表から消費税相当を除いたもの	全銘柄平均		11,884	1.15倍
	千葉ふさこがね		9,446	1.45倍
	青森まっしぐら		9,969	1.38倍
	新潟(一般)コシヒカリ		14,425	0.95倍



2-3)畜産経営は壊滅的危機

国際的な飼料価格の高騰で畜産農家は壊滅寸前です。

牛乳生産の現場を見ても、飼料が 1.5 倍に上がっても販売価格は上がらず、出荷するたびに赤字が計上される。それでも餌をやらなければ死んでしまうという葛藤に毎日さいなまれているという。

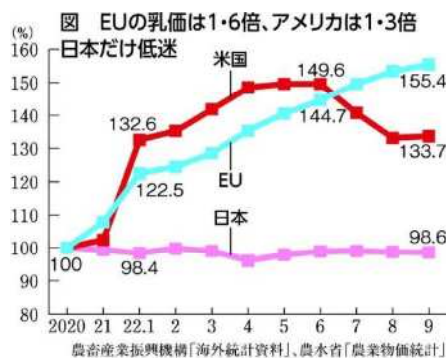


表 牛乳生産費は1*。28円、33%上がっている(円/*。、%)

	2020年 生産費	2022年10月 の上昇額	上昇 (下落) 率
全算入生産費	84.4	27.7	33%
飼料費	43.1	21.1	49%
光熱水費	2.8	0.8	27%
建物費	2.3	0.9	37%
農機具費	3.9	0.1	2%
子牛(副収入)	15.0	▲4.8	▲32%
乳価(総合)	104.3	104.9	100%

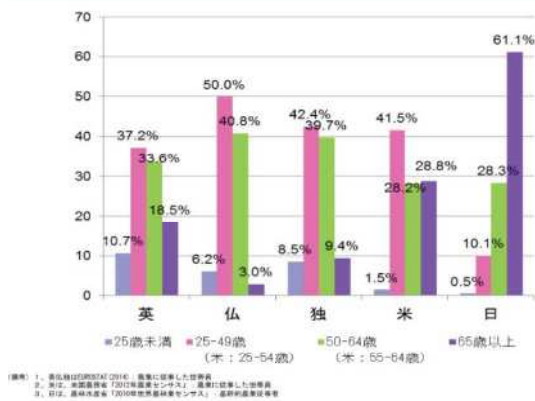
※1*。当たり家族労働報酬(2020年) 23.2

*農水省「牛乳生産費統計」(20年)、「農作物価指数」(22年10月)から作成
*22年10月の上昇額は、子牛(副収入)がマイナスになっているため、上昇額に加えた

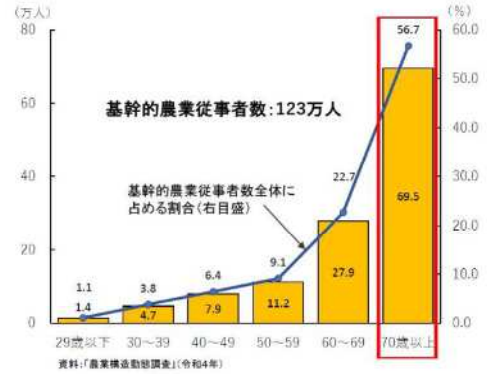
2-4) 農業基盤の変化

日本では農業従事者の高齢化が進み、世代交代が行われにくい状況が続いています。農業で経済的な生活保障が行えないからです。

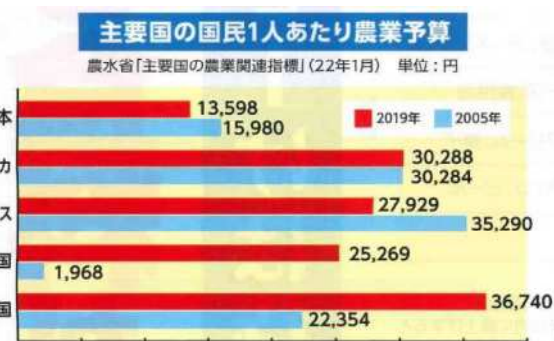
各国の農業従事者の年齢構成



○ 基幹的農業従事者の年齢構成 (2022年)



主要国では農産物は自国民の命を守る安全保障の主軸として保護、育成を行っています。世代交代や新規就農が進まないことが国の危機だと考えない政治からの転換が必要です。



3) 気候危機のもとでの食料生産

ここ数年の異常気象での被害は枚挙にいとまがない状況です。

大型台風、長雨、豪雪、異常高温、干ばつなど、地球の異常は日常のこととなってきています。

2022年では福島、群馬、千葉で広範囲に雹が降り、果樹やビニールハウスなどの農業施設に甚大な被害を与えました。気候危機と毎日対峙する食料生産現場では今どうするか、明日どうするかと苦労を重ねています。

高温が続くと品質が下がる稲作では改良品種への移行も順次行われてきていますが、それも追い付かない事態になってきています。

食料の確保は国民の命の保証であり、最大の安全保障と位置付けられなければなりません。自国での食料生産を維持するためにも、高い見識を持って制度を再構築しなければならない時代に入ったと認識する必要があります。

今こそ学校に環境教育を

(公害をなくす会測定研究会 2022年度年報記事から転載しました)

環境教育研究会 澤田 史郎

はじめに

環境教育が学校で取り上げられることが多くなっている。私の勤務する高校でも授業の中で環境問題が取り上げられてことをよく見かける。これは気候変動問題やプラスチックによる海洋汚染など環境を巡る問題が多くニュースの中で取り上げられるなど、環境問題が人類の生存そのものに関わる深刻な問題であるということが社会的なコンセンサスとなってきたこと、学校教育の中で従来の教員主導の指導中心の授業から生徒自身が主体的にかかわる授業が要求されるようになったことなどが反映されている。このように、今、環境教育が取り上げられ実践を広げていく機会が多くなっていることは非常に重要である。

そもそも教育の目的である平和的な国家社会を担う人格の完成を実現するために「生命の尊重」や「環境の保全」は学校教育の重要な柱として位置づけられなくてはならない。小学校、中学校、高校の各発達段階に応じて全ての教科科目の学習内容の中に「環境問題や公害」、「平和」、「人権」、「平等」といった事柄の学習が総合的に展開されることが、いま求められている。

11月に大阪教育の集いの「環境と公害分科会」が行われた。このところ決まったレポーターの数本の報告しか出てこないことが多かったが、今年は報告本数が7本、その中には初めて報告する若手教員の「気候変動問題の授業」や「オランウータンとパーム油の授業」など新しい切り口の報告が提案された。

こういった環境教育に関わる状況の変化を踏まえて、環境教育の現状と課題、今後の活動について検討してみたいと考える。

【1】環境教育研究会

1970年代に大気汚染を中心に住民の健康が大きく損なわれる状況の中で公害反対の運動がもりあがった。地域の住民運動と連帯するかたちで、学校の中でも環境公害教育がさかんに行われた。このような中で環境教育研究会は大教組の教育研究集会などを舞台に50年にわたって大阪での環境教育を推進する中心となってきた。ただ近年、教育の集い大阪の「環境と公害分科会」は参加者数、報告数が減少する状況が見られていた。しかし、上記のようにここ数年、環境問題、学校教育を巡る状況が変わる中、少しずつ変化が起こってきている。

環境教育研究会の2022年の研究会活動で特徴的なものを列挙する。大阪教育文化センターを拠点に環境教育研究会はコロナ禍等で開催しにくい時期もありながらも、おおむね月に一回の例会開催を維持している。参加人数も3~4名だった前年に比べて、今年は10名近い参加者が集まることも起こってきている。新たな若い報告者も増え、報告内容も多様になってきている。

(1) 学校でソラダス学習会

2021年5月の「ソラダス2021」にあわせて「学校でソラダス2021」を実施した。この経過は昨年の方で報告したが66校の参加があった。澤田は、この結果についての報告学習会に参加した学校の教員や高校生を対象に実施した。ソラダスの結果の分析とNO₂についての簡単な実験、人体への影響と健康被害、といった内容であったが、参加した生徒教員から「大気汚染について深く学ぶことができた。」といった感想が出された。参加した学校の中から「公害をなくす会」の実施する自主測定に参加した学校も出た。

(2) 日中戦争と毒ガス

戦争についての検証が色々行われているが、日中戦争で毒ガスが使われ悲惨な状況になったことはあまり一般に知られていない。旧日本軍が中国戦線で大規模な毒ガス戦をおこなったこ

とが戦後の調査であきらかになっている。中国で行われた毒ガス戦の実態と、戦後の毒ガスの処理について会員の楠本さんから報告があった。国内でも毒ガスがため池・海などに放棄され住民の被害がでた事例があったことを初めて知った。

(3) 外来生物と生物多様性

箕面のホテルの保護や外来植物の駆除などの活動に関わっている石田さんから3度にわたって報告があった。外来生物を巡る生物多様性の危機については国際的にも大きくとり上げられるようになってきている。石田さんはその問題の根本として①開発を巡る自然生態系の喪失②釣り、ペット、園芸からの野生化③人間活動のグローバル化④気候変動による生息環境の変化の4つをあげ、すべて人間の所為(責任)であると述べている。生物を巡る問題では、農薬や遺伝子組み換え食品など生活に大きく関わった課題が多く今後とりくみを強めていきたい。

(4) 私たちの生活とSDGs

SDGsに関わる宣伝などをいろいろなところで目にすることが多くなっている。企業や自治体もからんでその内容には注意を払う必要がある。その最たるものは夢洲を産廃や危険物で埋め立てた人工島で行う万博を大阪府が「SDGsを達成するための事業」と位置づけていることだがそのほかのさまざまなところでも目にすることがある。永井さんは城東区や大阪市、企業の広報などを持ち込んでこの点を提起した。熊崎さんは子ども新聞のコオロギの乾燥粉末を食糧危機の解決するSDGsの取り組みという記事について問題提起した。

【2】これからの環境教育を考えるために

環境教育研究会は年明けの2023年1月22日(日)に環境教育交流会という催しを行う。これは学校で環境教育に取り組んでいる教員と生徒、地域で学校教育に関わっている環境団体などに呼びかけて学習、交流を行おうという趣旨で企画された。今回が第1回目であるが若手の先生方や生徒も交えて環境教育について考える場所に育てていきたいと考えている。以下に資料を添付する。

資料1 環境教育研究会2022年 活動記録

- | | | | | |
|----------|----------------------------|----------|--------|-----|
| 1月15日(土) | 1月例会 | 教育文化センター | 7名 | |
| | 細河小水力発電のとりくみ(池田市) | | | 佐々木 |
| | 学校でソラダス 学習会(東淀川高校) | | | 澤田 |
| | 大阪市城東区広報誌 SDGsのあつかい | | | 永井 |
| 2月23日(水) | 2月例会 | 教育文化センター | zoom併用 | 8名 |
| | 生物多様性と外来生物 | | | 石田 |
| | 養殖から培養へ | | | 永井 |
| | ソラダス健康アンケートについて | | | 澤田 |
| 3月26日(土) | 3月例会 | zoom | 6名 | |
| | 日中戦争で使用された毒ガスと戦後の廃棄について | | | 楠本 |
| | 企業でのSDGs(広報より) 自然エネルギー講座案内 | | | 永井 |
| | ハスとスイレン 化学岩と生物岩 | | | 石田 |
| | 地球環境と物質進化の授業 | | | 澤田 |
| 4月25日(土) | 4月例会 | 教育文化センター | 5名 | |
| | 昆虫食は食糧問題を救うか | | | 熊崎 |
| | 城東区報より | | | 永井 |
| | 高校化学2年看護コース期末考査環境問題の問の解答例 | | | 澤田 |

- 5月28日(土) 5月例会 教育文化センター 7名
地球の歴史と地球温暖化の授業 熊崎
自然エネルギー講座より 和田講演紹介 永井
第27回環境学校報告 有機フッ素化合物汚染 澤田
- 7月2日(土) 7月例会 教育文化センター 5名
環境と外来生物 石田
ヒアリについて 永井
これからの環境教育研究会の活動について 澤田
- 9月3日(土) 9月例会 教育文化センター 6名
全国教育の集い環境分科会報告、今年度の環境化学 石田
環境教育交流会(素案)の提案 澤田
日中戦争で使われた毒ガス問題(大牟田赤痢事件) 楠本
P F A S (有機フッ素化合物)汚染 永井
- 9月19日(月) 環境教育交流会第1回打ち合わせ z o o m 10名
環境教育交流会原案討議
- 10月10日(土) 10月例会 教育文化センター 5名
学校設定科目「国際問題」2単位でとりあげた気候変動問題 小林
今年度のエネルギー問題の授業 石田
環境教育交流会について 澤田
- 10月30日(日) 環境教育交流会第2回打ち合わせ オンライン z o o m 4名
環境教育交流会内容決定
環境教育交流会チラシ作成(11月15日)
- 11月19日(土) 教育の集い大阪2022 環境公害分科会 豊中市立大池小学校 11名
エネルギー問題の授業 全国教研報告 石田
NO2測定を授業で実施して 天野
「国際問題」2単位でとりあげた気候変動問題 小林
ほんのうすっぺらい生物圏 永井
オランウータンとパーム油の授業 安川
今こそ学校に環境教育を 澤田
環境教育の課題 青山
- 12月10日(土) 府高教研 環境公害分科会 教育会館 10名
大阪湾に原発汚染水 永井
エネルギー問題の授業 全国教研報告 石田
今こそ学校に環境教育を 澤田
- 12月17日(土) 12月例会 教育会館705号 7名
自然エネルギー講座 長野県飯田市自然エネルギー見学報告 楠本
京都科教協原発問題学習資料紹介 永井
1.22環境教育交流会最終確認 澤田



SDGsやプラスチック汚染問題、など環境をめぐるいろんな課題がさまざまな形で取り上げられようになっています。学校でも授業やクラブ活動、行事などで環境教育に取り組むことが多くなっています。しかし一方で「環境問題をどのように子どもに提示して良いかわからない」とか「そもそも環境問題についてよくわからない」といった声も多々あります。

環境教育研究会では学校での教育実践を交流すると同時に、地域など学校外で環境教育に取り組む団体とも交流や検討を行ってきました。こういった経験を多くの人と共有するために環境教育交流会を行います。

交流会の中では、学校でどのように環境問題に取り組んだかという実践報告と検討、参加団体の活動や資料の展示、配布、紹介を行います。

日時 1月22日(日) 13:30~16:30 (13:00開場)

会場 大阪府教育会館たかつガーデン 3F カトレア

資料代 500円 (教文センターサポーター、学生は無料)



●13:35~14:30

実践報告①「国際問題講座実践報告」 英真学園高等学校 小林千弘さん

気候変動の問題を中心に学習した高校の授業実践です。気候変動についてどう考えていますか?様々な立場になって、ロールプレイをしてみましょう。伝説のスピーチと言われた3人に出会ってもらい、自分たちに何ができるか考えてみよう。地球環境問題の本質はどこにあるのか、一緒に探ってみましょう!

●14:35~15:30

実践報告②「地球環境を考える出前授業」 豊中市民エネルギーの会 山崎博文さん

豊中市などの小学校の出前授業の紹介。地球の歴史や生命の進化を知って自然、生命の大切さを知る。現在地球で起こっている地球環境の危機について学ぶ。自分たちの生活を考え、どのような行動が必要とされているかを考える。という内容を2時間の授業で行った。授業の内容や子どもたちの反応について報告。

●15:35~16:20

③ 参加団体からの活動紹介や全体討議 (資料配付パネル展示あり)

●16:20~ まとめ

主催 大阪教育文化センター 環境教育研究会

参加団体 池田エコスタッフ、豊中市民エネルギーの会、あおぞら財団、せいわエコクラブ

連絡先 大阪教育文化センター

〒543-0021 大阪府大阪市天王寺区東高津町7-11 706号室東

☎ 06-6768-5773 FAX 06-6768-2527 Mail kyoubun@minos.ocn.ne.jp

廃プラリサイクル施設により発生した寝屋川病—若干の報告

廃プラ処理による公害から健康と環境を守る会事務局 長野晃

(はじめに)

私達寝屋川市東部に居住する市民がシックハウスに似た症状に苦しみ、その発生源である二つの廃プラリサイクル施設の撤去をもとめるたたかいをはじめてマル18年になります。今日は、私たちが体験した寝屋川病と言われる健康被害について若干の報告をさせていただきます。

寝屋川病は、基本的に国が決めた法律の下、プラスチックごみ(廃プラ)がリサイクルできるものとして寝屋川市と枚方、交野、四条畷の4市の廃プラを集め圧縮梱包をし、その廃プラを民間の廃プラリサイクル会社であるリサイクル&イコール社(以下、イ社)がパレットという荷物の荷台を作ることで発生した有害化学物質による健康被害です。

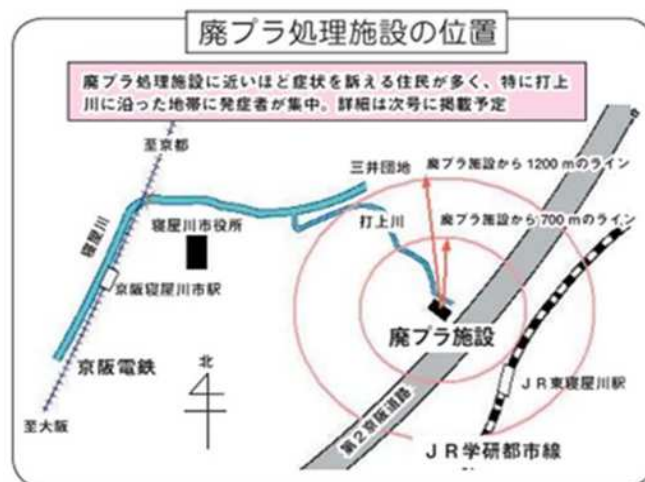
この問題が発生した背景にはこの施設の立地条件があり、またかつて起った杉並病を知った住民による2度にわたる8万筆の反対署名を無視した寝屋川市長をはじめとする4市の姿勢、さらに寝屋川市議会はじめ、4市市会議員の多数が同和関係業者の事業であることに賛同したこと、裁判・公害等調整委員会の健康被害無視の人権感覚、公害対策のずさんさ、司法の決定に無批判に追随するマスコミなど民主主義の大きな後れを示すものがあると思います。

こうした体験の報告は知っている限りでは世界初であり、国際的にも認知されていないと思います。いま寝屋川病の体験を発信しなければ、プラスチックの使用後の有害性が助長されかねないと思われ報告をします。

1. 寝屋川での廃プラリサイクル施設建設反対の声は、杉並病の公調委(公害等調整委員会)の決定を知った主婦の発言から始まりました

杉並病は、東京都杉並区の不燃ごみ中継施設「杉並中継所」周辺で発生した健康被害です。この施設は、収集した不燃ごみを江東区の処理場に運搬するに当たり、圧縮・積み替えを行うため建設されました。1996年の操業開始以降、付近で異臭や住民の体調不良が多く発生しました^[1]。2002年、住民の申請により公害等調整委員会が被害の原因は杉並中継所の操業に伴って排出された化学物質である旨の裁定を行いました。

裁定では「終わりに当委員会の意見を述べる」として、「化学物質の数は2千数百万にも達し、その圧倒的多数の物質については、毒性をはじめとする特性は未知の状態にあるといわれている。このような状況のもとにおいて、健康被害が特定の化学物質によるとの主張、立証を厳格に求めるとすれば、それは不可能を強いることになるといわざるを得ない。本裁定は、原因物質の特定ができないケースにおいても因果関係を肯定することができる場合があるとしたものであるが、今後、化学物質の解明が進展し、これが被害の救済に繋がることを強く期待するものである。」とされました。この公調委による杉並病の原因裁定は、日本における公害裁定に予防原則を適用した画期的な判断です。住民はこの判断を期待して、二つの廃プラ施設の計画段階で立ちあがりしました。



◇2004年6月市長あて要望書、12月市議会あて請願署名各8万筆を提出

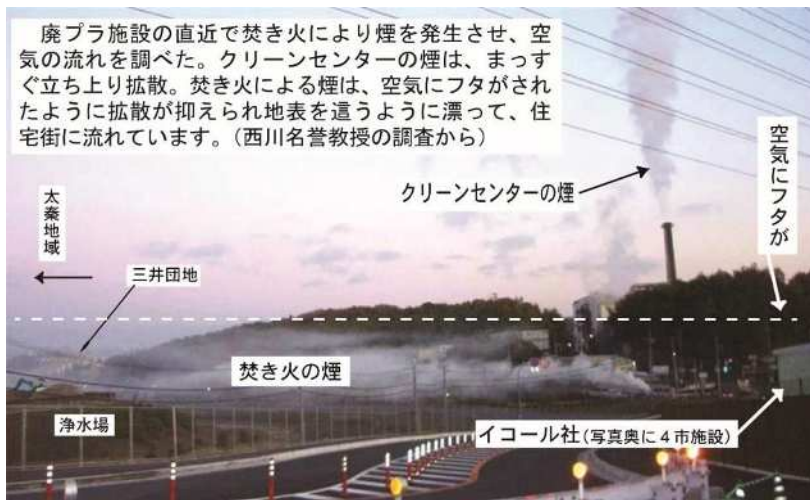


◇行政も市議会も、同和利権とのかかわりからか、住民運動を支持する議員は少数で、住民は「廃プラ公害から健康と環境を守る会」（「守る会」という住民運動団体を立ち上げ 2004年8月イコール社の工場操業

禁止仮処分命令申立」を大阪地裁に申請しました。住民 M さんは仮処分での審理でつぎの陳述を行いました。

「せっかく残っていた自然を削ってまで建てなければならない工場なのか、法律の例外規定を適用してまで建てなければならない工場なのか、どうして住民に何の説明も無く突然建てられたのか、とても疑問に感じます。工場見学された方は、初めから最後まで生ごみ臭、プラスチック臭、焼き場臭などいろんな悪臭が漂っていたと言われました。初めのお話では工場には煙突等の排気設備はまったく設けないので安全です、ということでした。それで私は I C 工場のクリーンルームのような設備を想像していましたが、実際には工場内に機械が並べられている横にずらずらと換気扇が並び、工場内の空気をどんどん外に排出しています。その換気扇はただの換気扇で、排気を浄化する設備ではないのです。またプラスチックは手で選別するということでしたが、選別は大変難しいようでリサイクル率は相当低く、あとは産業廃棄物として焼却してしまうのではないかとということです。これまでシンポジウムや本で、リサイクルについて、都市計画について、杉並病についていろいろ勉強しました。何十年も研究を続けてきておられる先生方が「このような廃プラスチックのリサイクルは大変難しい。この施設からは既知、未知の有害物質が出る恐れがある」とおっしゃっていました。私たち住民は今、不安におびえています。空は仕切ることにはできません。私たちは否応無しに廃プラスチック工場の排ガスを吸う羽目になります。私も含めて子どものために、少し不便でも良い環境のところへと引っ越してきた人々が大量にいます。いまでは珍しいほど、公園や道路で遊ぶ子どもたちの姿がたくさん見かけられる地域です。子ども、お年寄り、病人など一番に空気汚染の影響を受ける人々が、たくさん住んでいます。今、少子化の時代、子どもは国の宝です。子どもは自分で自分の身を守ることができません。憲法で私達の生命は誰にも脅かされないと謳われているのではないのでしょうか。どうか法律で私たちを守ってください。お願いいたします」と述べられました。

*立地条件については、1審判決後、西川先生の指導のもと接地逆転層が明らかになりました。（下の写真）



2. 仮処分決定

2-1. イコール社の有害化学物質発生について

仮処分では、大阪地裁は「本件施設が操業を開始することにより有害化学物質が発生する蓋然性があり、かつ発生すると予測される化学物質の中には、人体に有害な影響を与える物質も一部存在することが認められるが、それらの化学物質が本件施設から100メートル以上離れている債権者らの居住地及び勤務先に到達する際には、大気によって相当程度拡散されることにより、国が定めた環境基準を確実に下回ることが推認できること、(略)本件施設には一定の公共性及び公益性が認められること、債務者も本件施設において相応の有害化学物質対策を講じていること、本件施設の建築、設置について、行政上の諸手続きが履践されていること等、本件において認められる諸般の事情を総合考慮すれば、本件施設の操業による化学物質の発生により債権者らの生命の安全及び身体の健康に対して受忍限度を超える被害が生じる蓋然性があるとまでは認められない。

債権者らの本件各申立ては、いずれも理由がないから却下すること」と結論しました。

この決定は「守る会」推薦の楠田貢典、樋口泰一両先生の意見書による、メカノケミカル反応（折り曲げ、圧縮など機械的処理）による有害化学物質の発生を認める判断が行われました。この点は、4市組合が報告した2004年9月「生活環境影響調査報告」の大気環境の項目では「煤塵」のみで有害化学物質の発生は予測されて居ない中（これは国の方針であった）新しく解明された成果でした。しかしながら、イ社が主張した「有害化学物質は100m離れると1,000倍に薄まる」という主張を裁判所は採用し操業を認め、有害化学物質が住民に届かないと「推認」するとし訴えは却下されました。

2-2 仮処分はじめ裁判所は被害の立証責任は原告の住民に求めるとしました

(大阪地裁)「仮処分に当り本件のように人格権に基づいて本件施設の操業の差止めを求める事案においては、本件施設の操業によって、債権者らの生命の安全及び身体の健康に対して受忍限度 を超える被害を受ける蓋然性があることについて立証責任は、これを主張する債権者らが負うべきものと解するのが相当である。」としました。この点は欧米における加害者が「加害が無いことを立証する」とする原則と真逆の判断です。



2017年3月 千人集会とデモ

3. イ社操業による操業に伴う悪臭、健康被害の発生

2004年8月イ社工場が建ち、9月から試験操業が始まり、工場周辺から住宅街に掛けて、異臭（ニオイ）が漂い、住民の間で目がかゆい・痛い、咳が出るなどの訴えが始まりだんだんひどくなりました。住民がもっとも心配していた健康被害が発生しました。住民運動の主な目的は、健康被害をなくすため、廃プラリサイクル施設の撤去、被害をなくすことに集中することになりました。

住民は、イ社からの化学物質による悪臭、健康被害にたいし、「守る会」役員会での激論の末、原告24名が2005年7月大阪高裁にイ社の操業差し止め、4市組合の建設中止をもとめ大阪地裁に提訴しました。健康被害にあわれた方の意見書は2審裁判で130通提出されました。

◇シックハウス症候群の症状など、いろいろなタイプの健康異変があらわれました。住民の意見書や、眞鍋穰医師の報告については、ぜひ、後述の「廃プラ・リサイクル公害とのたたかいー大阪・寝屋川からの報告」でお読みください。

(終わりに)

廃プラリサイクル公害が発生し、18年にわたる科学的調査に依拠した住民運動は、「廃プラ問題は事実上勝利した」と宮本憲一先生・日本環境会議顧問が言われるたたかいです。

すなわち、廃プラのリサイクル（マテリアルリサイクル）の工程から有害化学物質VOC類の発生と大気中での二次反応によるホルムアルデヒドによる健康障害が二つの廃プラリサイクル処理工場周辺約2km以上（人口4万人以上）にわたり健康障害をひき起こした公害とのたたかいの住民運動です。

裁判終結後、2015年、8年前の寝屋川市長選挙で北川法夫氏が当選し、4市組合の廃止を表明。かつ2年前にイ社が倒産、現在、DINS関西社＝大栄環境傘下が引き継ぎ廃プラ処理工程における加熱溶融成型工程が堺市に移転され、ニオイや症状の訴えが激減しました。こうした、廃プラのマテリアルリサイクルによる有害化学物質の発生とシックハウス様の住民の健康被害の事実は、現在知りうる限り世界で認識が共有されて行われていません。プラスチック問題が国際的に俎上に上っている現在、この体験を発信することの意義は大きいと考えています。

その発信として、「守る会編」[「廃プラ・リサイクル公害とのたたかいー大阪・寝屋川からの報告」（1000円 せせらぎ出版、アマゾンでも販売）](#)を上梓。また「[ブログ、杉並病・寝屋川病を忘れるな](#)」がネット上で発信されています。

日本科学者会議の「日本の科学者」誌2023年2月号の特集「[プラスチック問題を考える](#)」においても、特筆すべき記録として掲載されました。

2022年3月、国連環境総会は法的拘束力のあるプラスチック問題の国際条約を2024年までに作成することを決議しており、寝屋川病の体験の情報発信がプラスチック問題の解決の一端を担うことを切に望むものです。

ウクライナ侵略による平和の破壊と気候・エネルギー危機の進行

原発・エネルギー・地域経済研究会（吉井研究会） 吉井英勝

- 1) ロシアのウクライナ侵略に悪乗りした「軍拡」「防衛費 GDP の 2%」の大騒ぎ
ロシアの無法で野蛮なウクライナ侵略戦争は絶対に許せない
この戦争を利用して「台湾有事」論など大騒ぎして武器産業に関わる財界は大喜び
「敵基地攻撃」「先制攻撃」など気軽に発言している
80 年前に日本は「真珠湾攻撃」を行って、既に「敵基地先制攻撃」の経験をしている
1941 年 12 月 8 日の攻撃で太平洋戦争に突入し、日本は 4 年足らずで国土が焼け野原
ハワイと言えバリゾートの島で、真珠湾攻撃の島という歴史を知らない人が多数派
- 2) ウクライナの映像が示すように家屋も森林も火災で CO₂ が大量に放出され環境破壊
- 3) チェルノブイリ原発の電源破壊、ザポリージャ原発にミサイル打ち込むなど福島事故と同じ事故を引き起こそうとしている
1984 年外務省が公表した報告書「原子炉施設に対する攻撃の影響に関する一考察」で
原発テロの 3 つのシナリオを検討した①電源喪失、②格納容器破壊、③原子炉破壊——
ウクライナで「一考察」が現実のものとして示された
原発は事実上「第二の原子爆弾」
- 4) 日本が投資した「サハリンプロジェクト」の天然ガスも原油もロシアが「輸出ストップ」
原発の燃料ウランも「カザフスタンから輸入」は無理
燃料価格の高騰で諸物価値上がりして、国民生活の危機、日本経済も行き詰まり
外国依存のエネルギー政策の誤りが浮き彫りに
- 5) 再生可能エネルギーの研究開発・普及へ国民に補助制度、自治体に助成制度
原発にはこれまで約 100 兆円投じてきた。これを再エネの研究開発・普及に向ける
- 6) 岸田内閣は原発推進に舵を切りなおした
2011 年 3 月 11 日福島第一原発事故からの流れ
 - ・老朽原発廃炉へ
 - ・原発推進機関から規制機関の分離燃料費高騰と二酸化炭素排出抑制を口実に（グリーントランスフォーメーション）
 - ・原発の寿命「原則 40 年」を「60 年以上稼働続けさせる」
 - ・「革新的原子炉」開発 = 大型原子炉から工場生産しやすい小型炉へこの道は破綻する
 - ・老朽原発（脆性劣化、配管減肉等）は巨大な自然現象に耐えられない
 - ・日米安保に縛られて、先制攻撃とその報復攻撃で原発破壊に至る危険

図1 これまで原発に投じてきた資金量

原発建設費	1 4 兆 5 0 0 2 億円
核燃料費	4 兆 7 0 0 0 億円
運転維持管理コスト	1 3 兆 4 4 0 0 億円
使用済み燃料再処理～放射性廃棄物等費用	1 8 兆 7 8 0 0 億円
<u>国家からの資金投入（開発、解体、廃棄物処分）</u>	1 4 兆 4 1 6 1 億円
既存原発の上記項目の合計コスト (A)	6 5 兆 8 4 0 0 億円
再稼働の為の安全対策コスト (B) (2016年夏見込み)	2 兆 7 0 0 0 億円
福島第一原発事故処理費用	
1F 廃炉	8 兆 0 0 0 0 億円
1F 賠償	7 兆 9 0 0 0 億円
1F 除染	4 兆 0 0 0 0 億円
1F 中間貯蔵	1 兆 6 0 0 0 億円
1F 事故処理費用合計 (C)	2 1 兆 5 0 0 0 億円
政府発表の全原発廃炉コスト (D)	7 兆 0 0 0 0 億円
(A) + (B) + (C) + (D)	9 7 兆 0 4 0 0 億円

図2 日本の再エネのポテンシャル（物理的限界潜在量）

（環境省「我が国の再生可能エネルギー導入ポテンシャル」2022年4月）

地熱発電	1,439 万 kW	1,006 億 kWh/年
太陽光 発電 【建物系】	45,521 万 kW	5,985 億 kWh/年
【土地系】	100,544 万 kW※	12,719 億 kWh/年※
【計】	146,065 万 kW※	※【計】 18,705 億 kWh/年※
陸上風力発電設備能力	48,373 万 kW	12,625 億 kWh/年
洋上風力発電設備能力	112,022 万 kW	34,607 億 kWh/年
中小水力発電設備能力	890 万 kW	499 億 kWh/年
地熱発電 設備能力	1,439 万 kW	発電電力量 1,006 億 kWh/年
合計 設備能力	3 億 1022 万 kW	発電電力量 6 兆 8448 億 kWh/年

日本の年間総発電電力量は、約 1 兆 kWh

- ・再生可能エネルギーは地理的条件によって異なる……地域で議論する住民自治が大事
- ・それを後押しする仕組みづくり……地方自治体の役割
- ・仕事を農林漁業や中小企業と結びつけて、地域経済再生に進む（地域金融機関を含め）
- ・金融資本の支配するグローバリズムから、地域経済の持続的発展へ転換

『農は平和の基——農業が新しい社会運動に』

山崎万里 家庭栄養研究会・顧問（月刊『食べもの通信』編集）

（①山崎万里・写真）

〈 いのちを守るために学ぶ 〉

私は、月刊『食べもの通信』を編集している「家庭栄養研究会」の顧問という立場にいる。家庭栄養研究会は1969年に、有害食品の危険から自分たちの生命と健康を守るために発足し、1970年に会報『食べもの通信』を創刊。生活者が必要な学習を重ね、研究者、医療者、農業者、消費生活者の研究・実践を“心と体と社会の健康を高める情報誌”月刊『食べもの通信』として読者に届けている。本会の活動は、食品公害とたたかう市民運動であり、社会教育実践事業である。

また、同時期、学習を重ねると「食べる物があらへん！」という主婦層とともに1975年に地元枚方市で「枚方・食品公害と健康を考える会」（愛称・やさいの会）の設立を呼びかけ、安全な農産物や加工食品をつくっている生産者となつたり、提携産直運動をおこしてきた。最近の4年間で運営スタッフの世代交代を果たし、2代目生産者や新規就農者もむかえて楽しく活動を展開している。（②『食べもの通信』1月号表紙・写真）

〈 農業を自分ごとに 〉

2022年7月に農民作家の山下惣一さんが病没された（享年86歳）。山下さんは長年の「猫の目農政」や「総自由化、大規模化による強い農業」の政治路線に異議を突きつけ、「生涯一百姓」として「市民皆農」を訴えてこられた。「市民皆農」とはどういうことか？

私は半世紀、上記の活動で「食べる人」として農業に関わり、農・食・医をつなぐ情報収集と発信で物知りにはなっている。しかし、農業が「自分ごと」になっていなかったことに今頃気づかされている。それは、「やさいの会」の生産者の一人である滋賀県のTさんの畑のカボチャやサツマイモがイノシシ被害で全滅したことや合鴨農法の合鴨を田に放したその晩に21羽すべてを狐にやられたことを知った時だ。

1970年頃から木材の輸入自由化が始められ、安い輸入外材に押されて国内の森林の荒廃がはじまり、鳥獣害の原因になっていることも知っていた。しかし、自分たちの胃袋に入るはずの作物を作ってくれている生産者の被害でやっとな獣被害が「自分ごと」になったというわけだ。それは、コロナウイルスのパンデミックとその遠因である気候危機、ロシアのウクライナ侵略による食料危機、日本の経済政策の破綻による物価高の最中にあることで緊迫度を増している。以来、消費生活者が、農と食の現実に「当事者として、自分ごととして、担い手として向き合う」ことの問い直しを始めている。

今や、生態系の営みの力を借りて営む農業・アグロエコロジーの方向が世界の潮流になりつつある。2022年11月、エジプトで開催された国連気候変動枠組み条約第27回締約国会議（COP27）では、アフリカ諸国の代表が気候変動による被害事実をつきつけ、人々の

生存をかけて、先進国の責任を追及し補償を要求している。先進国住民の私たちが SDGs の (13)・気候危機対策に何もしなければ加害者になる。世界中が「生き合い、生きのびる」ために環境公害の課題を「自分ごと」として引き受けなくてはならない。その事に多くの人々が気づき、行動が始まっている。

〈 農は平和の基——農業が新しい社会運動に 〉

2022年8月、農民連学習会で長谷川敏郎・農民運動全国連合会会長は「農業はあたらしい社会運動」との新たな側面を提起した。以下に講演の骨子を記す。

- ・平和でなければ、農業経営は守れない。農業は平和憲法を支える仕事
- ・日本国憲法前文「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する事を確認する」
- ・日本の食料自給率 37.17%は「恐怖と欠乏」との同居＝平和的生存権の侵害
- ・農業は、憲法 13 条「生命・自由・幸福追求の権利」の基盤をなす人間の営み
- ・農業なくしては、25 条「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」も成立しない
- ・自給率引き上げの運動は、平和への道

この「憲法と農業」の提起は、「戦争の恐怖と食料の欠乏」をくい止め、生きのびるために、あらゆる農民・市民がつながり、土を育て、土と生きることを促している。

さらに、アグロエコロジーの新たな側面として、人間という特定の生物が持ってしまった自制の能力を超えた権力と経済体制が地球と人類の持続可能な存続をおびやかしている実態に気づくことを私たちに訴えている。故・山下惣一さんのいう「市民皆農」の普遍的な側面の提起だと言えるのではないか。

〈 個人の健康が地域と地球とつながっている 〉

2022年10月1日、戦後40年余のたゆまぬ実践が生み出した「労働者協同組合法」が施行された。志を同じくする人たちが資金を出し合い、話しあって運営し、ともに働く、「協同労働」と呼ばれる働き方を制度的に保証するものである。3人からの届け出だけで法人格が得られ、誰でも小さな事業を起こせる。

古村伸宏・ワーカーズコープ連合会理事長は「誰もが仕事と暮らし、時代と社会の当事者になろう」と呼びかけている(ワーカーズコープ連合会ニュースレター「よい仕事通信」2022年10月号)。また2022年11月に同連合会が開催した「協同労働実践交流全国集会2022」の開会の挨拶では、「よい仕事、しあわせ、豊かさとはどういう概念なのか? ワーカーズコープの実践は『これまでの概念を変えていく格闘』の物語を生活の中で、地域で紡いでいく事だ」と述べられた。

- ・新型コロナウイルスの流行が「腸活」(人体の危機)とSDGs(気候危機)をつなげた。
- ・「持続可能な社会」とは地球と人類が「生きのびられる社会」と言いかえられる。

- ・ 生きのびるために、基礎科学知識を学ぶこと。いのちに対する基礎科学研究が大切
- ・ 生きのびるために、人類が獲得してきた免疫力のアップを。
- ・ 「食農教育」とは、環境と自分の健康を守ることとの関係を知ること。

ヒト以外の生命をまもることで自分の生命をまもることができる事を学ぶこと。

SDGsを「自分ごと」として認識し、生活化、行動化していくための学習活動である。

80歳代の私の夢は、薬草園（ソーラーシェアリング農法で）とそれに併設する健康サロン（太陽光線療法をはじめ民間伝承医療の実践）と健康学習塾（食農教育学習）を若い人たちとともに、地域に根ざしたワーカーズコープ方式で開設することである。

そして、食べる人、土と生きる人として「食農教育ののろし（狼煙）」を上げ続けることである。

さらに、「SDGs——私たちにできること」を次世代とともに楽しく格闘していくことである。

農の本源性とワーカーズコープの未来性が、生きのびる道を照らす光である。

電力労働運動近畿センター（資料）

2023年1月25日

関西電力株式会社

社長 森 望 殿

第32回・関西電力株式会社への申入書

ライフライン市民フォーラム（LLCF）相談会
代表 ・ 西川 榮一

ロシアのウクライナ侵略戦争を契機として化石燃料の高騰が世界中を襲っています。さらには原発回帰の動きが強まり、わが国でも原子力規制委員会が新たに60年超運転を認める判断を下し、政府の方針に追随する姿勢を見せています。しかし、国民の大多数は原発の延長運転に慎重な姿勢を示しており、原発に否定的な意見が多いことを忘れてはいけません。原発を多数所有し稼働している貴社の責任は増々重くなっています。

今回で32回目の貴社への申し入れを行います。コロナ禍のため面談ができないのはやむをえないとしても電話での対応という極めて不誠実な対応になっています。今回の申し入れに対しては、ぜひ従来のように面談での回答を要請します。なお、回答は3月中旬までにいただきますよう重ねて要請します。

記

1. 原子力発電所について

「原則40年、最長60年」とした原発運転期間の撤廃を検討する政府方針を受け、原子力規制委員会は安全規制の見直し案を示し、運転開始30年後から10年ごとに設備の劣化具合を審査する形に変更するとしています。しかしマスコミや国民からはなし崩しのルール改正は許されないと批判の声が上がっています。エネルギー分野では、脱炭素化、電力の需給調整、安全保障などの課題があります。それに対し原発による対策効果は、そのリスク・コストに見合うのかが問われています。使用後に出る高レベル放射性廃棄物の扱いも、現段階ではめどが立っていません。

貴社は40年超運転をめざし高浜3、4号機の蒸気発生器取替えを発表し、福井県に申請しました。そこで以下の質問を行います。

- 1-1 貴社はゼロカーボンビジョン2050でSMRや原発の新增設を行うとしています。いくら小型化を推進し、次世代型の原子力発電所を建設しても当然ながら放射性廃棄物が発生します。貴社は将来世代の人たちに放射性廃棄物という負の遺産を押し

つけています。特に高レベル放射性廃棄物の処理については見通しさえ立っていません。その放射性廃棄物の管理や処理、世代間の衡平性について今後どのようにお考えでしょうか。

1-2 高浜3号機は2026年6月に、4号機は同10月に蒸気発生器を取り替えると貴社は発表しています。その間、古い蒸気発生器を使い続けることとなり、スケールによる細管損傷のおそれや細管破断のリスクがあります。貴社の言う安全・安心を最重要と考えるならば取替えまで運転を見合わせるべきではないのですか。お答えください。

1-3 前回の質問で蒸気発生器細管の減肉はいくらまで耐えられるのかと質問しましたが、明確な回答はありませんでした。そこで再度質問します。高浜原発蒸気発生器の損傷は56%とも63%とも発表されています。このように減肉した個所の強度は何%低下するのですか。直径約2cm、肉厚約1.3mmの細管は何%の減肉まで耐えられるのですか。その判断基準・根拠とともに明確にお答えください。

1-4 定検時減肉20%以上の伝熱管だけを止栓するのでは不十分ではないですか。お答えください。

前31回の回答で、「貴社は、減肉20%以上の伝熱管は使用しないこととしている」としています。貴社は定検時に見つかった減肉伝熱管のうち減肉率20%以上のものを特定して止栓しています。貴社は、減肉は伝熱管と接触したスケールとの接触面における振動摩耗によるものだと説明してきています。この説明によれば減肉深さは運転時間とともに成長することになります。そうだとすれば定検時に20%以下であっても次の定検までの運転で減肉20%以上になるおそれがあり、20%以上は使用しないとする基準を逸脱して運転することになります。定検時に化学洗浄や水噴射でスケール除去が実施されていますが、除去されるスケールは部分的でしかないことが明らかにされています。

1-4 緊急炉心冷却装置は定期検査ごとに検査し動作確認をしていると回答がありました。しかし、質問は原発ごとの検査期間・検査内容・その結果でしたが回答がありませんでした。特に、1次系冷却材喪失等など重大事故時の機器の動作を、損傷していない原子炉を対象にどのように確認しているのか、検査方法、判断基準とその前提となる考え方について、重ねて質問しますので明確な回答をお願いします。

1-5 貴社は発電所ごとに特定重大事故等対処施設を設置し運営をしています。この特定重大事故等対処施設の点検はいつ行うのでしょうか。また勤務体制、人員配置はどうなっているのでしょうかお答えください。

1-6 原子力規制委員会は「新規制基準に合致しているかを判断するところで規制基準をクリアしたからと言って安全とは判断していない」と言明しています。原子力発電が「安全神話」と決別する上では、リスクに基づく判断が求められます。「現時点ではこの程度リスクで十分」との判断はどのような手順、部署の関与があるのでしょうか。

2. 2050ゼロカーボンロードマップに向けた取組みについて

地球温暖化が原因で異常気象による災害が世界を襲い、沢山の人命や資産が失われています。COP27でも先進国の地球温暖化の責任が問われ、開発途上国への支援が決定されました。もはや国内だけを考えた温暖化防止への取組みだけでは遅れてしまう結果になることが明らかになりました。貴社は2050に向けた様々な施策を講じようとしています。グレーな部分や明確な取組みとなっていない箇所が多々見受けられます。以下の質問にお答えください。

2-1 関西電力グループで運転しているバイオマス発電所は朝来バイオマス発電所が12月末に廃止することが決定し、残るのは2カ所となりました。かんだ、磐城発電所は木質ペレットを使用し発電していると前回お答えいただきました。しかし、かんだ発電所は木質ペレット以外にPKS（ヤシ殻）も使用していると発表されています。木質とPKSの生産国（地域）、使用割合と年間の使用数量はいくらでしょうか。

2-2 前回のご回答では、林野庁のガイドラインに従っているとのことでしたが、PKS（ヤシ殻）は、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（2012年6月）によれば、その「Q&A」の「問3-13」において、ヤシ殻は「通常の森林施業での搬出が想定されず、木質でもないことから、木質バイオマスとしての取扱はされません」とされています。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/pdf/hatsudenriyougaidorainqa.pdf>

また、ヤシは生産においてプランテーション方式がとられることが多く、生態系の破壊や、先住民の土地を奪うことによるトラブルなどがもんだいとなってきました。このような問題に対して、貴社の解釈、考え方、取り扱いについてご説明ください。

2-3 ペレットは間伐材や端材から作り燃料としています。この一連の作業が森林の育成・管理のために生じる間伐材、年毎の徒長枝などを原料とする木質バイオであれば、カーボン・ニュートラル燃料とみられます。しかし森林を構成する成木を伐採して木質バイオを作る場合、十分な注意が必要です。

貴社は、相生火力発電所で、輸入木質ペレットを燃料とする20万kwのバイオマス発電プラントの建設を進めています。このプラントが稼働した時の木質ペレット消費量、およびCO2排出量を概算推定しますと以下のようです。

木質ペレット消費量はおおよそ60万ト/年

CO2排出量 おおよそ100万ト/年

<推定条件> ペレット高位発熱量 18Mj/kg、発電効率40%高位基準、炭素成分50%、プラント設備利用率70%

相生プラントを例にとれば、木質ペレット原料が伐採成木だとすると、その森林が毎年CO2を100万ト吸収できるよう、周到に育成・管理されなければなりません。また、自然林を伐採し人工林として利用を始めた場合には、バイオマスだけでなく生物多様性の減少も問題となります。

貴社は森林の利用が持続可能なものになっているかどうかを、どのように確認していますか。そうでなければ、バイオ発電をといながら、CO₂排出量は20万kwの石炭火力を建設したのと大差ないことになります。

2-4 ゼロカーボン火力発電を2030年ごろまでに目指し、LNG火力は水素混焼を行うと謳っています。貴社の取り組みにより製造される水素は、社内でも化石燃料を原料としたグレーな燃料になるのではないかとの疑義も出ています。その水素の原料は何でしょうか。また、水素製造プロセスに使うエネルギー源は何でしょうか。

2-5 CO₂回収を行うとされていますが、回収したCO₂はどこにどのような手段で運搬するのですか。またCO₂はどのような手段で保存するのでしょうか。またその量はいくらを見積もっていますか。

2-6 「ゼロカーボン2050」を実現するために、2025年度までにCO₂排出量を2500万t削減し2030年度にさらに削減するとしています。その基準は2021年度の排出量3006万tと考えてよいのでしょうか。また2030年度までの排出量の具体的な数値目標はいくらなのでしょうかお答えください。

以 上

「連絡先」 〒553-0003 大阪市福島区福島 2-8-16 コトブキビル4階401号
電力労働運動近畿センター気付

「ライフライン市民フォーラム(LLCF)相談会」

代 表 西川 榮一 (担当 伊藤 善次)

TEL 06-4797-4414

[メール den-kinkil@sky.plala.or.jp](mailto:den-kinkil@sky.plala.or.jp)

予測が現実になった「気候危機」、終息なき公害。今すぐ行動しましょう。

気候変化は極端化し、災害は世界規模で多発・激甚化しています。

真冬の竜巻に苦しむアメリカ、異常豪雪の日本、ヒマラヤの氷河が解けパキスタンの3分の1が水没しました。

スイスアルプスは年6%も融けています。南極やグリーンランドの氷床も急速に減少し、その影響を受けた海岸の浸食で、島しょ国の水没の危機は現実になっています。

大気中の二酸化炭素濃度は観測史上最高の410ppmを超え、平均気温も1.15℃上昇しています。

その被害は、温室効果ガス発生の少ない途上国に大きく、日本も「加害者」の一員だという認識が必要です。

気候危機は人災です。

アマゾンの不法開発、東南アジアのパーム植林、今なお新たな化石燃料の開発、農業・漁業など地域の自然涵養産業の破壊など、気候危機を推しとどめる現状にはありません。

さらに、ウクライナなど戦争・紛争の勃発で、対策は大幅に停滞・後退しています。

「気温上昇を1.5℃にとどめる」という先進国の歴史的責任を果たす一歩がやっと合意されました。しかし、求められる対応の迅速性は欠落し、企業利益優先です。日本では進むべき道筋の一貫性・理念が不足しています。

目を大阪に移すと、今なお環境基準の厳格さが不足し、新たな公害被害を予測させます。NO₂・PM_{2.5}、PFASやプラ対策の「停滞」、来るべき南海トラフ地震への備えの脆弱さ、にもかかわらず夢洲への万博・カジノ・IR誘致、そのための高額公費負担が問題になっています。

そういう中でも、地道な住民運動が提起され一定の成果をあげています。

大気汚染、神戸製鋼火力発電の差し止め、アスベスト健康被害の掘り起こし、水俣近畿訴訟、原発避難関西訴訟、有機フッ素化合物汚染問題。今後予測される、北陸新幹線・リニア新幹線建設、大深度道路開発・地下下水道工事、未解決な寝屋川廃プラ施設公害問題、忠岡町巨大産廃炉誘致問題など、公害を未然に防止する運動も萌芽しています。

温暖化防止は、究極にはエネルギー政策です。

政府は、GX（グリーン・トランスフォーメーション）などと、石炭・原発依存を重視し、将来世代へつげを回す無責任な対応を強行しています。地震大国日本・危険地域への原発建設、保管施設も見通せない、10万年先への負荷。

原発は「脱炭素の切り札」ではありません。原発のCO₂排出は、風力発電の25倍です。さらに、その危険性は、ウクライナ戦争で証明されました。また、原発は大規模集中型施設、バックアップ電源やセット電源が必要で、建設費の高騰・建設中のトラブル続き、安全よりも原発利益共同体の利益が優先され、副産物のプルトニウムで核兵器開発の可能性もあります。原発の先には暗雲がたちこめています。

私たちは、再生可能エネルギーを切り拓き、未来を輝かせましょう。

再生可能エネルギーは稼働時にCO₂の排出はなく、太陽・風・水・地下熱など、自然が「燃料」です。

中小規模・分散で災害時や、戦時のリスクが減らせます。大事なことは、自治体立電力創成も可能なことです。

地域のコミュニティで運営でき、地域外への資産流出が減り、地域循環型経済を生み出します。個人で取り組み、危険な廃棄物が少なく、人びとの意識を変え、省エネルギーの取り組みも進みます。

気候危機に対して、自治体・地域から動き始めましょう。持続可能な環境・エネルギー宣言をつくり、地域の特色を生かしたエネルギー創出政策を立て、自治体職員と住民のエネルギー創出意識・省エネルギーの取り組みを支援しましょう。

そして、私たち市民は、政府・自治体に再エネ推進を働きかけ省エネ・減エネに取り組みましょう。

私たちに、時間はありません。未来世代への責任を考え、今すぐ行動しましょう。

2023年2月4日 第51回公害環境デー